

2024年度福井県立大学地域経済研究所調査研究プロジェクト

福井県における地域計画の現状と課題 調査研究報告書（1）



2025年3月

福井県立大学地域経済研究所

目 次

I. はじめに	1
II. 地域計画への地理空間情報の活用	2
1 地理空間情報とは	2
2 GISとは	3
3 地域計画での利用	5
4 都市計画への活用	6
III. 福井県市町における地理空間情報の公開状況	9
1 調査の概要	9
2 福井県庁の状況	9
3 福井県内市町の状況	11
IV. 用途地域別の土地利用分析	15
1 嶺北地域の地理空間情報の収集・整理	15
2 都市計画用途地域とは	18
3 都市地域土地利用細分メッシュデータ	20
4 GISを活用した土地利用分析の手法	21
5 用途地域別の土地利用	26
住居系用途地域の土地利用の現状	26
第一種低層住居専用地域	26
第一種中高層住居専用地域	26
第二種中高層住居専用地域	28
第一種住居地域	30
第二種住居地域	32
商業系用途地域の土地利用の現状	33
近隣商業地域	33
商業地域	35
工業系用途地域の土地利用の現状	37
準工業地域	37
工業地域	39

V. 本研究の地域計画の視点と背景	41
計画文化（Planning Culture）の紹介	41
地域を超えた計画文化：翻訳プロセスについての考察	42
計画文化：普遍性、地域性、制度化	43
計画文化：日本の都市と地域への非物質的遺産	44
文化的なレガシーとしての戦後計画	45
計画文化とデジタル・ヒューマニティーズ	46
京都の計画文化、GISツール、都市化	47
デジタル計画文化への展望	48
VI. 福井県に関する予備調査	50
戦後福井県の都市・地域計画の予備調査	50
1945年から1975年までの福井県の行政組織（予備調査）	51
地方自治体の地図やデータの収集	52
データベース、アーカイブ、図書館からの地図やデータの収集	58
まとめ	68
将来の研究と発展の可能性	68
VII. 福井県の農業と地域計画	73
1 農業と地域計画	73
2 福井県農業の概況	73
VIII 都市計画区域と農業振興区域	78
1 都市計画区域内の農用地	78
2 農業振興地域整備計画と地域計画	86
3 おわりに	89
IX. おわりに	91

I. はじめに

福井県立大学地域経済研究所では、2024年度から、地域計画の現状と課題を調査する研究プロジェクトが立ち上がった。1年目は、基礎調査を行い、2年目は具体的な事例調査を行う予定である。

1年目の今年度は、基礎調査として、地域計画のうち、都市計画への地理空間情報の活用や計画文化とデジタル・ヒューマニティーズの適用可能性の検討を行う。また、視点を変えて、農業計画を対象とした分析も行う。このように、本報告書では、福井県内の農業計画の分析や都市計画のデジタルな地理空間情報やデジタル・ヒューマニティーズという新たな観点から、分析することが、本報告書の主たる目的となる。

本報告書では、次の第Ⅱ章で、地域計画への地理空間情報の活用の展望について整理を行ったうえで、続く第Ⅲ章で福井県市町における地理空間情報の公開状況を明らかにし、その現状から、来年度以降を見据えた各市町からの地理空間情報の収集を開始した。そして、第Ⅳ章において地域計画への地理空間情報の活用の具体的事例として、福井県越前市の都市計画用途地域別の土地利用の分析事例を示した。ここまでの執筆は青木が担当した。

また、第Ⅴ章では視点を変え、計画文化の観点からのデジタル・ヒューマニティーズの流れを整理した。第Ⅵ章では戦後福井県内での都市・地域計画資料の予備調査を行い、資料収集とデジタル化を実践した。ここまでの執筆はアンドレアが担当した。

続いて、対象を都市計画から農業計画に変更し、第Ⅶ章では農業産出額や農地の状況など福井県農業の概況を整理した上で、第Ⅷ章では、都市計画区域と農業振興区域、農業振興地域整備計画と地域計画について分析を行った。この章については、前田が担当した。

Ⅱ．地域計画への地理空間情報の活用

1 地理空間情報とは

地理空間情報とは、特定地点・区域の位置情報とそれに関連付けられた様々な情報である。具体的には土地利用図、ハザードマップ等の地図情報や空中写真、衛星画像等の画像情報とそれに紐づく台帳情報、統計情報などのことをいう。そして、地理空間情報を総合的に管理・表示し、分析や判断を可能にする技術が地理情報システム（GIS：Geographic Information System）である（国土地理院 2024）。近年、ICT（情報通信技術）の進展により、地理空間情報の収集や分析が容易になり、その利活用が様々な分野で注目を集めている。

我が国では、2007年8月29日に地理空間情報活用推進基本法（以下「基本法」という）が施行された。この法律の目的は、地理空間情報の整備や共有を進め、行政や民間、学術分野における活用を支援することで、経済の活性化、国民生活の向上、そして防災や危機管理の強化に寄与することである。基本法の制定以前、日本では地理空間情報に関する取り組みが分散的で、統一的な方針や基盤が整備されていなかった。この状況は、情報の重複整備や連携不足を招き、利活用の障壁となっていた。また、災害大国である日本では、防災・減災の観点から地理空間情報の有効利用が不可欠である一方、関係機関間のデータ共有が十分ではないという課題も指摘されていた。このような背景のもと、地理空間情報の利活用を一体的に推進するため、基本法が制定された。

基本法では、基本理念として、地理空間情報の整備と利活用が「国民生活の向上」「行政運営の効率化」「地域経済の活性化」に寄与するべきと明示されている。特に、地理空間情報が公共財としての役割を果たすことを強調している。また、第4条、及び第5条では、国、及び地方公共団体が地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務等が明記されている。本法施行から17年を経て、これまで国は国土数値情報を始めとする地理空間情報の整備・公開を進めてきた。地方公共団体（以下、自治体という）では、GIS導入や1/500レベルでの大縮尺の地理空間情報の整備など先進的な自治体が国の動きを主導してきた。

地理空間情報は、地形図や都市計画図、土地利用図などの基盤となる地図データが基礎となる。また、地形をありのままに写しとった空中写真データ、その上に重ねる植生や気象などの人工衛星等による観測データも含まれる。さらに、道路や河川などの台帳データ、人口や農業などの統計データ、固定資産や顧客リストなどの各種データベース、GPS（全地球測位システム）で観測された車両や携帯電話の位置情報なども地理空間情報と定義される。GISは、こうした位置・空間データを加工・分析・表示することが可能である。

これらの情報は、単独で利用される場合もあるが、GISにて複数の情報を組み合わせて分析することで、より深い洞察を得ることが可能である。様々なデータをGIS上に層（レイヤ）ごとに分けて載せ、位置をキーにして多くの情報を結びつけることで、相互の位置関係の把握、データ検索と表示、データ間の関連性の分析などが可能になる。近年の技術革新により、地理空間情報の利用はますます身近なものになっている。スマートフォンやGPSデバイスが普及し、誰もがリアルタイムで位置情報を活用できるようになった。これにより、効率的な移動やコミュニケーションが可能となり、生活の質が向上している。

地理空間情報は、我々の日常生活や専門分野において以下のように活用されている：

都市計画：人口分布や土地利用データによる効率的な公共施設配置や交通網整備。

農業：植生データや気候条件を活用して作物の生産性を向上。

環境保全：森林減少や水質汚染をモニタリングし、対策を検討。

カーナビゲーション：道路地図や交通情報をもとに最適なルートを案内。

防災計画：洪水リスクマップを活用した避難計画の策定。

2 GISとは

GISとは、基本法第2条において、「地理空間情報の地理的な把握又は分析を可能とするため、電磁的方式により記録された地理空間情報を電子計算機を使用して電子地図上で一体的に処理する情報システム」と定義されている。すなわちGISとは、位置に関する様々な情報を持ったデータを電子的な地図上で扱う情報システム技術の総称である。位置に関する複数のデータを地図上で重ね合わせ、視覚的に判読しやすい状態で表示できるため、高度な分析や、分析結果の共有・管理がしやすくなる。地理空間情報、すなわち位置とそれに関する様々な情報のデータとしては、地形図や都市計画図、土地利用図などの基盤となる地図データや、地形をありのままに写しとった空中写真データ、その上に重ねる植生や気象などの人工衛星等による観測データ、道路や河川などの台帳データ、人口や農業などの統計データ、固定資産や顧客リストなどの各種データベース、GPS（全地球測位システム）で観測された車両や携帯電話の位置情報など多様な種類がある。GISソフトウェアは、こうした位置・空間データを加工・分析・表示することが可能である。様々なデータを電子地図の上に層（レイヤ）ごとに分けて載せ、位置をキーにして多くの情報を結びつけることで、相互の位置関係の把握、データ検索と表示、データ間の関連性の分析などが可能になる。このことから、GISは非常に幅広い用途に使われている。たとえば、道路、水道、電気、ガスなどの社会インフラの管理にGISが活用されていたり、土地・建物の不動産情報や

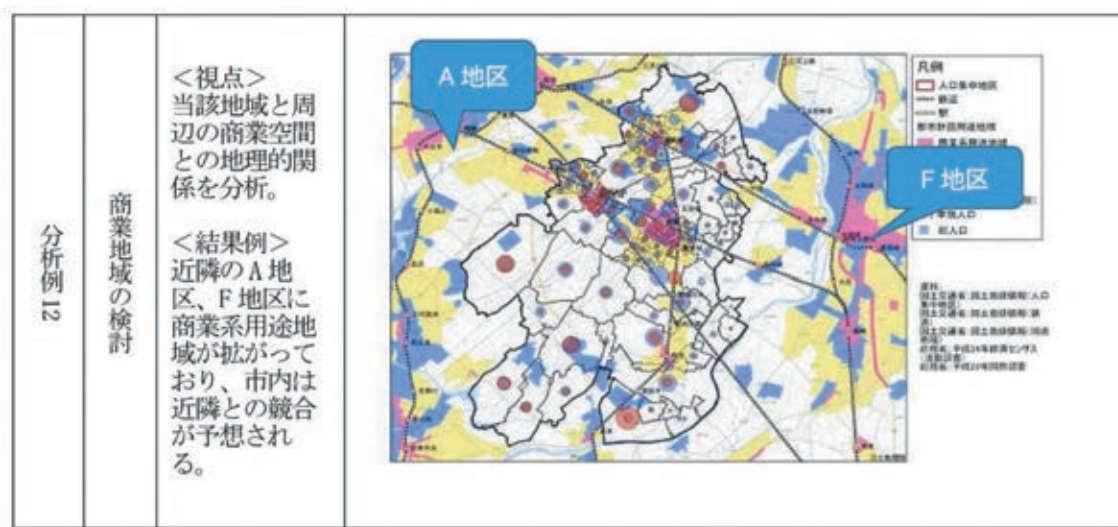


図1-1 GISの地域計画への活用事例

出所：国土交通省（2016）「地域課題検討のためのGIS活用」https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_chiikikadai_gis.html

施工管理、店舗の出店計画や顧客管理などのエリアマーケティング、災害時を想定した防災計画にもGISが使われている。(国土地理院2024)。

GISは、地理空間情報を収集、管理、解析、表示するための技術であり、現代社会における重要な情報基盤となっている。世界初のGISはCGIS (Canada Geographic Information System) であった。これは1962年にカナダ土地調査で収集されたカナダの広大な森林資源データの解析と農村地域開発計画策定のために開発された地図システムであった (Goodchild, Kemp 1990)。日本における自治体でのGIS活用の端緒は、1973年～1983年の建設省UIS (Urban Information Systems) による兵庫県西宮市での都市計画GISの実験的取り組みであった。その後、民間企業の協力により、1970年代後半から1980年代前半に、神奈川県川崎市、神奈川県横浜市、神奈川県神奈川市、兵庫県、愛知県名古屋市、岡山県岡山市で先進的なGIS開発が進められた (岡部 2008)。そして、米国esri社のArcinfo/viewを始めとするパッケージ型GISソフトウェアの登場により、GIS開発を伴うことなく、1990年代から先進的な自治体でGIS導入が開始され始めた。当初の自治体GISは、固定資産税、道路、都市計画、上下水道部門など個別の図面管理業務に特化した個別型GISであった。個別型GISが普及する中での課題として、多くの業務で共同利用できるGISと基図データの共有化による二重投資の回避の必要性が指摘された (横山・樗木1997)。

これら1990年代後半のGIS、基図データ共有化の議論を受けて、役所内の情報ネットワークを通じて、多くの部門が使う基図データを一元的に整備・管理し、共同利用する統合型GISが提案され、先進的自治体で導入されてきた。その目的は、地図に関する二重投資の排除、業務効率化、部門間の情報共有化による行政サービスの高度化を実現することである。その後、図面管理部門以外の多様な部門での統合型GIS利用提案 (青木 2006) により、統合的GISは自治体の様々な部門で利活用されてきた (深田・阿部 2008)。その後、インターネット普及に伴い、統合型GISはWebブラウザを利用した統合型WebGISへと進化し、行政内部の情報連携だけでなく、インターネットを通じた住民への地理空間情報の提供へと利用範囲が広がった (大月 2007)。

しかし、GIS構築に要する経費の問題から、統合型GISの導入に踏み切れない自治体が多いことが指摘されている (町田2004)。そのために2000年代後半から、統合型GISの整備・利用範囲を自治体単独から広域連携して、都道府県で共同利用する県域統合型GISの取り組みが開始された (和田 2009)。県域統合型GISは、都道府県が主体となって、県内の複数市町村が参加し、県単位で広域的なデータ共有を可能にする統合型GISである。それにより、自治体や部門間の地理空間情報共有化、業務効率化、住民提供サービスの向上を図るものである。この県域統合型GISの活用により公共施設の地理空間情報を管理し、効率的な再配置など地域資源の最適化に活用することが可能となっている。また、地理空間情報の公開は、住民にとっても大きなメリットがある、防災にかかる地理空間情報が公開されることで、地域の危険エリアの把握が地理的に把握可能となり、災害発生時の避難経路の事前策定など住民生活の安心・安全な生活に寄与する。さらに、発災時にはリアルタイムでの地理空間情報の情報提供が可能となる。

3 地域計画での利用

地域計画とは、地域社会の課題を解決し、持続可能な発展を実現するための指針を定めるものである。この計画を策定・実行するにあたり、地理空間情報は極めて重要な役割を果たす。地域計画の出発点は、地域を正確に把握することである。地理空間情報は、土地利用状況や人口分布、交通網、インフラの整備状況など、地域に関する膨大なデータを空間的に整理・可視化することが可能である。例えば、土地利用の状況を地図上に示すことで、住宅地や商業地、工業地、農地などの配置を一目で理解できる。同時に、人口密度や交通量の分布を重ね合わせることで、交通渋滞の発生箇所や過密状態にある地域を特定することができる。また、これらの情報は単なる視覚的な理解にとどまらず、統計的な分析を可能にし、将来的な需要や課題を予測するための基盤としても機能する。

地理空間情報の活用は、地域計画を科学的根拠に基づいて策定するうえで極めて有効である。これにより、感覚や経験による判断に依存することなく、客観的で信頼性の高い計画を立案することが可能となる。例えば、災害リスクを評価する際には、地形や地質のデータを用いたリスクマップが有効である。このようなハザードマップを活用することで、洪水や土砂災害の発生が懸念される地域を特定し、それに基づいて防災対策を計画することができる。また、都市の発展計画においては、交通流動や土地利用の将来予測を含むシミュレーションを実施することで、複数の計画案の中から最適な選択肢を選ぶことができる。このような地域計画へのGIS活用を自治体が可能となるように、国土交通省（2016）は「地域課題検討のためのGIS活用」資料を提供している（図1-1）。

地域計画のもう一つの意義は、地域全体を一体化し、効率的に発展させることである。地理空間情報は、異なる地域間の相互関係や資源の分布を明確化し、全体最適化を図るためのツールとして機能する。例えば、広域交通ネットワークの整備を計画する際には、各地域を結ぶ主要な交通路の役割や流動を把握することが不可欠である。地理空間情報を用いて交通データを解析することで、地域間の結びつきを強化する効率的な交通ネットワークを設計することができる。同様に、観光資源や自然資源の分布を把握することで、地域の特性を活かした計画が可能となり、地域の魅力を最大限に引き出すことができる。このように自治体が自らの地域計画を検討するに際して、GISと地理空間情報を適切に活用して、施設の立地や土地利用について地理空間情報の地図表示を行い、定性的・定量的な地域分析等を行うことによって、地域空間の可視化が平易になるようになる。さらにはニーズに応じて、条件を変えリアルタイムで結果を示すことも可能となる。

また、地理空間情報は、地域計画への地域住民の参加と合意形成を促進するための強力な手段にもなる。地域計画は、地域住民の生活に直接関わるものであり、その策定プロセスに住民の意見を反映させることが重要である。地理空間情報を用いた視覚的なデータの提示は、計画内容をわかりやすく説明し、住民の理解を深めることに寄与する。例えば、GISを活用して作成された地図は、複雑な計画内容を視覚的に表現することで、住民が具体的なイメージを持ちやすくする。これにより、住民が自らの生活環境に対する意見をよりの確に述べることができ、計画の透明性と納得感が向上する。また、オンラインで地理空間情報を共有することで、住民が自由に計画内容を確認・意見を提出できる仕組みを構築することも可能である。

4 都市計画への活用

地域計画の代表的なものが都市計画である。都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定される計画で、「土地利用」、「都市施設」及び「市街地開発事業」に関する計画を総合的・一体的に定めることにより、住民が「安全で、住みやすく、働きやすい都市」の建設を目指して策定するものである（兵庫県2024）。都市計画法は、都市計画の内容、決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることで、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

都市の発展は、住民の生活環境、経済活動、自然環境の保全など多岐にわたる要素に依存しているが、これらが無秩序に進行すれば混乱を招き、都市全体の活力を失わせる原因となる。そのため、都市計画は、都市の機能を最適化しつつ、住民の幸福と安全、そして社会全体の調和を実現するためにある。その根幹には、効率的な土地利用の促進が据えられている。都市は限られた空間の中で、住宅、商業、工業、農業など多様な用途を調整しなければならない。無秩序な開発が進めば、都市の外延的拡大、いわゆるスプロール現象が生じ、交通渋滞や環境悪化などの問題を引き起こす。都市計画は、このような問題を未然に防ぎ、土地の用途を計画的に定めることで、都市空間の効率の最大化を図る。適切に区分された土地利用は、経済活動の円滑化や住環境の質向上を促し、都市全体のバランスを保つ役割を果たす。

都市計画のもう一つの重要な目的は、住民の生活環境を向上させることである。都市は、多様な人々が共存する場であり、それぞれが安全で快適に暮らせる環境の提供が求められる。住宅地

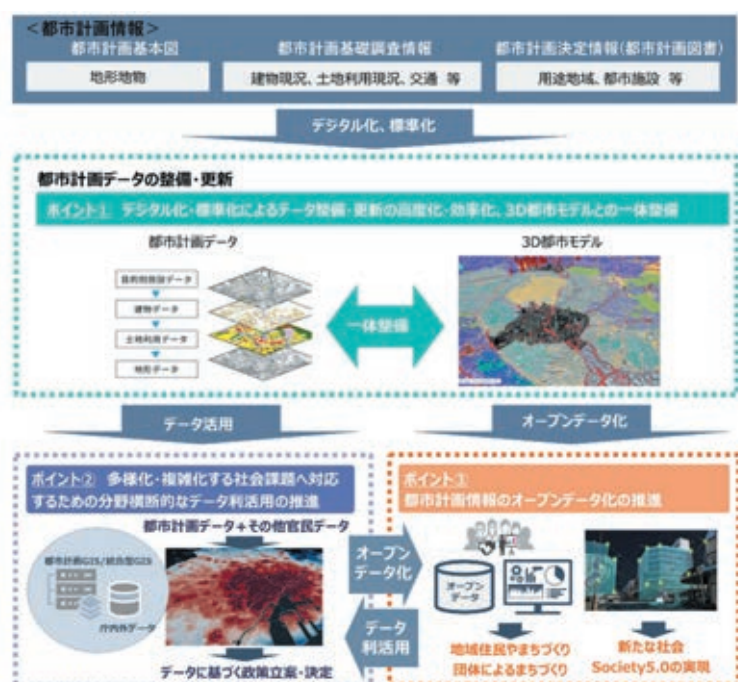


図1-2 都市計画情報のデジタル化・オープン化

出所：国土交通省都市局（2023）「都市計画情報のデジタル化・オープン化ガイダンス」<https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/content/001618641.pdf>

の適切な配置や道路網の整備はもちろんのこと、緑地や公園の整備は住民に安らぎと健康をもたらす。さらに、商業地や工業地の計画的な配置は、企業活動を活性化させ、雇用を生み出す。観光資源の開発や整備も、地域経済の振興に直結する都市計画の成果といえる。また、防災計画の一環として、災害リスクを低減するための施策が都市計画に組み込まれることも重要である。地震や洪水、土砂災害といった自然災害に備えた都市構造の設計は、住民の生命と財産を守るために不可欠である。

一方で、都市計画は、自然環境との共生を目指す点でも大きな意義を持っている。無秩序な都市化は、自然生態系に深刻な影響を与えることがあるが、都市計画はこれを抑制するための重要な手段である。緑地帯や自然保護区を計画的に設定することで、自然環境を守りつつ、都市の持続可能性を高めることができる。また、エネルギー効率の良い建築物の推奨や省エネ型のインフラ整備を通じて、地球環境への負荷を軽減する取り組みも進められている。

また、都市計画は、社会全体の秩序を保ち、住民の相互理解や協力を促進する役割も担っている。計画の立案過程において住民が参加し、自らの意見を反映させることで、計画への納得感が生まれ、地域コミュニティの結束が強まる。このような住民参加型の都市計画は、民主的な社会の基盤を築く上で極めて重要である。

この都市計画に地理空間情報とGISは有効に活用できる。現実の地方自治体での都市計画実務においては、都市計画基本図、都市計画基礎調査、都市計画決定情報といった都市計画情報の整備・管理の効率化のため、多くの自治体において、都市計画情報のデジタル化が行われ、活用が進んでいる。一方で、こうした都市計画情報を活用し、防災、健康福祉、さらには、3D都市モデルの整備といった都市計画以外の多分野での活用や、オープンデータ化の進展など、都市計画情報に関連する周辺環境も大きく変化している。こうしたことから、デジタル社会に対応し、都市計画情報の更なる高度化に向けた具体的方策について、2023年6月に国土交通省都市局は、都市計画情報の整備・管理の効率化と多分野での活用を促進するために、「都市計画情報のデジタル化・オープン化ガイダンス」が策定された（国土交通省都市局2023）（図1-2）。あわせて、国土交通省は、都市計画情報のデータ仕様を定めた「都市計画データ標準製品仕様書」、均質なデータ整備方法を定めた「都市計画基礎調査実施要領」を同時改訂した。「都市計画データ標準製品仕様書」では、都市計画図や基礎調査、都市計画決定情報のデジタル化を推進し、防災や健康福祉、3D都市モデルの整備など、都市計画以外の分野での活用やオープンデータ化また、都市計画情報のデータ仕様を定めている。また、「都市計画基礎調査実施要領」では、均質なデータ整備方法が定められている。今後、これらの資料は、各地方公共団体が都市計画情報のデジタル化・オープンデータ化を実施するために活用することが期待されている。

第Ⅱ章 文献一覧

- 青木和人（2006）「自治体の非図面管理部門における統合型GISの意義」『GIS-理論と応用』 vol.14No.2,pp.97-105.
- 碓井照子（2015）「地方に GIS 産業を発展させ,地域活性化そして地方創生へ:地理情報システム学会と地元測量系企業の NPO 活動」、測量、65（3）, pp24-29.
- 茨城県（2008）「茨城県域統合型GIS（愛称：いばらきデジタルまっぷ）」<https://www2.wagmap.jp/ibaraki/Portal>
- 大月貴夫（2007）「横須賀市の統合GIS普及に向けた取り組み」『測量』 Vol.57, No.11, pp.14-17.
- 岡部 篤行（2008）「日本における1970・80年代のGIS開発—日本のGISの曙—」『地学雑誌』 117- 2,pp.312-323.
- 国土交通省都市局（2023）「都市計画情報のデジタル化・オープン化ガイダンス」<https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/content/001618641.pdf>
- 国土地理院（2024）「GISとは」https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/chirikukannjoho/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk1_000041.html
- 総務省自治行政局（2024）「令和5年度自治体DX・情報化推進概要」https://www.soumu.go.jp/denshijiti/060213_02.html
- 総務省（2022）「令和4年度地方公共団体の主要財政指標一覧」https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/R04_chiho.html
- 総務省（2024）「三大都市圏の市町村関連資料」https://www.soumu.go.jp/main_content/000256144.pdf
- 国土交通省（2016）「地域課題検討のためのGIS活用」https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_chiikikadai_gis.html
- 兵庫県（2024）「都市計画制度の概要」https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/wd21_000000009.html
- Goodchild MF, Kemp KK, (1990) “Analysis (U.S.) NC for GI&. NCGIA Core Curriculum: Introduction to GIS. National Center for Geographic Information and Analysis” , University of California at Santa Barbara.

Ⅲ. 福井県市町における地理空間情報の公開状況

1 調査の概要

このように地域計画、とりわけ都市計画に有用に活用できる地理空間情報であるが、福井県に関する地理空間情報はどのように利用できるのでしょうか。近年はインターネット経由での統合型WebGISにより、自治体が地理空間情報を住民に提供する取り組みが進んでいる。また、国や地方公共団体、公益企業などが保有する公共データを、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開するオープンデータの取り組みも進んでいる。そこで、次に福井県と県内市町の住民へのインターネットWebを通じたGISによる地理空間情報の公開状況やオープンデータでの地理空間情報の公開の有無、公開されているデータ形式を調査して、福井県のGIS・地理空間情報の公開状況を整理・考察したい。

福井県内自治体の地理空間情報の公開に関する調査は、福井県と福井県内17の市町、計18自治体を対象とした。調査時点は2024年11月1日として調査は地域経済研究所が実施した。調査方法は各自治体の公式Webサイトや福井県DX推進課のオープンデータライブラリなどの公的資料から情報を収集した。そして、福井県内市町地理空間情報公開一覧表として一覧表に整理した(表2-1、2)。表は自治体の団体コード順に整理している。調査項目は以下の2つの観点から調査した。

1. 公開型WebGIS (表2-1)

各自治体公開型WebGISの有無と公開されている地理空間情報の種類を整理した。

2. 地理空間情報オープンデータ (表2)

福井県では、オープンデータ公開の取り組みはすべての自治体で開始されている。本調査ではその中で地理空間情報のオープンデータ公開の有無とその種類やデータ形式を整理した。なお、ここでの地理空間情報オープンデータとは、線、面形状を示すことのできるシェープファイル、KMLファイル形式dのオープンデータを対象としており、一般的な行政オープンデータで公開される施設位置XY座標情報は対象としていない。

表2-1を概観すると、1. 公開型WebGISについては、福井県内18自治体のうち、7自治体(38.88%)が公開型WebGISにて地理空間情報公開を行っていた。また、2. 地理空間情報オープンデータについては、3自治体(16.66%)が地理空間情報をオープンデータとして公開していた(表2)。福井県内では一部の自治体で、地理空間情報や地理空間情報オープンデータの取り組みが進んでいるが、自治体ごとに取り組みの状況や公開内容にばらつきがある。

2 福井県庁の状況

福井県庁内で公開型WebGISにて地理空間情報が公開されているのは、表2-1の4つの地理空間情報となっている。福井県土木部砂防防災課(2024a)ではWebGISにて、県域全体を対象として「土砂災害警戒区域等管理システム」を提供している(図2-1)。本システムでは、土木部の土砂災害防止法の警戒区域・特別警戒区域、土木部の雪崩危険箇所、農林水産部の山地災害危険地区にかかる地理空間情報をWebGISにより地図形式で情報提供している。また、



図 2-1 土砂災害警戒区域指定地位置

出所：福井県土木部砂防防災課（2024a）



図 2-2 ふくい水害ハザード情報

出所：福井県土木部河川課・砂防防災課（福井県土木部砂防防災課2024c）



図 2-3 ふくい津波ハザード情報

出所：福井県土木部砂防防災課（2024d）

本WebGISにて提供されている地理空間情報は、県の土砂災害警戒区域指定地位置情報サイト（福井県土木部砂防防災課2024b）にて、GISの汎用的な地理空間情報データフォーマットであるシェープファイル（shp）形式にてオープンデータとして公開されている（表2-2）。

また、福井県土木部河川課・砂防防災課（福井県土木部砂防防災課2024c）では、別のWebGIS「ふくい水害ハザード情報」にて、県域全体での浸水実績データ、洪水浸水想定区域データを提供している（図2-2）。これらの浸水想定区域図（想定最大）、洪水浸水想定区域図（計画規模）、洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）、家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流・河岸浸食）データは、県の県管理河川の浸水想定区域サイト（福井県DX推進課2024a）にて、シェープファイル形式にてオープンデータ公開されている（表2）。

また、福井県エネルギー環境部自然環境課（2024）では、クマ出没情報を提供するWebサイト「福井クマ情報」を作成している。本サイトではWebサイト上の地図ウィンドウに熊目撃位置情報が表示されている。ただし、これら地理空間情報はオープンデータ公開されていない。

福井県庁では庁内の地理空間情報を統合する統合型GISが存在しない。そのため、それぞれの部署が管理しているハザードマップにかかる地理空間情報が、別々の3つのWebGISにて公開されている。このため土砂災害警戒区域、洪水浸水区域、津波災害警戒区域の情報を一つの地図上に重ね合わせて表示することができない。災害は個別の災害のみで起こるものではない。

大雨が降れば洪水浸水の危険性が高まると同時に、土砂災害の危険性が高まる。このため福井県庁では統合型WebGISの導入により、各種災害のハザードマップを1つの地図上で重ね合わせて閲覧可能とすることが求められる。併せて、それ以外の行政計画や生活情報にかかる地理空間

間情報も統一した統合型WebGISにより、閲覧できるようにすることが望ましい。

3 福井県内市町の状況

次に表2-1より福井県内市町の1. 公開型WebGIS状況、表2より2. 地理空間情報オープンデータの公開状況を考察していきたい。

表2-1 福井県内自治体の公開型WebGISの状況

団体 コード	団体名	1. 公開型WebGIS	
		公開されているWebGIS	公開されている地理空間情報
182000	福井県	土砂災害警戒区域等管理システム	地すべりGISデータ、土石流GISデータ、急傾斜地の崩壊GISデータ
		ふくい水害ハザード情報	浸水実績データ、洪水浸水想定区域データ
		ふくい津波ハザード情報	津波災害警戒区域データ、津波浸水想定データ
		福井クマ情報	熊目撃位置データ
182010	福井市	福井市都市計画情報Webサービス	都市計画情報:用途地域、防火・準防火地域、風致地区、地区計画区域
182028	敦賀市	つるガイド（敦賀市電子地図情報提供サービス）	一般施設マップ、行政施設マップ、港湾附属施設敷地（きらめきみなと館横敷地）、公衆無線LANサービス、防災情報マップ、有害鳥獣出没マップ、医療施設マップ、生活・福祉施設マップ、こどもの施設マップ、学校施設マップ、保育園・学校などの地図、病院の地図、敦賀市都市計画マップ、交通情報マップ、除雪による駐車禁止区間、水道水の水质調査マップ、市営住宅・優良賃貸住宅マップ、空き家・空き地情報マップ、市営駐車場マップ、市民農園マップ、未利用土地マップ、観光施設マップ、敦賀の歴史・文化に触れよう、大谷吉継ゆかりの地を巡るMAP、その他情報マップ
		敦賀市都市計画情報マップ等閲覧サイト	都市計画情報:用途地域、防火地域、準防火地域、土地区画整理事業、臨港地区、工業団地造成事業、都市計画区域、都市計画道路、都市計画公園、都市施設、開発許可区域、都市機能誘導区域、居住誘導区域、一般基準区域、農地保全区域、自然環境保全区域、第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域、特定制限地域、重要交差点、規制交差点、第2種禁止地域対象範囲・道路、第3種禁止地域対象範囲・道路、景観形成推進地区、屋外広告物届出対象路線、規制区域のみ
182052	大野市	越前おおの結マップ	公共施設情報、都市計画情報、防災情報、バスルート
182095	越前市	越前市ぐるぐるマップ	体育施設、保育園、幼稚園、公民館、社会福祉機関、町内集会所、児童センター、小学校、医療機関、中学校、神社、高校、警察、寺院、大学、消防、市営住宅、都市計画区域、都市計画区域(形状線)、用途地域、大規模集客施設制限地区、防火準防火地域、高度利用地区、駐車場整備地区、地区計画区域、建築協定、緑地(緑化)協定、土地区画整理事業、市街地再開発事業、市域界、道路1000、道路2500(線)、歩道、家屋(面)、河川、その他(線)、その他(点)、その他(文字)、橋梁、農道、林道、自転車通行可能歩道、市道、街路樹、街路樹_文字、国道、県道、アンダーバス(地下道)、踏切、トンネル、市民バス路線、市民バス停、福祉バス路線、福祉バス停、消雪施設(線)、除雪路線、代替路線、県道除雪路線図、凍結防止剤散布路線、歩道除雪、雪捨て場(シンボル)、浸水想定区域、公共施設避難所(風水害)、一次避難場所(風水害)、水防倉庫、雨量観測所、水位観測所、河川定点カメラ、広域避難場所(風水害)、地区拠点基地(風水害)、土地改良区域図、鳥獣保護区等位置図、大気汚染観測所、環境(振動)、環境(騒音)、環境(悪臭)
182109	坂井市	坂井市WebMap	公共施設:体育施設、図書館、文化施設、福祉施設、医療施設、子育て支援施設、コミュニティセンター 教育施設:小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園 交通:鉄道駅、バス停留所、オンデマンド交通「イータク」停留所、コミュニティバス「木部ルート」 防災:避難所、津波避難ビル、AED設置場所、ハザードマップ（洪水、土砂災害、津波、地震） 生活:資源ごみ回収場所（店頭回収、公共施設）、クーリングシェルト（公共、民間） 都市計画:用途地域、都市計画道路、市街化区域、市街化調整区域 その他:居場所マップ（高齢者サロン、子ども食堂）、観光施設、歴史・文化施設、公共駐車場
184420	美浜町	美浜町都市計画マップ	都市計画:用途地域、準防火区域、地区計画、都市計画道路、建築協定、道路網図、道路台帳 地震:津波浸水予測、液状化危険度、標高5m以上、指定緊急避難場所、指定避難所、各区より報告された津波一時避難場所 風水害:洪水浸水予測、高潮浸水予測、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、指定避難所 災害関連施設:防災倉庫、防火水槽、ちびっこ広場、児童遊園、病院・医院、都市公園

出所：著者作成

表2-2 福井県内自治体の地理空間情報オープンデータの状況

団体コード	団体名	2. 地理空間情報オープンデータ		
		地理空間情報オープンデータ公開サイト	種類	形式
182000	福井県	土砂災害警戒区域指定地位位置情報	地すべりGISデータ、土石流GISデータ、急傾斜地の崩壊GISデータ	シェープファイル形
		県管理河川の浸水想定区域	浸水想定区域図（想定最大）、洪水浸水想定区域図（計画規模）、洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）、家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流・河岸浸食）	シェープファイル形
		福井県オープンデータライブラリ	津波災害警戒区域データ、津波浸水想定データ	シェープファイル形
182095	越前市	オープンデータ 越前	体育施設、保育園、幼稚園、公民館、社会福祉機関、町内集会所、児童センター、小学校、医療機関、中学校、神社、高校、警察、寺院、大学、消防、市営住宅、都市計画区域、都市計画区域(形状線)、用途地域、大規模集客施設制限地区、防火準防火地域、高度利用地区、駐車場整備地区、地区計画区域、建築協定、緑地(緑化)協定、土地区画整理事業、市街地再開発事業、市域界、道路1000、道路2500(線)、歩道、家屋(面)、河川、その他(線)、その他(点)、その他(文字)、橋梁、農道、林道、自転車通行可能歩道、市道、街路樹、街路樹_文字、国道、県道、アンダーパス(地下道)、踏切、トンネル、市民バス路線、市民バス停、福鉄バス路線、福鉄バス停、消雪施設(線)、除雪路線、代替路線、県道除雪路線図、凍結防止剤散布路線、歩道除雪、雪捨て場(シンボル)、浸水想定区域、公共施設避難所(風水害)、一次避難場所(風水害)、水防倉庫、雨量観測所、水位観測所、河川定点カメラ、広域避難場所(風水害)、地区拠点基地(風水害)、土地改良区域図、鳥獣保護区等位置図、大気汚染観測所、環境(振動)、環境(騒音)、環境(悪臭)	シェープファイル形式、KML形式
182109	坂井市	坂井市オープンデータ	津波2.5m浸水範囲、津波5m浸水範囲、津波避難経路	KML形式

出所：著者作成

福井市

1. 公開型WebGISについて、福井県福井市（2024）では、「福井市都市計画情報Webサービス」により、用途地域や防火・準防火地域、風致地区、地区計画区域など、都市計画に関する地理空間情報を公開型のWebGISにて提供している（表2-1）。しかし、公開型WebGISにて公開されているのは、表2-1に示す都市計画関連の地理空間情報だけとなっている。都市計画情報だけでなく、一般施設マップや行政施設マップなど、住民生活に必要なそれ以外の地理空間情報も公開される統合的なWebGISによる地理空間情報公開が望まれる。2. 地理空間情報オープンデータについて、福井市では、市のオープンデータ公開サイトにて、地理空間情報はオープンデータとして公開されていない。

敦賀市

福井県敦賀市（2024a）は「つるガイド」という公開型の統合型WebGISサイトにて地理空間情報を公開している（表2-1）。本サイトでは、一般施設マップや行政施設マップ、都市計画マップ、交通情報マップなど、多様な地理空間情報を公開している。防災関連の地理空間情報も公開されており、市民の安全を支えるツールとなっている。

また、福井県敦賀市（2024b）では「敦賀市都市計画情報マップ等閲覧サイト」という都市計画情報だけをWebGISで公開する別サイトも公開している。本サイトで閲覧できる都市計画情報は「つるガイド」でも同様に閲覧できるようにシステムの二重化による弊害は生じていない。一方、2. 地理空間情報オープンデータ公開は、福井市同様に行われていない。

大野市

福井県大野市（2024）では1. 公開型WebGISについて、統合型WebGIS「越前おおの結マップ」にて公共施設情報、都市計画情報、防災情報、バスルート情報の地理空間情報が公開されている（表2-1）。一方、2. 地理空間情報のオープンデータ公開は行われていない。

越前市

福井県越前市（2024a）では1. 公開型WebGISについて、統合型WebGIS「越前市ぐ

るぐるマップ」にて各種の地理空間情報が公開されている（表2-1）。本サイトでは、表2-1に示すように76種類もの様々な地理空間情報がWebGISにて公開されている。本サイトでは、市内のさまざまな施設情報から防災対策に関するデータまで、幅広い地理空間情報の公開を網羅しており、市民生活の質の向上や安全確保に大きく貢献している。

注目すべきは、越前市ではこれらの地理空間情報をすべてオープンデータとしても公開している点である（福井県越前市2024b）。越前市では、原稿執筆時点の2024年11月11日現在、表2-2のように地理空間情報の標準フォーマットであるシェープファイルとKML（KeyholeMarkupLanguage）ファイルフォーマットにて公開されている。越前市の事例は、全国の地理空間情報オープンデータ公開事例の中でも先進的な取り組みである。これらの地理空間情報オープンデータを用いた民間事業者や市民による地域課題の解決や新たなビジネス機会の創出につながることが期待される。

坂井市

福井県坂井市（2024a）では、「坂井市WebMap」にて、公共施設、教育施設、交通、防災、生活、都市計画などの情報をWebGISによる地理空間情報提供サービスを提供している（表2-1）。坂井市WebMapは国土地理院が作成し、一般公開している「地理院地図」をベースとして作成された市町GISである。地理院地図は標準地図を閲覧するだけでなく、過去に撮影された空中写真や過去に災害があった場所などの地図も重ね合わせ表示することや左右に並べて表示し比較することもできる。この地理院地図をベースマップとして、自治体の公開型WebGISを構築している事例は、WebGIS開発費用の効率化を果たすことが可能であり、注目すべき取り組みである。

また、2. 地理空間情報オープンデータについて、福井県坂井市（2024b）では坂井市オープンデータサイトにて、津波2.5m浸水予測区域、津波5m浸水予測区域、津波避難経路の地理空間情報がKML形式の地理空間情報オープンデータとして公開されている（表2-2）。今後は坂井市WebMapにて公開されている他の地理空間情報もオープンデータ公開されることが望ましい。

美浜町

福井県美浜町（2024）では1. 公開型WebGISについて、「美浜町都市計画マップ」にて、表2-1に示す都市計画の地理空間情報を公開している。それ以外にも、災害にかかる地理空間情報も公開されている。しかし、2. 地理空間情報オープンデータについては公開されていない。

第Ⅱ章 文献一覧

- 福井県大野市（2024）「越前おおの結マップ」<https://www2.wagmap.jp/ono/Portal>
- 福井県エネルギー環境部自然環境課（2024）「福井クマ情報」<https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/>
- 福井県越前市（2024a）「越前市ぐるぐるマップ」<https://www.sonicweb-asp.jp/echizen2/>
- 福井県越前市（2024b）「オープンデータ 越前」<https://www.city.echizen.lg.jp/office/030/021/shape.html>
- 福井県坂井市（2024a）「坂井市WebMap」<https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/johotokei/shisei/joho/webmap/sakaishi-webmap.html>
- 福井県坂井市（2024b）「坂井市オープンデータ」<https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/johotokei/shisei/joho/opendata/sakaishi-opendata.html>
- 福井県敦賀市（2024a）「つるガイド（敦賀市電子地図情報提供サービス）」https://www.city.tsuruga.lg.jp/smph/kurashi/doro_kotsu/traffic/tsurugaido/tsurugaidonituite.html
- 福井県敦賀市（2024b）「敦賀市都市計画情報マップ等閲覧サイト」https://www.machi-info.jp/machikado/tsuruga_city2/index.jsp
- 福井県DX推進課（2024a）「土砂災害警戒区域指定地位置情報」https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/DX-suishin/opendata/list1_dosyasaigai.html
- 福井県DX推進課（2024b）「福井県オープンデータライブラリ 公開データ一覧」<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/DX-suishin/opendata/category.html>
- 福井県統計調査課（2022）「福井県の推計人口（年報）令和4年」<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/zinnkou/zinkour04.html>
- 福井県土木部砂防防災課（2024a）「土砂災害警戒区域等管理システム」https://saboGIS.pref.fukui.lg.jp/MRFukuiS_I/login.asp
- 福井県土木部砂防防災課（2024b）「土砂災害警戒区域指定地位置情報」https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/DX-suishin/opendata/list1_dosyasaigai.html
- 福井県土木部砂防防災課（2024c）「ふくい水害ハザード情報」https://saboGIS.pref.fukui.lg.jp/FukuiF_I/login.asp
- 福井県土木部砂防防災課（2024d）「ふくい津波ハザード情報」https://saboGIS.pref.fukui.lg.jp/FukuiT_I/login.asp
- 福井県福井市（2024）「福井市都市計画情報Webサービス」<https://www.fukui-toshikei.com/>
- 福井県美浜町（2024）「美浜町都市計画マップ」<https://www.open-map.jp/aichi-mihama/map.html>

Ⅳ. 用途地域別の土地利用分析

1 嶺北地域の地理空間情報の収集・整理

前章の調査では、福井県内の地理空間情報の公開やオープンデータ公開は未だ進んでおらず、都市計画に関連する地理空間情報はオープンデータ公開している越前市以外、利用不可能であった。そこで、地域経済研究所では、独自に福井県内の市町へ都市計画にかかる地理空間情報の提供依頼を行い、その地理空間情報を入手して、都市計画への地理空間情報の活用を実践した。嶺北地域の主要な都市に、福井市、勝山市、鯖江市、越前市の4市がある。そこで、今年度の地理空間情報の収集は、嶺北地域の福井市、勝山市、鯖江市、越前市の4市を対象に行った。この4市から情報提供を受けた都市計画にかかる用途地域の地理空間情報をGIS上に表示させたものが図3-1である。

これら4市の都市計画にかかる地理空間情報を入手したことにより、GISを用いて空間分析することが可能となった。そこで、今年度の調査研究プロジェクトでは越前市の都市計画用途地域にかかる地理空間情報を用いて、用途地域別の土地利用分析を行いたい。越前市からは、都市計画区域、用途地域、地区計画区域の地理空間情報の提供を受けた(図3-2)。越前市は、伝統工芸や自然環境に恵まれた地域である。越前和紙や越前刃物といった伝統工芸は、越前市を象徴する文化資源である。これらの工芸品は国内外で高く評価されており、観光客の誘致にもつなが

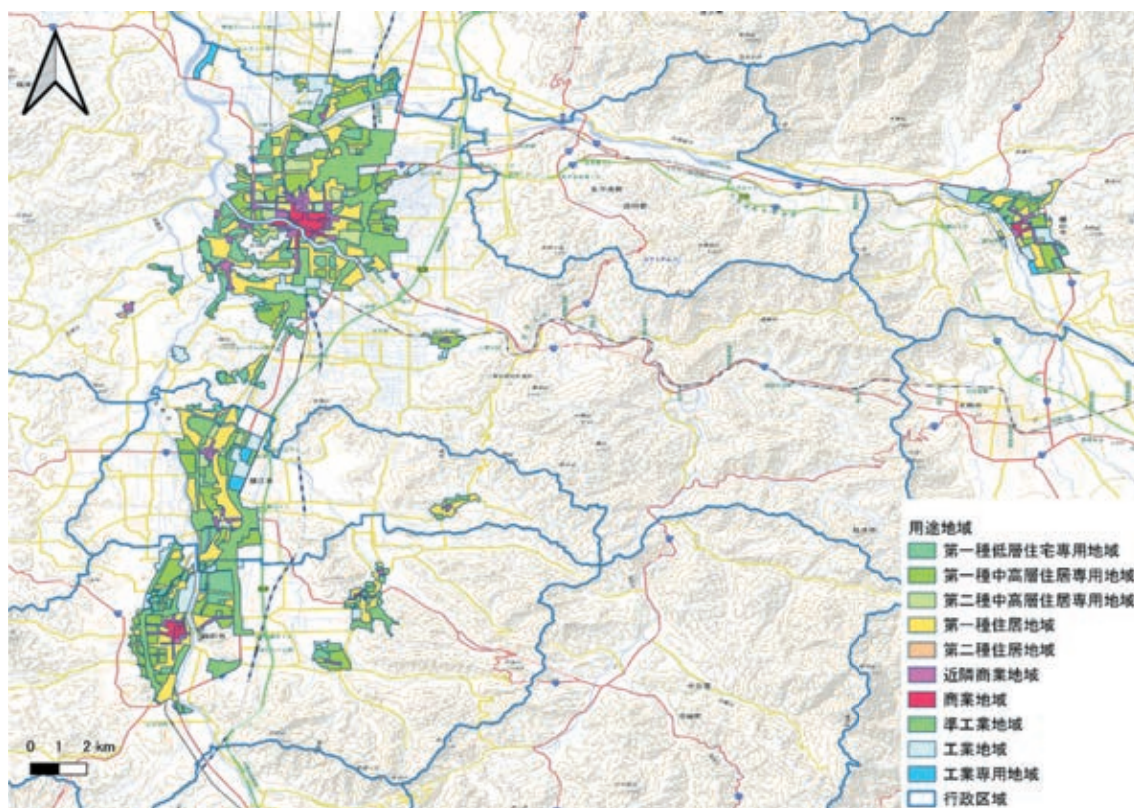


図3-1 福井市、勝山市、鯖江市、越前市の用途地域

出所：著者作成

ている。越前市は、歴史的建造物や豊かな自然環境を有しており、観光地としてのポテンシャルが高い。ただし、観光地としての魅力を最大限に引き出すためのブランド戦略が必要である。越前市は観光客の増加に対応するため、交通インフラや宿泊施設の整備が急務となっている。また、地域住民の生活環境との調和も重要である。

越前市の都市計画

最初に対象地域となる福井県越前市の都市計画について、整理したい。都市計画区域は、中心市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人口・土地利用・交通量などの動き、都市の発展の見通し、地形などからみて、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を指定する。福井県の都市計画区域は、関係市町と福井県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得て県が指定する。福井県では計11の都市計画区域が指定されている。現在、県下17市町（9市8町）のうち14市町（9市5町）が都市計画区域を有する市町となっている。また、県全体に占める面積比率は約23%で、人口に占める割合は約93%となっている（福井県都市計画課 2024）。

越前市の都市計画区域は、11の都市計画区域のうちの丹南都市計画区域の一部であり、面積は現在、12,218ヘクタールである。そのうち、1,990ヘクタールに用途地域が指定されている（福井県越前市 2024）。丹南都市計画区域では、伝統産業を活かし歴史や文化を育む都市づくりとして、

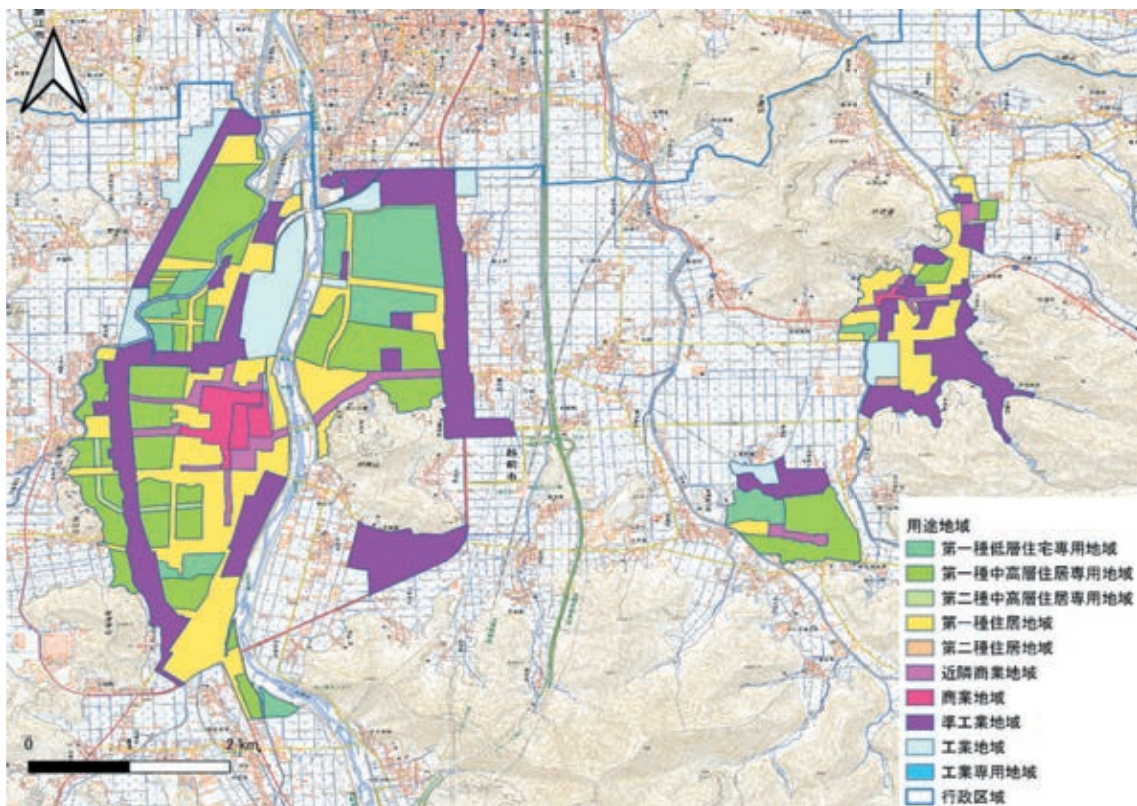


図3-2 越前市の用途地域

出所：提供を受けた越前市の地理空間情報より著者作成

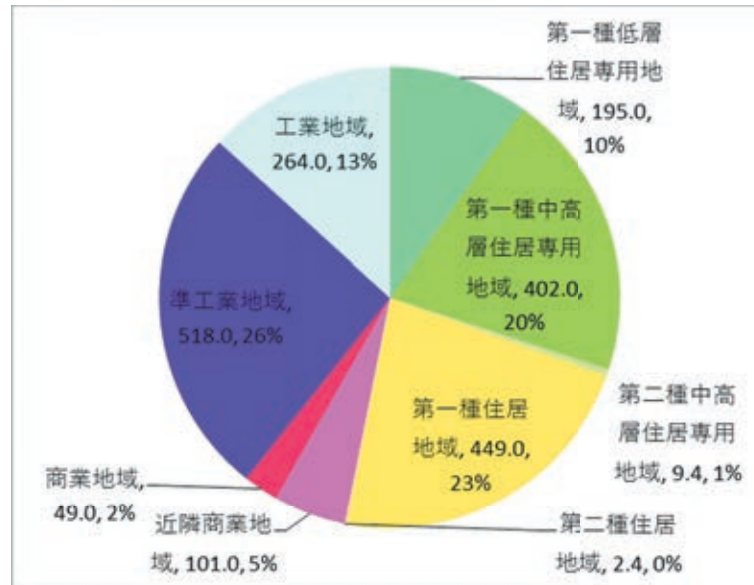


図 3-3 越前市の用途地域割合

出所：福井県越前市（2024）「都市計画」<https://www.city.echizen.lg.jp/office/070/020/toshikeikaku/toshikeikaku.html>より著者作成

区域区分以外の方法できめ細かく市街化をコントロールすることとなっている。市街地の規模と配置方針については、概ね10年後の市街地の規模は現在の用途地域の規模の範囲内とし、その配置は、現在の用途地域の配置を基本としている。ただし、北陸新幹線の越前たけふ駅周辺については、新幹線開業によるインパクトを活かしたまちづくりを効率的に推進するための地域として、当面は宅地開発等を抑制し、駅周辺整備計画の具体化に併せて、周辺の田園風景や農村集落環境の保全に配慮した新たな用途地域の指定が検討されることとなっている。また、用途地域内の土地を有効に利用するため、空き地、空き建物が点在する地区では、土地の再編・集約化が検討されることとなっている。なお、現在の用途地域内で、将来的に市街化の見込みがなく自然的環境を維持することが望ましい地域については、自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討することとなっている（福井県都市計画課 2024）。

越前市の都市計画区域では、市街化区域の設定、いわゆる線引きがされていないが、非線引き区域において、自治体独自の判断により用途地域が定められている。現在最新となる令和3年8月2日の用途地域の総面積は1,990ヘクタール（ha）である。その内訳は第一種低層住居専用地域195.0ha（10.45%）、第一種中高層住居専用地域402.0ha（21.47%）、第二種中高層住居専用地域9.4ha（0.51%）、第一種住居地域449.0ha（24.01%）、第二種住居地域2.4ha（0.13%）、近隣商業地域101.0ha（5.38%）、商業地域49.0ha（2.64%）、準工業地域518.0ha（27.67%）、工業地域264.0ha（7.74%）となっている（図 3-3）

その位置関係は、図 3-4 に示すように越前市域の西側に都市計画区域が設定されている。都市計画区域の西側に日野川を挟んだ東西に市街地の中心部があり、用途地域が設定されている。また、東側の岡本地区、味真野地区の地域に用途地域が設定されている。

さらに、越前市では特別用途地区が指定されている。特別用途地区とは、用途地域内において、

地域の特性を活かして特定用途の建物の保護や制限を行うために、基本となる用途を補完して定める地区である。越前市岡本地区の一部は、特別工業地区に指定されており、丹南都市計画越前市特別工業地区建築条例によって建築物の制限の緩和がされている。この特別工業地区内においては、作業場の床面積の合計が1,000平方メートル以下であり、かつ、出力の合計が150キロワット以下の原動機を使用する製紙企業を建築することができる。また、越前市の全ての準工業地域及び一部の近隣商業地域は、大規模集客施設制限地区に指定されており、丹南都市計画越前市大規模集客施設制限地区建築条例によって床面積の合計が10,000平方メートルを超える大規模集客施設は建築できない（福井県越前市 2024）。

2 都市計画用途地域とは

都市計画の中核をなす「用途地域」は、都市の土地利用を調整し、効率的かつ調和の取れた都市の発展を促すために定められた制度である。用途地域は、都市の機能を最大限に発揮させるために、それぞれの地域の特性や必要性に応じて土地の利用方法を規制するものであり、その目的は、住環境の保護、都市機能の向上、そして無秩序な開発を防ぐことにある。この制度は、日本の都市計画法の下で運用され、都市計画区域内の土地利用に大きな影響を与えている。

用途地域の制度は、近代都市の形成とともに発展してきた土地利用の基本的な枠組みである。都市の発展は、人口増加や産業の集中によって引き起こされる多様な課題、例えば過密化、交通渋滞、環境汚染などを伴う。これらの課題に対応するためには、都市内での土地利用を計画的に調整し、秩序ある発展を促す必要があった。用途地域は、このような背景のもと、土地の利用方法を特定の用途に限定することで、土地利用の効率性と調和を実現する制度として導入された。たとえば、住宅地には静かで安全な住環境が求められ、商業地には活発な経済活動を可能にする環境が必要である。一方、工業地では、生産活動を支援するための空間が必要とされる。用途地域は、これらの異なるニーズを調整し、それぞれの地域に最適な環境を提供するために設定される。

用途地域は、都市計画法に基づき13種類に分類されている。これらは大きく「住居系」「商業系」「工業系」の3つのグループに分けられ、それぞれの地域の性質や目的に応じた規制が設けられている。

1. 住居系用途地域：主に居住環境を保護することを目的とした地域。

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域

2. 商業系用途地域：商業活動や業務の利便性を増進することを目的とした地域。

近隣商業地域、商業地域

3. 工業系用途地域：工業活動を促進することを目的とした地域。

準工業地域、工業地域、工業専用地域

住居系用途地域は、主に住民が安全で快適な生活を送るための地域である。

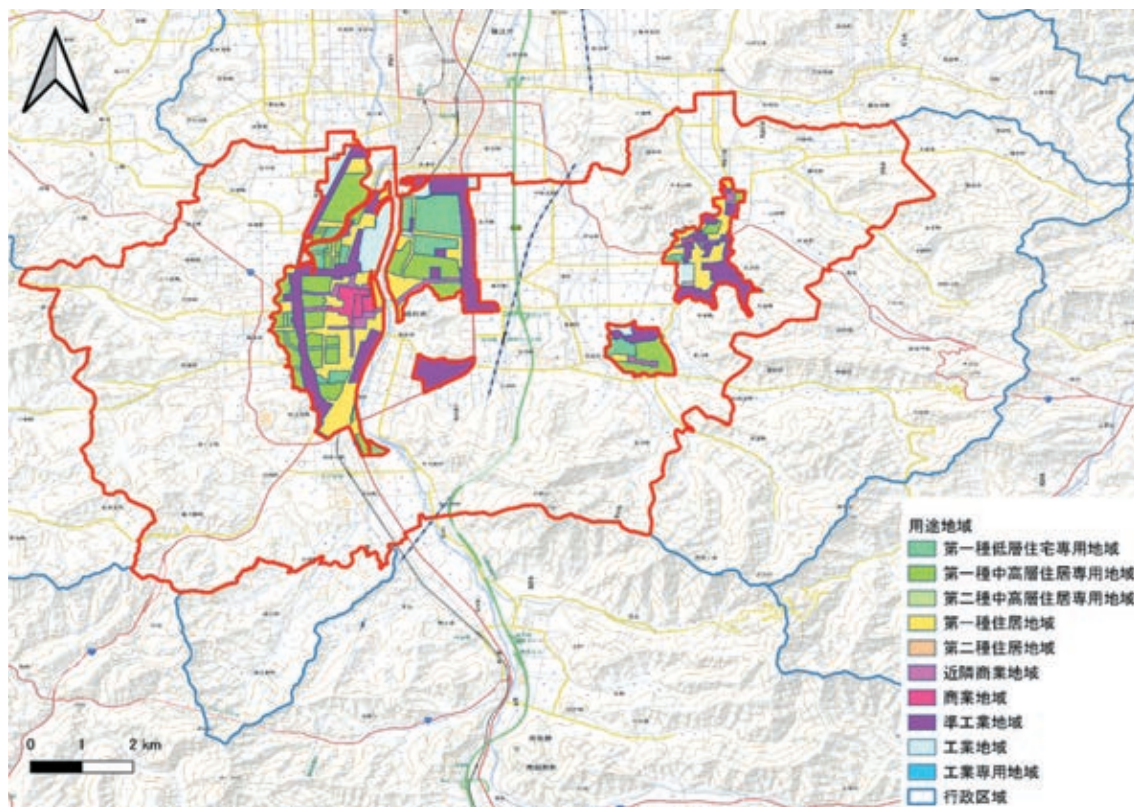


図3-4 越前市の都市計画と用途地域

出所：提供を受けた越前市の地理空間情報より著者作成

この目的を実現するため、用途地域内では建築物の用途制限が課せられている。例えば、第一種低層住居専用地域では、2階建て以下の低層住宅以外の建築が制限され、静かな住宅街が保たれる。一方、第二種住居地域では、住宅に加えて一定規模の商業施設やサービス業の建設も認められ、住環境を重視しながら利便性を向上させている。また、商業系用途地域は、経済活動が活発に行われるエリアであり、店舗やオフィスビルなどの建設が主に許可される。特に、商業地域では、多様な業種が密集し、都市の経済の中心地として機能する。この地域では住宅も建設可能であるが、商業活動が優先されるため、住環境の保護は必ずしも重視されない。さらに、工業系用途地域は、製造業や物流業などの工業活動を支援するための地域である。純粋な工業専用地域では、居住用の建物が制限され、工場の稼働を優先する。一方、準工業地域では、工業活動とともに商業施設や一定の住居建設が認められ、柔軟性のある土地利用が可能である。これらの用途地域は、土地の利用方法を明確化することで、それぞれの地域が本来の目的を達成するための環境を整えている。この制度を通じて、都市は無秩序な開発を防ぎ、地域ごとの特性に応じた発展を遂げることができる。

用途地域は、地方自治体がその地域の特性や将来の発展を考慮して設定する。しかし、その運用にはいくつかの課題も伴う。一つ目の課題は、時代の変化に対応した柔軟性の欠如である。例えば、都市の人口減少や高齢化に伴い、用途地域の見直しが必要となる場合があるが、変更には多くの時間と手続きがかかる。二つ目の課題は、都市間や地域間でのバランスの不均衡である。特

に地方都市では、商業地域が過剰に設定される一方で、実際には空き店舗が目立つなど、用途地域の設定が現実と合致しないケースが見られる。これにより、地域の活性化が妨げられることもある。

また、用途地域の規制が厳しすぎる場合、土地利用の自由度が損なわれることも課題である。例えば、住居系地域であっても、一定の条件下で商業施設を建設することが求められる場合がある。このような柔軟性の確保と規制のバランスが重要である。そのためには、用途地域内の土地利用が自治体が意図する土地利用となっているのかを常に検証しながら、時代や現状を踏まえて柔軟に対応していく必要がある。そのために現状の土地利用を示す地理空間情報が国土交通省にて整備・公開されている。

3 都市地域土地利用細分メッシュデータ

本調査では土地利用を把握する地理空間情報として、「都市地域土地利用細分メッシュ」データを使用した。都市の発展とともに多様化する土地利用の実態を的確に把握し、持続可能な都市づくりを実現するためには、科学的根拠に基づく計画が不可欠である。そのための基盤データとして、日本においては国土交通省により「都市地域土地利用細分メッシュ」データが整備されている。このデータは、土地利用に関する情報を細分化して網羅的に記録したものであり、都市計画や地域政策を支える基礎的な資料として幅広く活用されている（国土交通省2024）。

都市地域土地利用細分メッシュデータとは、全国の利用状況について、3次メッシュ1/10細分区画（100mメッシュ）毎に、各利用区分（田、その他の農用地、森林、荒地、高層建物、工場、低層建物、低層建物（密集地）、道路、鉄道、公共施設等用地、空地、公園・緑地、河川地及び湖沼、海浜、海水域、ゴルフ場）を整備したものである。日本では、国土交通省を中心に整備が進められており、全国規模で統一的な基準に基づく土地利用データを提供している。本データは地球観測衛星の画像上で判読できた土地利用等を示したものであり、都市地域の範囲に限定して、「建物用地」を「高層建物」「工場」「低層建物」「低層建物（密集地）」の4区分に、また「その他の用地」を「公共施設等用地」「空地」「公園・緑地」の3区分に細分化して判読したものである。現在、2009年度、2014年度、2016年度の3か年分が整備・公開されている。

このデータの特徴は、土地利用を細分化して分類している点にある。例えば、土地利用は「住宅地」「商業地」「工業地」「農地」「森林」「公園」などに細分されている。本データでは、都市の土地利用状況を詳細に把握することが可能となり、従来の方法では見落とされていた微細な変化や傾向を捉えることができる。例えば、住宅地内における商業施設の分布や、工業地と隣接する住宅地の割合など、具体的な土地利用パターンを解析することができる。このような精緻なデータは、都市計画や防災計画、環境保全施策など、多岐にわたる分野で活用されている。また、全国規模で統一的に整備されているため、地域間の比較分析が容易である点も大きな利点である。これにより、都市間の土地利用の傾向や課題を比較検討し、それぞれの地域に適した政策を立案することが可能となる。

本データの大きな意義は都市計画における基盤資料としての役割である。土地利用を正確に把握することは、都市の持続可能な発展を支える基本である。例えば、都市内でどの地域が住宅地として適しているか、どの地域が新たな商業地として開発可能か、といった判断を下す際には、

このデータが欠かせない。具体的には、都市計画の策定において、土地利用分析や将来予測に活用されている。例えば、新しい住宅地や商業地の開発計画を検討する際には、周辺の土地利用状況を詳細に把握し、地域特性を活かした計画を立案することに役立つ。そこで本稿では、この都市地域土地利用細分メッシュデータを利用して、越前市から提供を受けた都市計画用途地域との比較をGISで行うことにより越前市の用途地域別に土地利用を分析したい。

4 GISを活用した土地利用分析の手法

GIS（地理情報システム）は、地理空間情報を効率的に管理・分析するためのツールであり、用途地域ごとの土地利用状況の把握ために有効に活用できる。

GISでは以下のような空間分析が可能である。

1. 地理空間情報の可視化による地図作成

地図上に地理空間情報を可視化することで、土地利用を直感的に把握できる。これにより、各用途地域の土地利用の分布や傾向を視覚的に示すことが可能となる。GISを用いて越前市の用途地域の土地利用状況を地図化したものが図3-5である。

また、用途地域の土地利用別面積を円グラフで示したものが図3-6である。

越前市の用途地域内で最も面積の多い土地利用は、低層建物11,794,569㎡（63.06%）である。これは、越前市の用途地域が住宅を中心とした地域であり、都市部や郊外に広く住宅地が分布していることを反映している。

2番目に多い土地利用は、田2,586,978㎡（13.83%）である。田は越前市の農業を支える重要な土地利用形態である。越前市で水稻栽培を中心とした生産活動が盛んである。水田は地域住民にとって重要な食料供給源であり、地元経済を支えている。かつ、田園風景は観光資源としても価値が高く、越前市の魅力を高めている。

3番目に多い土地利用は、低層建物（密集地）1,511,075㎡（8.08%）である。低層建物密集地は、都市計画法の施行前、古くからの住宅街や都市部に多く見られる。これらの地域は、商店や公共施設が近隣に位置し、利便性が高いエリアであり人口が集中している一方、密集地では防災や老朽化などの課題も抱えている。

4番目に多い土地利用は、工場用地504,855㎡（2.70%）である。

以下、森林399,109㎡（2.13%）、河川地及び湖沼356,536㎡（1.91%）、空地229,008㎡（1.22%）、鉄道188,616㎡（1.01%）、道路173,243㎡（0.93%）、その他の農用地171,556㎡（0.92%）、高層建物171,156㎡（0.92%）、公園・緑地68,387㎡（0.37%）、荒地29,833㎡（0.16%）となっている。

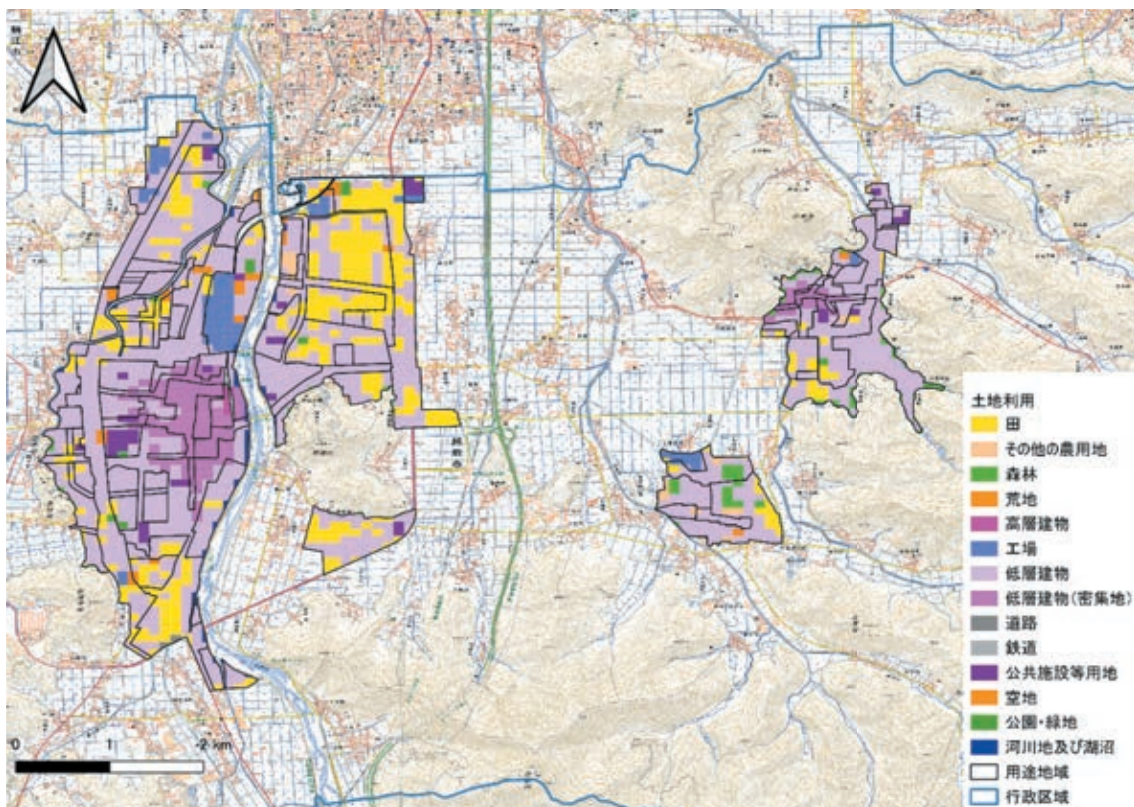


図 3-5 越前市の都市地域土地利用状況図

出所：国土交通省（2024）を基に著者作成

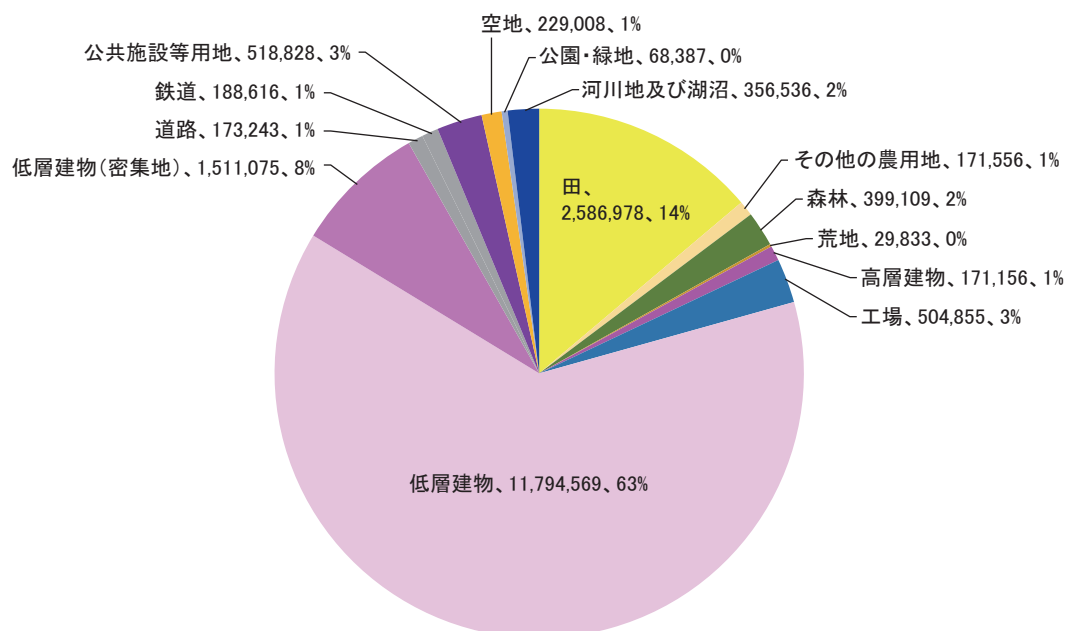


図 3-6 越前市の都市地域土地利用状況グラフ

出所：国土交通省（2024）を基に著者作成

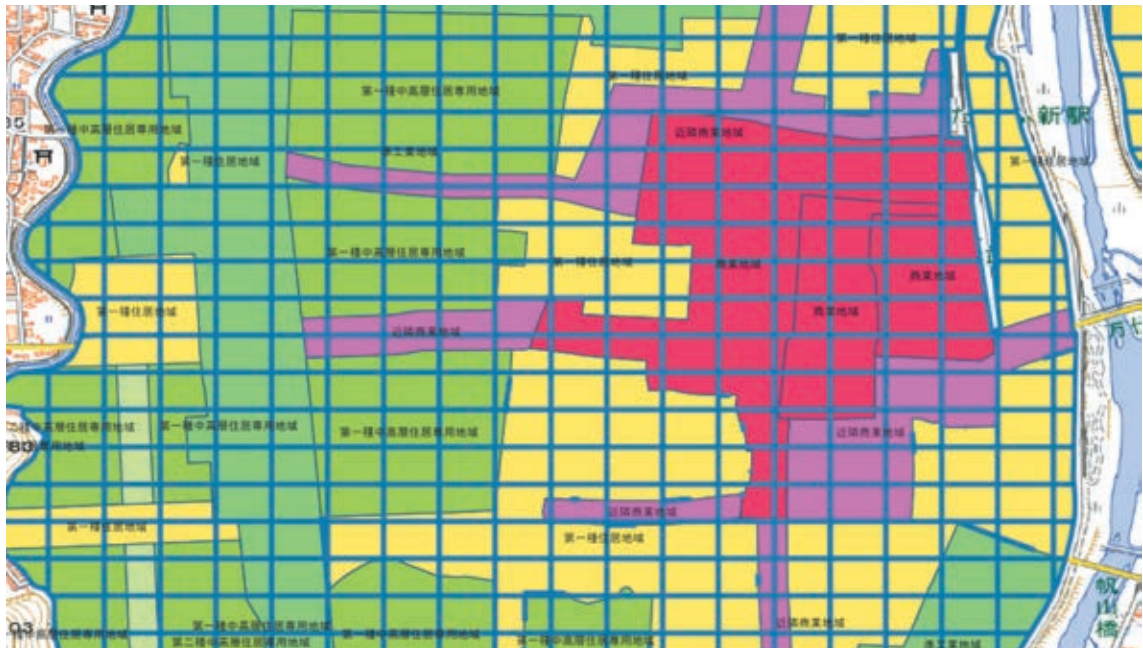


図3-7 100mメッシュと用途地域のオーバレイ

出所：国土交通省（2024）、越前市（2024）を基に著者作成

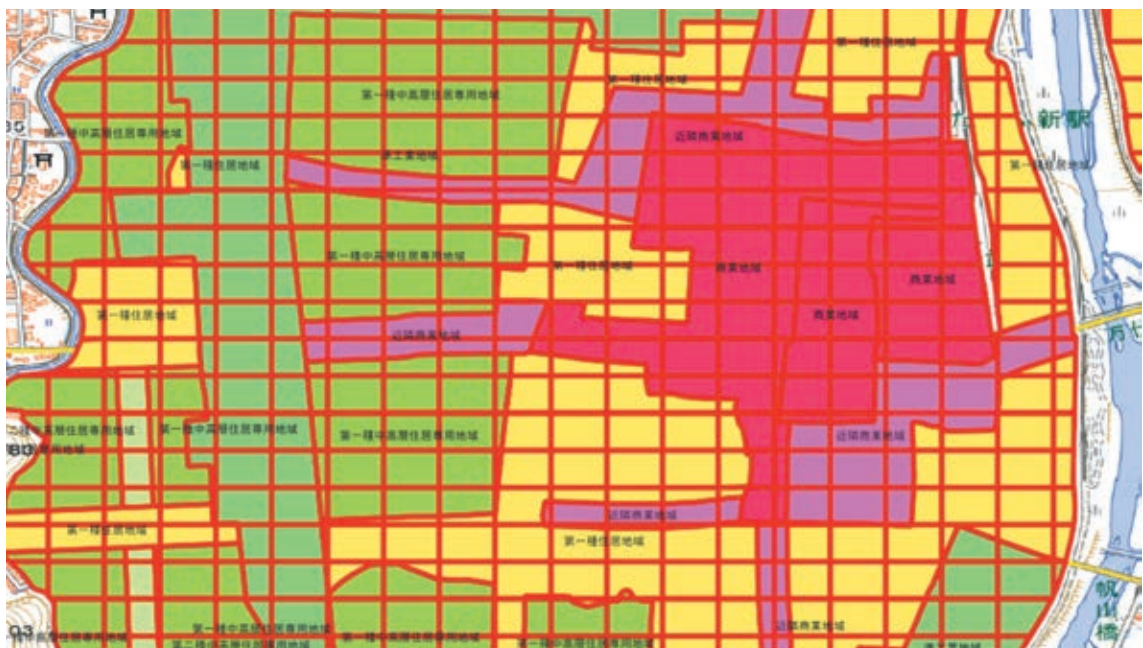


図3-8 100mメッシュと用途地域のユニオン

出所：国土交通省（2024）、越前市（2024）を基に著者作成

また、GISでは複数の地理空間情報の空間的オーバーレイによる集計が可能である。具体的には、用途地域の地理空間情報と土地利用の地理空間情報の空間的オーバーレイにより、用途地域別の土地利用を計算機処理により算出させることができる。その結果、都市計画における課題

や解決策を特定することができる。例えば、低層建物の密集地や住宅と工業の隣接エリアを特定する際に有効である。本調査報告書では、国土数値情報にて整備・公開されている100mメッシュ単位の都市地域土地利用細分メッシュデータを用いて、越前市より入手した用途地域の地理空間情報を用いて、空間分析を実施した。

この都市計画用途地域に100mメッシュ単位の都市地域土地利用細分メッシュデータをGISにて重ね合わせ処理を行うと、越前市全体で計2,104の100mメッシュが用途地域ごとに区分される(図3-7)。ただし、都市計画用途地域の形状(図中黒枠)と都市地域土地利用細分100mメッシュの形状(図中青枠)は形状が一致しない。この結果、この状態での集計処理では、図中のピンク色で示されている近隣商業地域形状などは、100mメッシュより小さい用途地域形状となるため、同一の100mメッシュ内に複数の用途地域が存在する判定となる。

そのため、本研究では、都市地域土地利用細分100mメッシュ形状を都市計画用途地域の形状で細かく細分化するユニオン処理により、図3-8中の赤枠のように用途地域の形状ごとの土地利用細分100mメッシュ形状を作成して、都市計画用途ごとの土地利用を集計した。

本稿では最新版である2021年作成の都市地域土地利用細分データを使用した。ただし、2020(令和3)年3月27日に越前市では、丹南都市計画区域に5地区の工業地域が追加指定されている(福井県越前市2020)。この大虫工業団地地区約22.6ha、池ノ上工業団地地区約46.6ha、王子保工業団地地区約22.3ha、今立工業団地地区約10.4ha、北日野工業団地地区約13.0ha(図3-9)は、都市

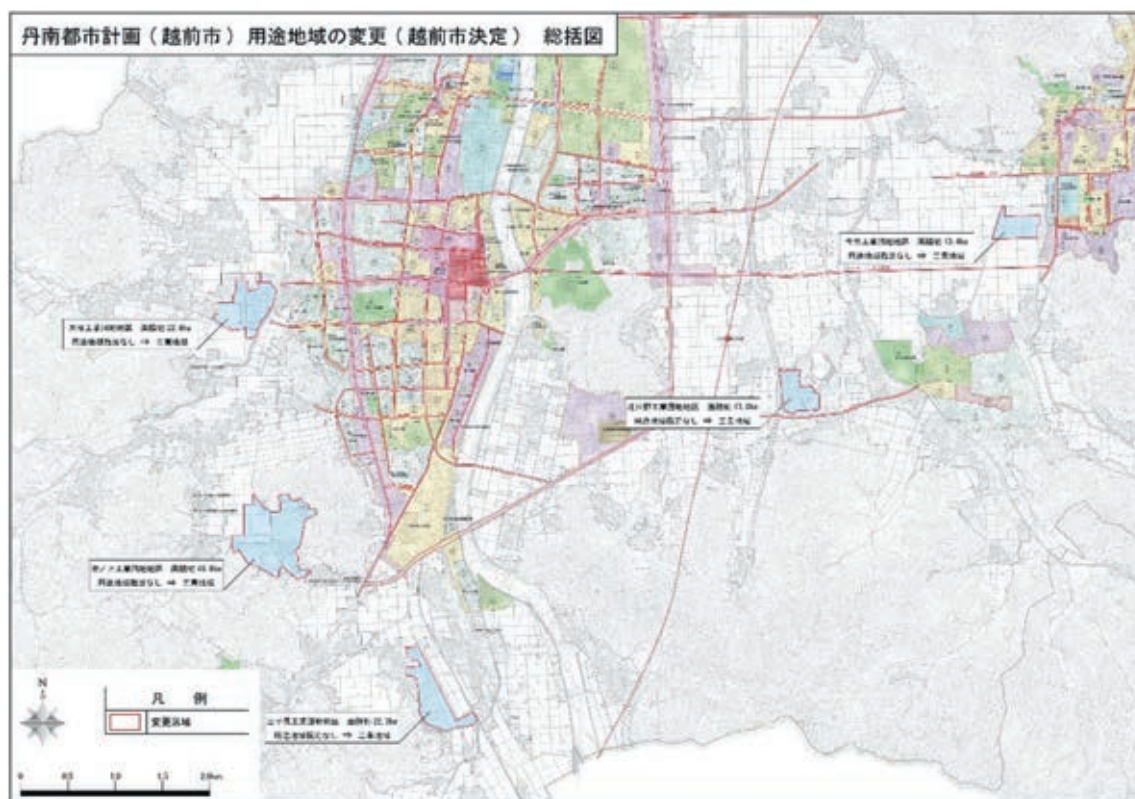


図3-9 2020(令和2)年3月27日に丹南都市計画区域に追加指定された工業地域
出所:越前市(2020)

表 3-1 2021（令和 3）年 8 月 2 日の用途地域の種別変更

地区名	変更前の用途地域	変更後の用途地域	面積
新町地区	第一種住居地域 準工業地域	近隣商業地域※1	約5.5ha
横市交差点周辺地区	準工業地域	近隣商業地域	約4.8ha
味真野工業団地地区	準工業地域	工業地域	約2.8ha
武生中央公園周辺地区	第一種住居地域 第一種中高層住居専用 地域	近隣商業地域※1	約16.7ha
合計			約29.8ha

出所：越前市（2024）

地域土地利用細分データの作成年が2021年であるため、また造成工事中の土地利用となっている。

また、2021（令和 3）年 8 月 2 日の越前市の令和 3 年度第 2 回都市計画審議会にて、丹南都市計画（越前市）用途地域の 4 地区において、丹南都市計画区域の用途地域の種別変更が行われている（表 3-1）（福井県越前市2021）。こちらも同様に都市地域土地利用細分データの作成年が2021年であるため、その用途地域変更による土地利用変更の影響は反映されていない。

そのため、本稿では、上記 2 回の用途地域変更前の2018（平成30）年 3 月31日時点の用途地域をオープンデータのシェープファイル形式の地理空間情報として公開されている（福井県越前市デジタル政策課2024）を使用した。このため、2020（令和 3）年 3 月27日の 5 地区の工業地域の

表 3-2 用途地域ごとの土地利用のクロス集計

用途地域	0100 田	0200 その他の 農用地	0500 森林	0600 荒地	0701 高層建 物	0702 工場	0703 低層建物	0704 低層建物 （密集地）	0901 道路	0902 鉄道	1001 公共施 設等用 地	1002 空地	1003 公園・緑 地	1100 河川地 及び湖 沼	合計
第一種低層住 居専用地域	638,304	80,198	26,349	29,833	9,199	2,848	1,093,890	0	354	2,636	0	215	21,840	49,012	1,954,677
第一種中高層 住居専用地域	439,135	20,684	110,451	0	22,534	16,796	3,173,991	15,581	9,622	0	148,067	2,130	14,812	41,361	4,015,163
第二種中高層 住居専用地域	3,242	0	573	0	0	0	92,152	0	0	0	0	0	0	0	95,966
第一種住居地 域	552,971	40,364	45,734	0	117,923	31,649	2,673,446	540,254	62,042	65,235	196,721	25,045	11,396	128,635	4,491,413
第二種住居地 域	0	0	0	0	0	0	25,168	0	0	0	0	0	0	0	25,168
近隣商業地域	23,280	0	0	0	0	0	555,808	376,968	0	0	7,927	0	0	42,909	1,006,893
商業地域	0	0	1,229	0	6,448	0	52,005	433,391	0	0	0	0	0	0	493,074
準工業地域	830,416	26,535	214,773	0	15,053	92,573	3,400,470	142,098	101,225	61,487	72,244	110,804	20,340	86,557	5,174,574
工業地域	99,630	3,777	0	0	0	360,988	727,640	2,782	0	59,259	93,869	90,813	0	8,062	1,446,820
	2,586,978	171,556	399,109	29,833	171,156	504,855	11,794,569	1,511,075	173,243	188,616	518,828	229,008	68,387	356,536	18,703,748

出所：国土交通省（2024）、越前市（2024）を基に著者作成

追加指定前の用途地域であるため、現在の工業地域の総面積264ヘクタールではなく、2地区追加以前の工業地域の総面積144ヘクタールとなっている。

このデータを都市計画用途ごとの土地利用データでクロス集計した結果が、表3-2である。この結果を基に越前市の用途地域ごとの土地利用を考察したい。

5 用途地域別の土地利用

住居系用途地域の土地利用の現状

第一種低層住居専用地域

第一種低層住居専用地域は、「低層住宅に係る良好な住環境を保護するため定める地域」である。この地域では、建築物の高さや用途に制限が設けられており、主に一戸建て住宅が中心となっている。建築が認められるのは基本的に住宅・共同住宅・寄宿舎・下宿のみある。店舗併用住宅において店舗を営むことは可能であるが、非住宅部分の床面積は50平方メートル以下かつ延べ面積の2分の1未満でなければならない。

越前市では、第一種低層住居専用地域は11地域、1,954,677㎡（10.45％）に設定されている。この地域では、低層建物の土地利用が合計1,093,890㎡と全体の約55.96％を占めている（図3-10）。低層建物の土地利用は、この用途地域が本来想定している土地利用であり、全メッシュの過半数を占めている。また、低層建物（密集地）が全く存在しない点から、越前市の第一種低層住居専用地域は、空間的な余裕が確保されて住宅が並ぶ地域であることが示されている。次に多い土地利用は、田638,304㎡（32.66％）である。また、その他の農用地80,198㎡（4.10％）、森林26,349㎡（1.35％）が残されている。これらは住宅地の中の自然地としての役割も果たしており、住民に静かで快適な住環境を提供や地域の景観維持にも貢献している。一方で、工場や高層建物のような土地利用はほとんど存在せず、住居専用地域としての性格が明確である。

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域は、「中高層住宅に係る良好な住環境を保護するため定める地域」である。本用途地域では、第一種・第二種低層住居専用地域とは異なり、建築される建物に高さ制限は適用されないが、隣地の日照や通風、採光を確保するために、道路斜線規制・北側斜線規制・日影規制・隣地斜線規制が適用される。また、建築可能な店舗等についても、床面積が500平方メートル以下のものまで範囲が広がるほか、物品販売店舗・飲食店・損保代理店・銀行の支店・大学・病院などの建築も可能となっている。

越前市では、第一種中高層住居専用地域は31地域、4,015,163㎡（21.47％）に設定されている。

最も多い土地利用は、低層建物で3,173,991㎡であり、全体の79.05％を占めている（図3-11）。また、田が439,135㎡（10.94％）を占め、住宅開発が進む中でも一定の自然環境が維持されている。この田地は、地域の環境保全に寄与すると同時に、都市景観における緑地としての役割を果たしている。また、森林は110,451㎡（2.75％）も存在しており、自然地全体の割合は約13.69％である。これらの自然地は都市部における貴重な緑地資源である。

一方、高層建物として利用されている土地はわずか22,534㎡（0.56％）にとどまる。この数値は、越前市の第一種中高層住居専用地域が中高層建物を主とする用途地域としているが、低層建物が

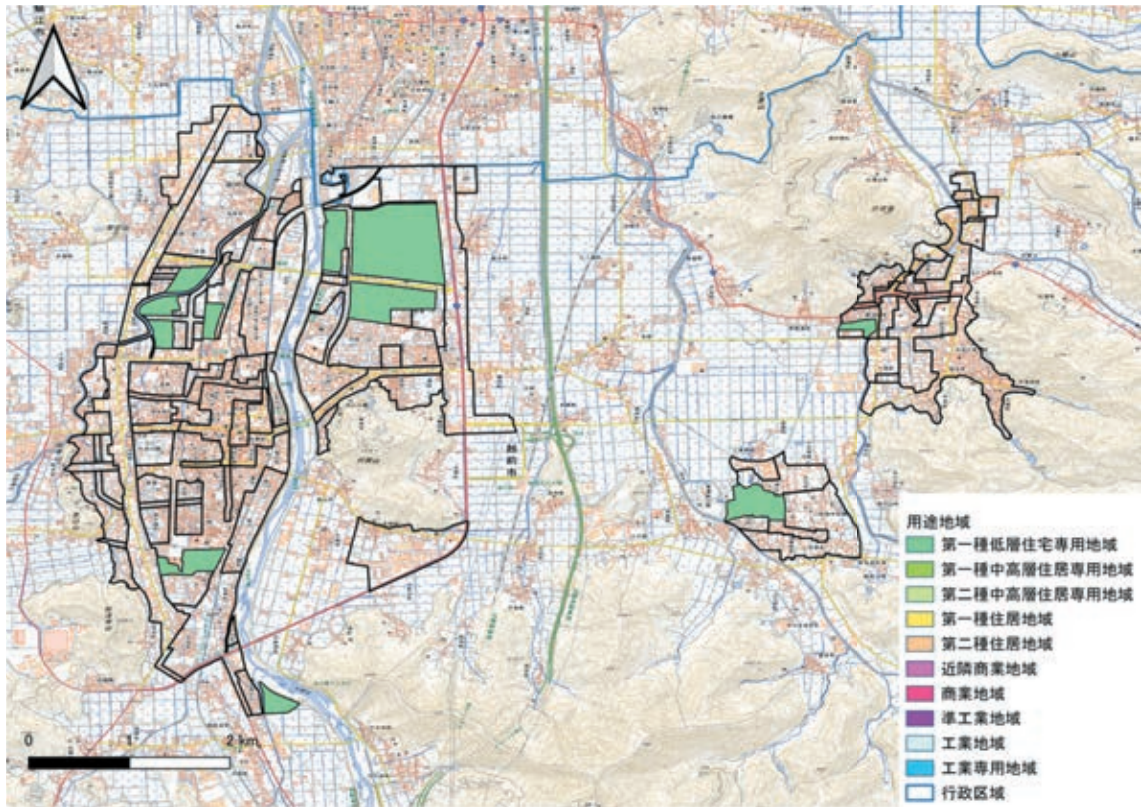
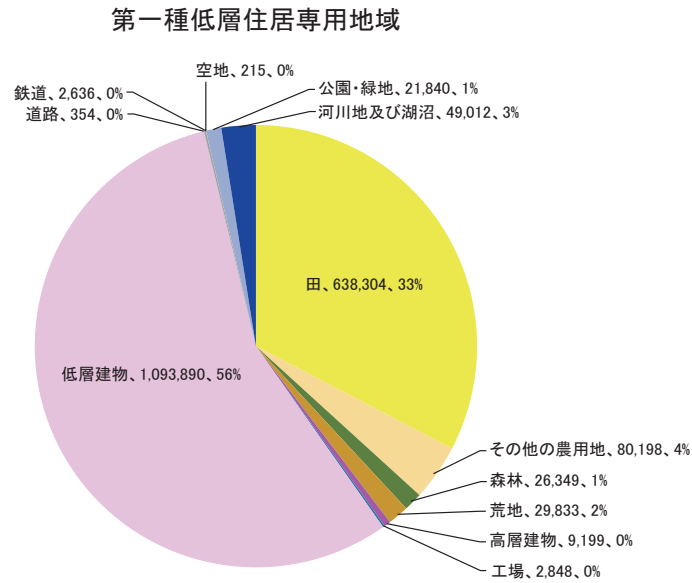


図 3-10 第一種低層住居専用地域の土地利用と位置

出所：国土交通省（2024）、越前市（2024）を基に著者作成

中心であることを示している。また、わずかであるが低層建物（密集地）が15,581㎡（0.39%）、工場用地も16,796㎡（0.42%）存在している。

低層建物中心の地域に、田、森林が存在し、建物用地内は、低層建物中心の中に、高層建物と低層建物（密集地）がまばらに混在する地域構成であることが数値からうかがえる。

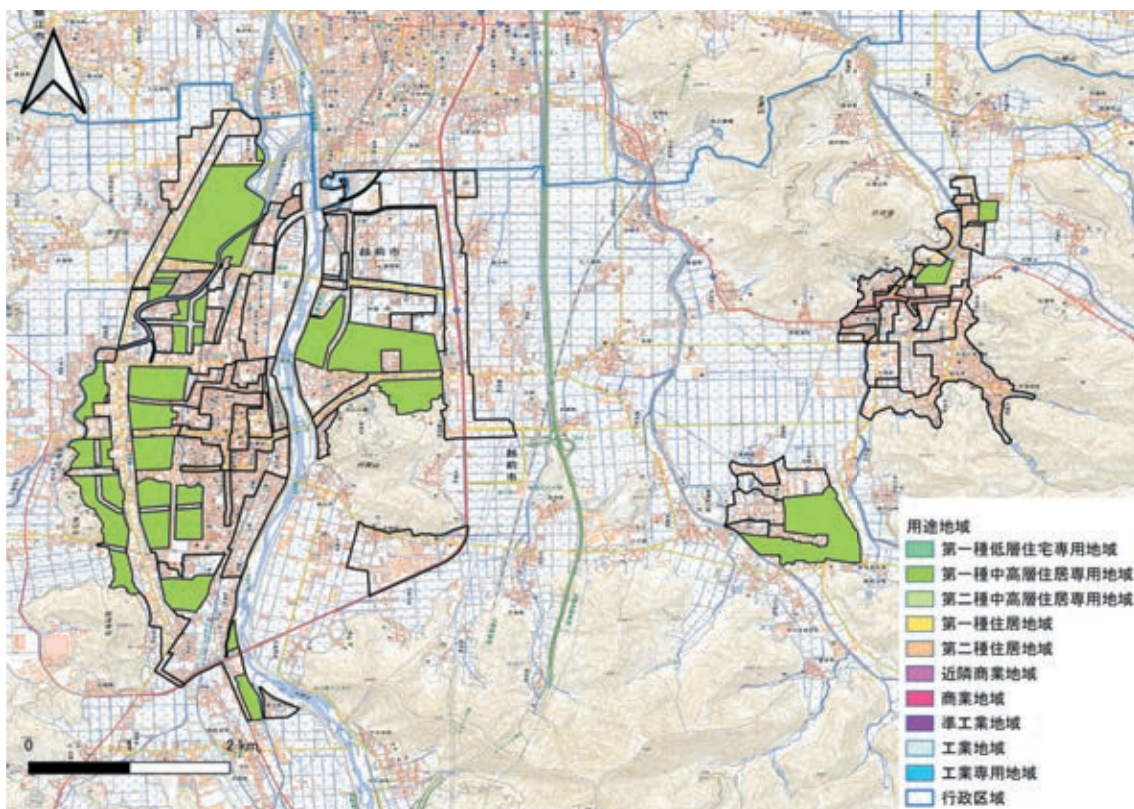
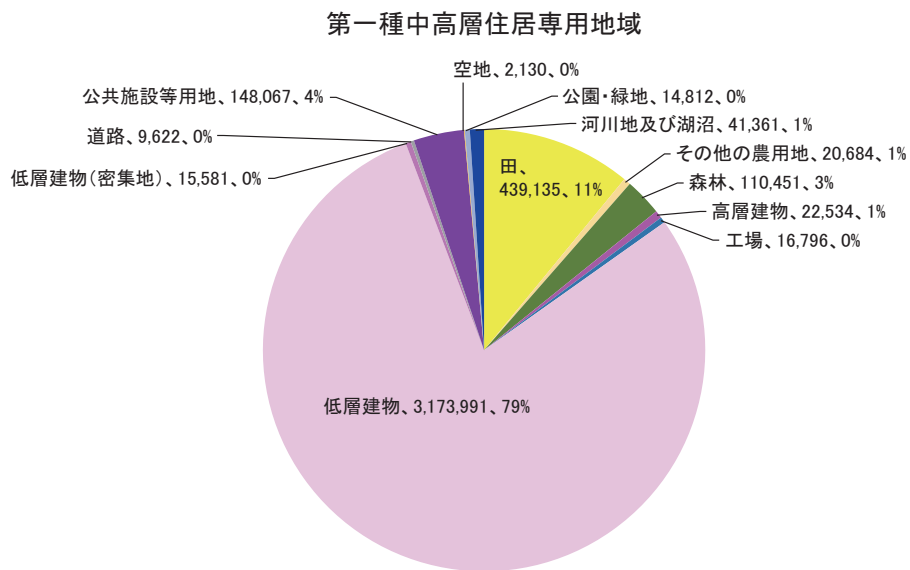


図3-11 第一種中高層住居専用地域の土地利用と配置

出所：国土交通省（2024）、越前市（2024）を基に著者作成

第二種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域は、「主として中高層住宅に係る良好な住環境を保護するため定める地域」である。第一種中高層住居専用地域と同様に、高さ制限がなく、道路斜線規制・北側斜線規制・隣地斜線規制・日影規制がされる。一方で、本用途地域では、建築可能な店舗等が床面積1500メートル以下のものまで拡大され、店舗事業の種類に関する制限もなくなる。さらに、2

第二種中高層住居専用地域

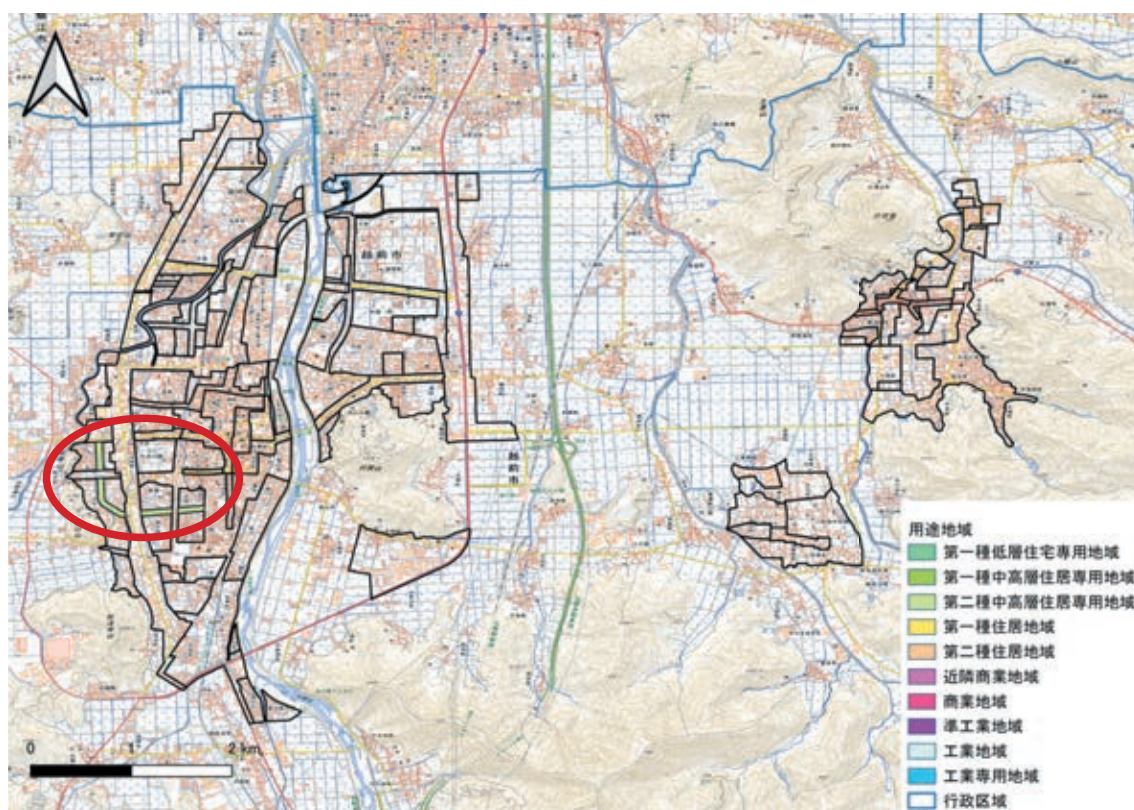
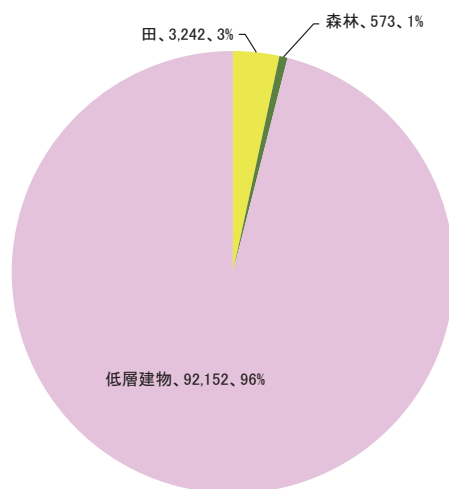


図 3-12 第二種中高層住居専用地域の土地利用と配置

出所：国土交通省（2024）、越前市（2024）を基に著者作成

階以下の事務所等も建築できる。

越前市では、95,966㎡（0.51%）の比較的小規模な面積を有する地域である。この地域は図*のように第一種中高層住居専用地域の中の主要道路沿いに4つの区域に分かれて、指定されている。

第二種中高層住居専用地域における低層建物は、総面積の大半を占める92,152㎡、全体面積の95.98%に達している（図 3-12）。主要道路沿いに4つの区域内でもほとんどの土地利用は低層建

物用途である。一方、高層建物は全く存在しない。それ以外の用途は、田3,242㎡（3.38%）、森林573㎡（0.60%）のみ（要確認）である。

この結果から、第二種中高層住居専用地域も現状は低層建物による併用店舗にて構成されていることがわかる。この地域の活性化のためには、地域内外との連携を強化し、周辺地域のインフラを補完する形での開発が求められる。

第一種住居地域

第一種住居地域は、「住居の環境を保護するため定める地域」である。本用途地域では、高さ

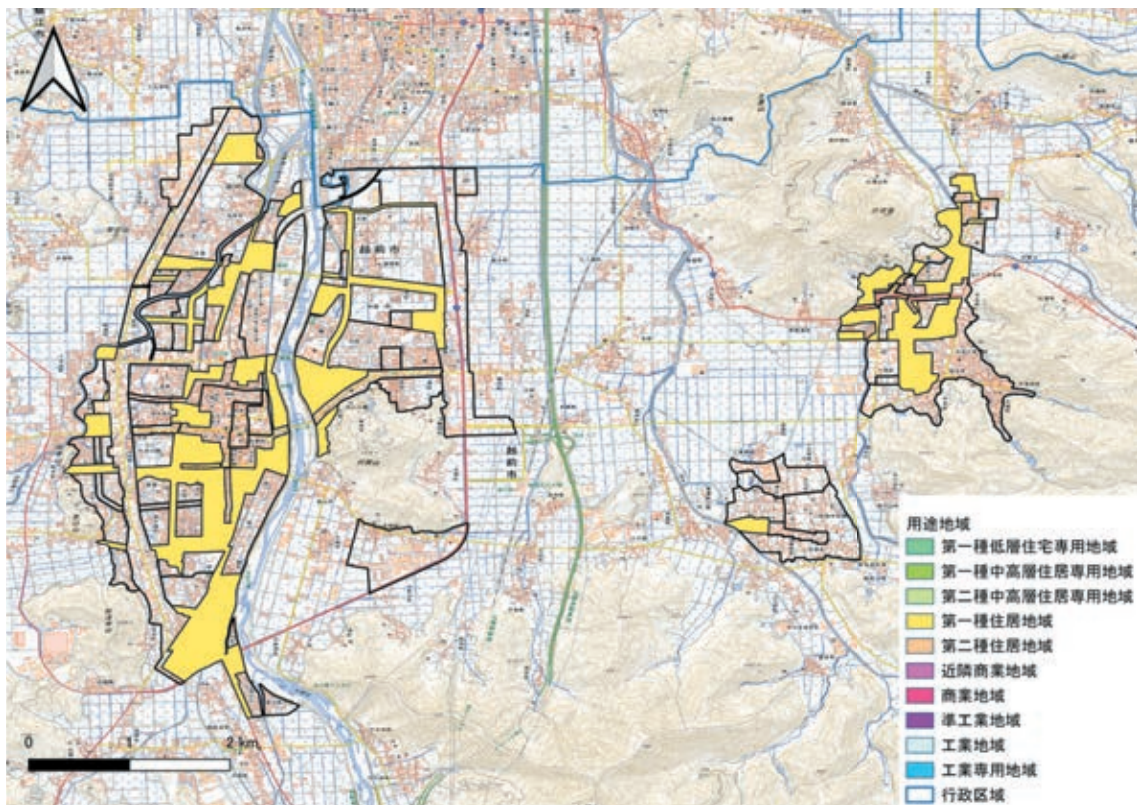
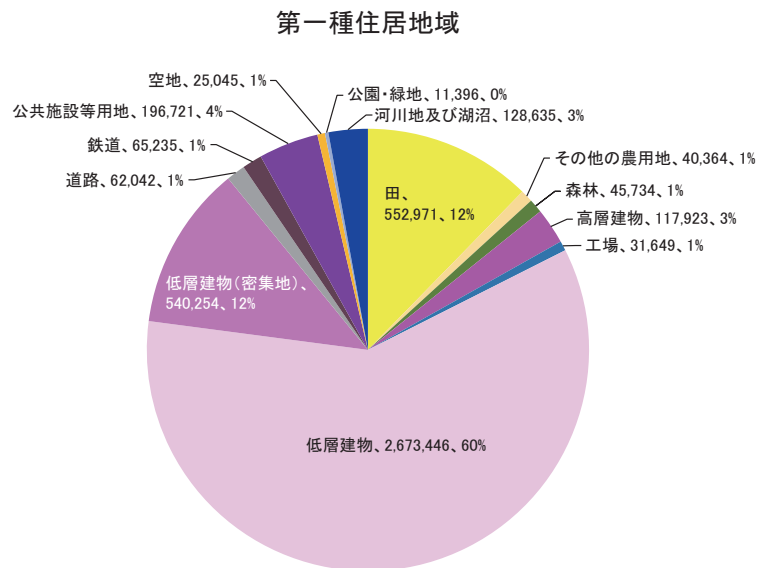


図 3-13 第一種住居地域の土地利用と配置と配置

出所：国土交通省（2024）、越前市（2024）を基に著者作成

制限に加えて北側斜線規制もなくなるため、住居専用地域に比べると、より密集して住宅を建築することが可能となる。また、床面積3000平方メートルまでの店舗等が建築可能となるほか、ホテル・旅館・ボウリング場・スケート場・水泳場・ゴルフ練習場・バッティング練習場などの遊戯施設も、床面積3000平方メートルまでであれば建築可能である。ただし、第二種住宅地域と異なり、第一種住居地域はカラオケボックス・麻雀店・パチンコ店などの建築が禁止されている。越前市では総面積4,491,413㎡、24.01%を有する広範な地域設定がされている。

越前市の第一種住居地域では、低層建物が2,673,446㎡（59.56%）を占めており、この地域の主要な土地利用である（図3-13）。さらに、低層建物（密集地）が540,254㎡（12.03%）を占めており、ここまでの第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域の計画的な土地利用用途誘導とは異なり、都市計画法施行以前からの都市形成、法規制前の様々な土地利用が混在する状況を追認する用途指定となっている。さらに田552,971㎡（12.31%）となっており、低層建物、低層建物（密集地）、田が土地利用を形成している。また、公共施設等用地は196,721㎡、4.38%を占めており、他の用途地域と比較して多い。ここでも、高層建物は117,923㎡（2.63%）にとどまり、低層建物用途の中に高層建物が存在する状況となっている。また、工場用地は31,649㎡（0.70%）と限られており、この地域の住環境を優先する特性を反映している。工業活動がこの地域では抑制されていることは、住宅地としての静穏な環境維持に寄与している。

第二種住居地域

第二種住居地域

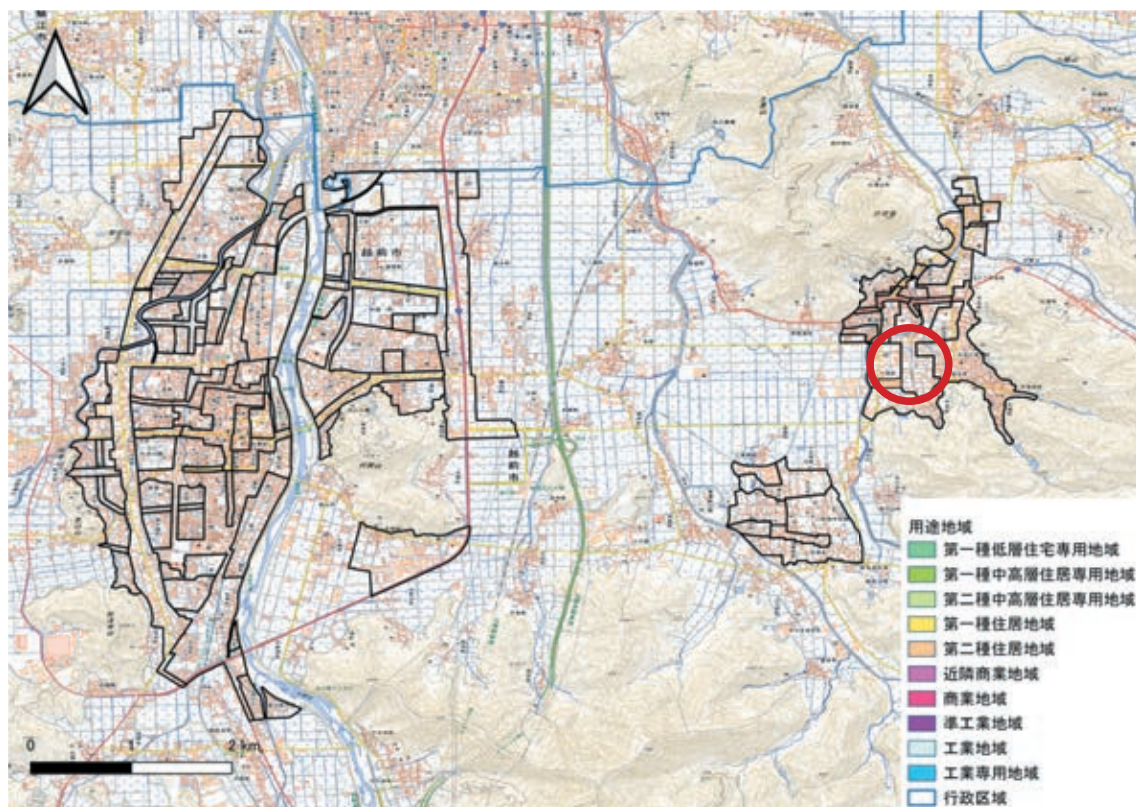
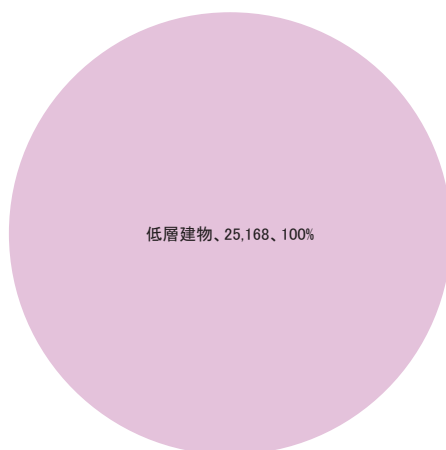


図 3-14 第二種住居地域の土地利用と配置

出所：国土交通省（2024）、越前市（2024）を基に著作作成

第二種住居地域は、「主として住居の環境を保護するため定める地域」であり、住宅と商業施設がかなり混在することが可能な地域となっている。高さ制限・北側斜線規制がなく、住居専用地域に比べると、より密集して住宅を建築することが可能となる。また、店舗等は床面積10000平方メートルまで、事務所等は床面積3000平方メートルまで建築可能である点は、第一種住居地

域と同様である。一方、第一種住居地域と異なり、さらにカラオケボックス・麻雀店・パチンコ店などの建築も可能となるが、映画館や劇場など人が集まる施設や風俗営業を営む施設などは建築が禁止されている。

越前市においては、25,168㎡（0.13％）の1箇所の限定的な地域が指定されている（図3-14）。この地域は低層建物がすべてを占めている。

商業系用途地域の土地利用の現状

近隣商業地域

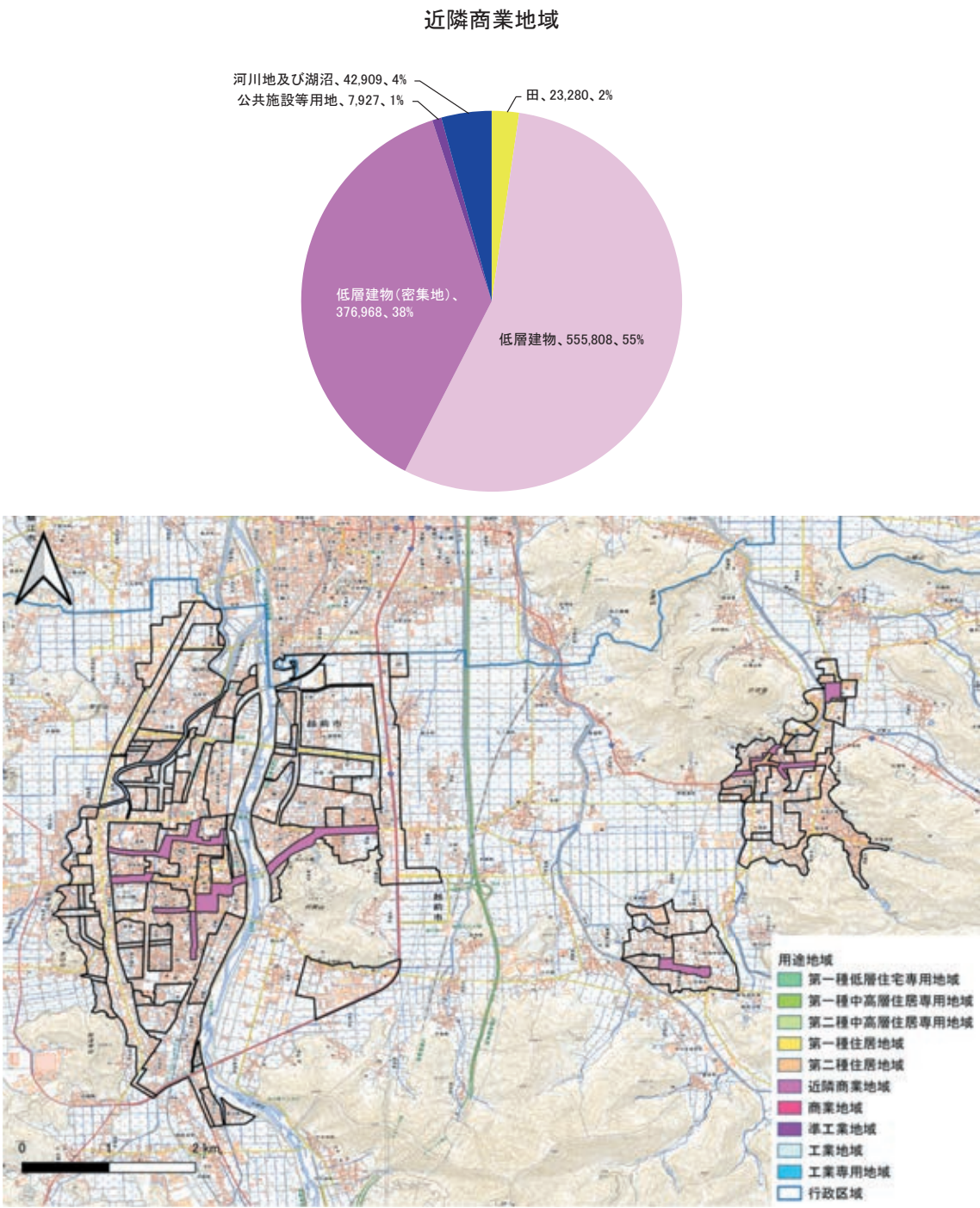


図3-15 近隣商業地域の土地利用と配置

出所：国土交通省（2024）、越前市（2024）を基に著者作成

近隣商業地域は、「近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域」である。近隣商業地域は日常生活に必要な買い物が必要を満たすための商業施設が立地することで地域住民の日常生活を支える地域として設定されている。近隣商業地域では、キャバレー・個室付き浴場や危険性の高い工場・危険物の貯蔵や処理の量が多い施設等を除いて、建築できる建物の種類に制限がない。また、道路斜線規制や隣地規制についても、住居系の用途地域より緩やかな規制となっている。

越前市においては、1,006,893㎡（5.38%）の6箇所の地域が指定されている。この地域は、地域経済を活性化させるための重要な拠点であり、商業と住宅の共存が求められる。

近隣商業地域において低層建物が占める割合は非常に高く、低層建物555,808㎡（55.19%）、低層建物（密集地）376,968㎡（37.43%）で全体の92.64%を占める（図3-15）。これらの低層建物は商業施設であるものが多く、地域の経済活動を支える中心的な役割を担っている。特に、中小規模の店舗が多数点在し、地域住民の日常的な買い物やサービス利用を容易にしている。反対に高層建物が全く存在しないことから、越前市の近隣商業地域は低層建物から形成されていることがわかる。

商業地域

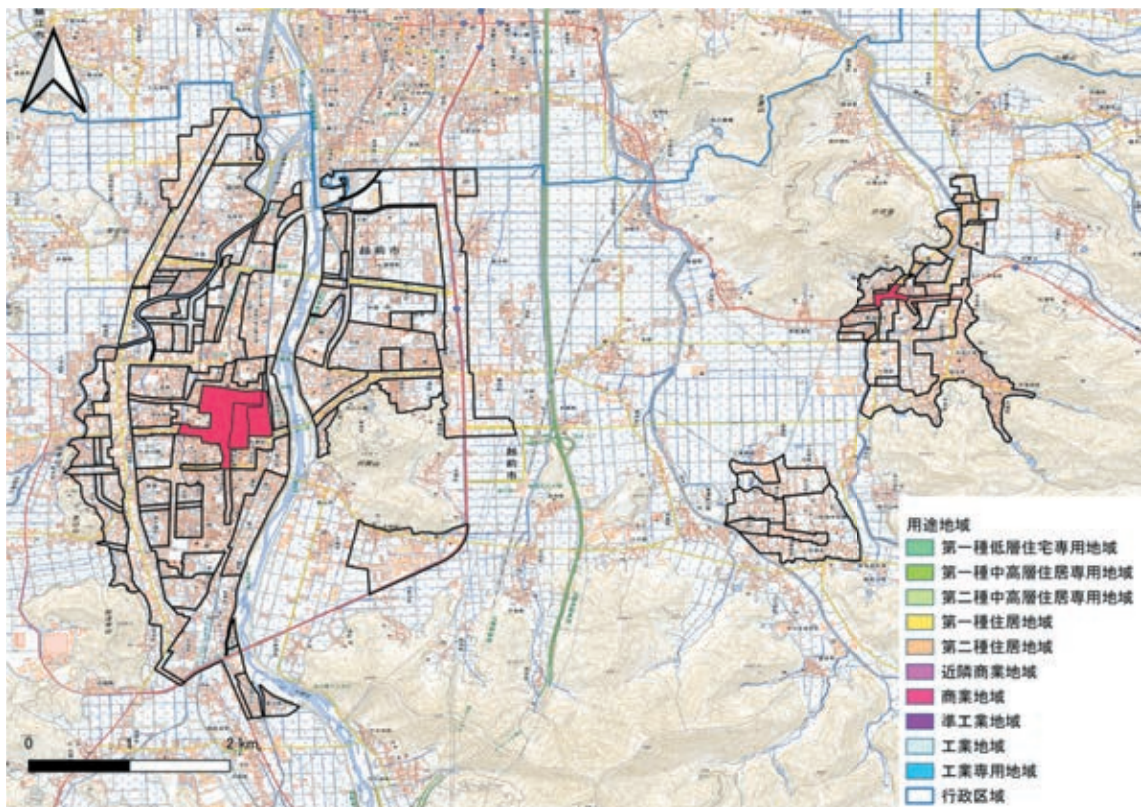
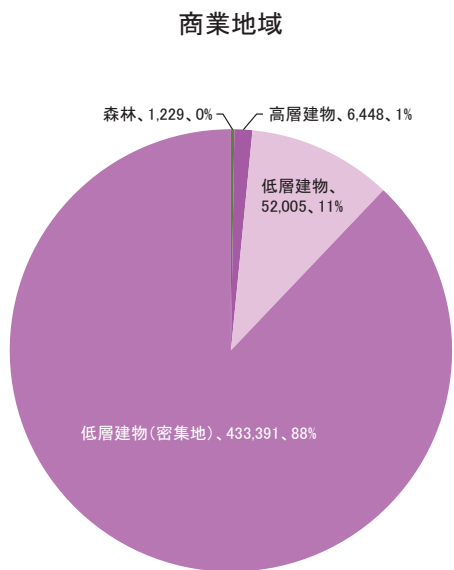


図 3-16 商業地域の土地利用と配置

出所：国土交通省（2024）、越前市（2024）を基に著者作成

商業地域は、「主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域」として、大型商業施設や事務所ビルが立地可能な地域であり、都市機能の中心を形成する用途地域である。商業地域では、近隣商業地域で建築可能な建物に加えて、さらにキャバレーや個室付き浴場等も建築できる。大都市の都心部や副都心部など、地域の中心的な商業地等が指定されており、完全に商

業に特化した地域であり、地域経済を活性化させるための重要な拠点である。商業地域は、越前市においては、493,074㎡（2.64％）の3箇所の地域が指定されており、総面積493,074㎡（2.64％）である。この地域は、主に商業活動に特化しており、高い土地利用効率を追求する形で設計されている。商業地域では、低層建物（密集地）433,391㎡（87.90％）がほとんどの土地利用を占める（図3-16）。さらに低層建物52,005（10.55％）であり、全体の98.44％を占める。高層建物は6,448（1.31％）であり、わずかしかな存在しない。このように越前市の商業地域では、低層建物（密集地）が小規模な店舗やサービス業の拠点として機能していることがうかがえる。

工業系用途地域の土地利用の現状
準工業地域

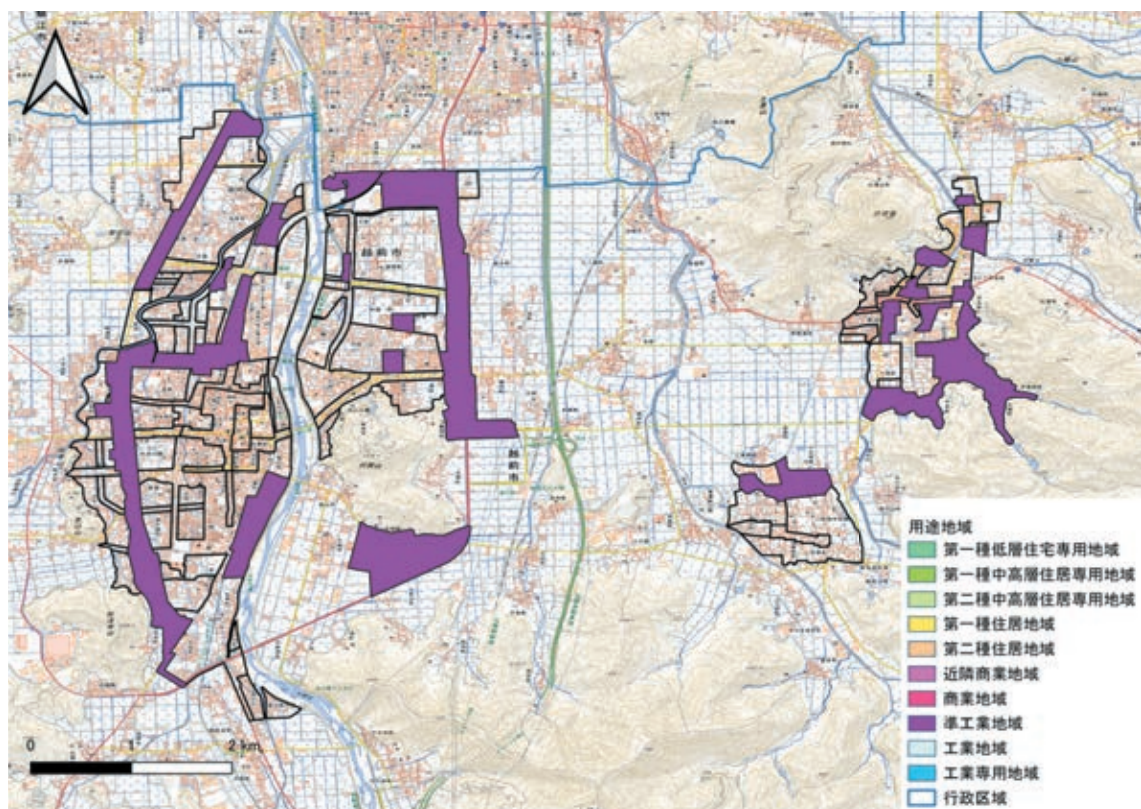
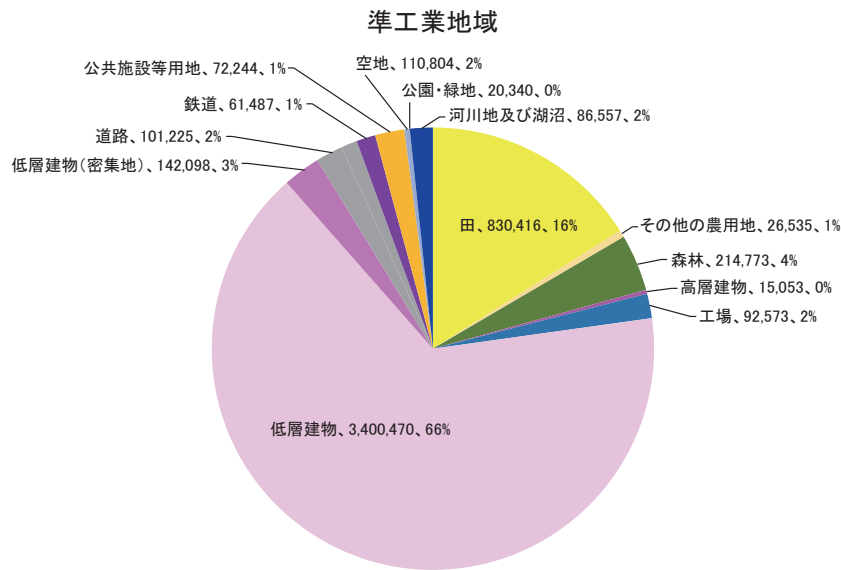


図 3-17 準工業地域の土地利用と配置

出所：国土交通省（2024）、越前市（2024）を基に著者作成

準工業地域は、「主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域」である。工業地域よりも住居との調和を重視した地域で、小規模工場や物流施設のほか、住居も許容される。多目的利用が可能のため、都市の柔軟性を高める役割を行っている。この地

域は、住居と工業施設が共存しながら、周辺環境に配慮した土地利用が行われている。

越前市の準工業地域は5,174,574㎡という広大な面積、19地区が指定されている。これは全用途地域の27.67%を占める。越前市の準工業地域では、低層建物が3,400,470㎡（65.69%）を占めており、地域内で最も大きな割合を構成している（図3-17）。また、田が830,416㎡（16.05%）、森林が214,773㎡（4.15%）を占めており、自然地が比較的多く残されている。低層建物（密集地）は142,098㎡（2.75%）と限定的である。さらに、92,573㎡（1.79%）が工業用途となっている。これらの施設は中小規模の製造業が中心であり、地域経済に重要な貢献をしている。一方で、高層建物の利用はごくわずかであり、地域全体に占める割合は15,053㎡（0.29%）にとどまる。このような土地利用は、主に事務所や一部のサービス業施設として機能しており、準工業地域内における都市的要素を担っている。

工業地域

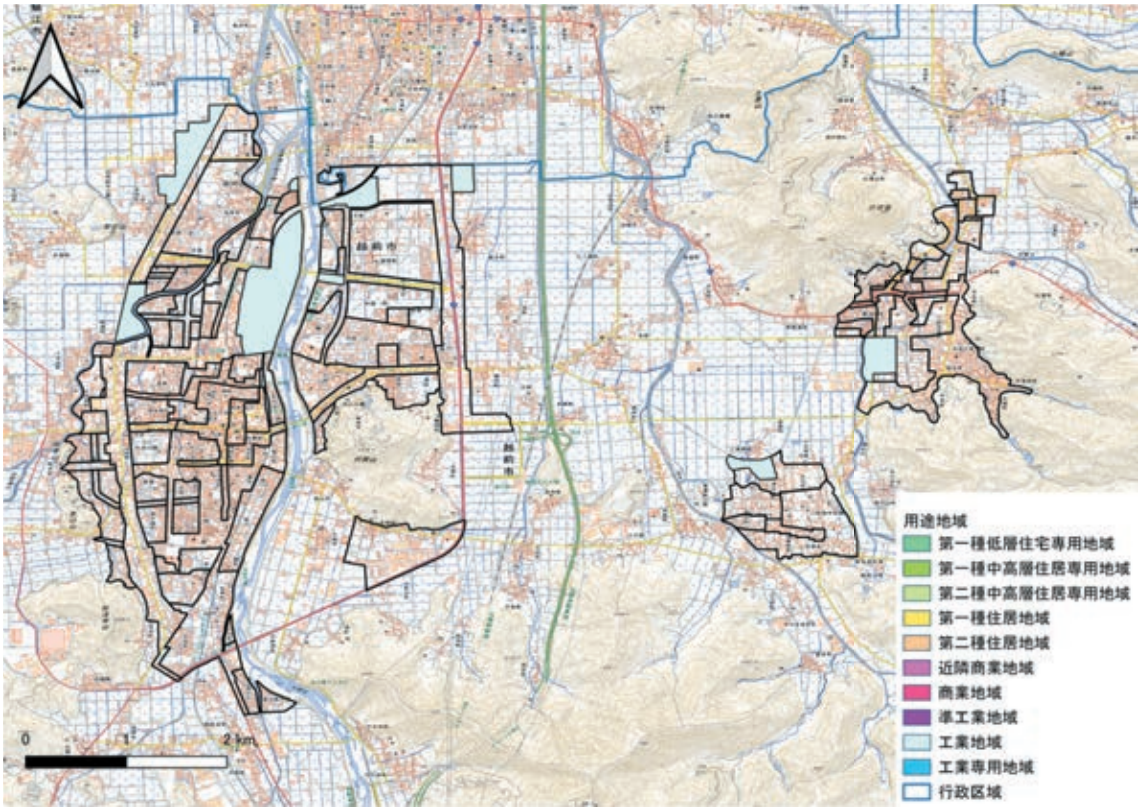
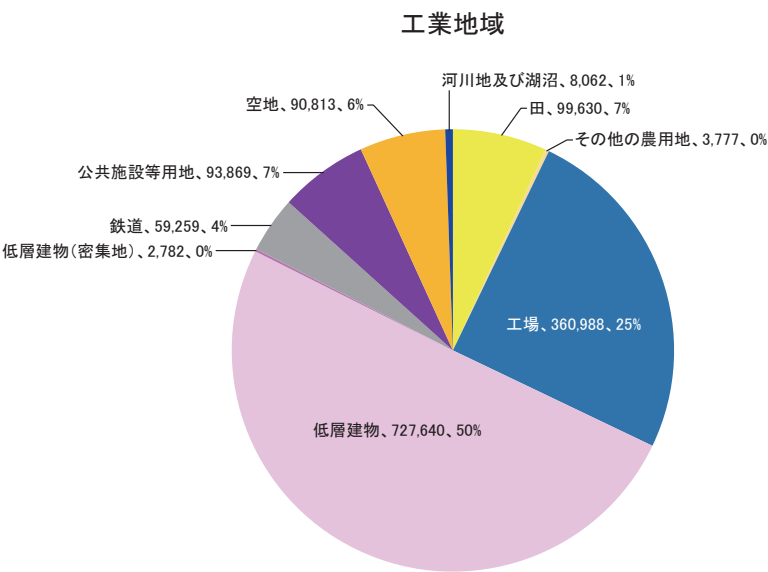


図 3-18 工業地域の土地利用と配置

出所：国土交通省（2024）、越前市（2024）を基に著者作成

工業地域は、「主として工業の利便を増進するため定める地域」である。工業地域では、環境を悪化させるおそれがある工場や危険物の貯蔵、処理の量が多い施設の建設が認められており、工場・倉庫等の施設の建設に制限がない。その反面、床面積10000平方メートル超の店舗等・ホテルや旅館・劇場等・キャバレーや個室付き浴場等・学校・病院の建築が認められず、より工業

に特化した地域となっている。

越前市では工業地域は総面積1,446,820㎡（7.74％）を有し、地域の産業基盤を支える重要な用途地域となっている（図3-18）。この地域は、製造業や加工業を中心とした工業活動が行われており、地域経済の活性化に寄与している。工業地域の土地利用は、低層建物727,640㎡（50.28％）と過半数を占めている。これらの低層建物は、主に工場施設や倉庫として利用され、地域内での製品の製造、保管、流通を支えている。このような低層建物の広がり、工業活動の安定性と持続可能性を保证する基盤となっている。

次に多いのが、工場用地360,988㎡（24.96％）であり、地域内で最も重要な土地利用の一つである。この工場用地には、大規模な製造業の施設が多数立地しており、地域の雇用創出と経済発展に寄与している。工場用地の配置は、交通インフラへのアクセスが良好な場所に集中しており、物流効率の向上が図られている。一方、工業地域における高層建物は6,448㎡（0.45％）と限定的である。これらの高層建物は、主に事務所や管理施設として利用されており、工業活動を支える機能を担っている。これらの建物の存在は、地域の効率的な産業運営に貢献している。

第Ⅳ章 文献一覧

福井県越前市デジタル政策課（2024）「越前市の公開型GISのShapefileとkmlfileについて」<https://www.city.echizen.lg.jp/office/030/021/shape.html>

福井県越前市都市計画課（2020）「令和2年度第1回都市計画審議会 令和3年2月10日（水曜日）丹南都市計画（越前市）用途地域の変更（越前市決定）（案）」https://www.city.echizen.lg.jp/office/070/020/koukai/koukai_tokessin_d/fil/R1-2_giansyo.pdf

福井県越前市都市計画課（2021）「令和3年度第2回都市計画審議会 令和3年7月16日（金曜日）丹南都市計画（越前市）用途地域の変更（案）」https://www.city.echizen.lg.jp/office/070/020/koukai/koukai_tokessin_d/fil/R3-2_giansyo1.pdf

福井県越前市（2024）「都市計画」<https://www.city.echizen.lg.jp/office/070/020/toshikeikaku/toshikeikaku.html>

福井県都市計画課（2024）「福井県の都市計画」<https://www.city.echizen.lg.jp/office/070/020/toshikeikaku/toshikeikaku.html>

国土交通省（2024）「都市地域土地利用細分メッシュデータ」<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b-u.html>

V. 本研究の地域計画の視点と背景

この研究は、福井県における計画文化の発展、その特徴、そして地域社会への影響を明らかにすることを目的としている。特に、「経路依存性」の視点から、過去的意思決定が現在の選択肢をどのように形成してきたかを探り、その理解が持続可能な開発において果たす重要な役割を示すことを目指している。環境危機や経済停滞が進行する中、過去の計画文化の遺産が、現在のイノベーションや適応にどのような影響を与えているのかを解明することが求められる。具体的には、1945年から1975年の間に福井県における都市および地域計画でどのような主要な変化が起きたのかを明らかにすることを目標とする。この時期は、日本の国土形成において空間的、制度的、構造的基盤が確立された重要な時代でありながら、大都市圏以外の地域については十分に研究が進んでいない。しかし、戦後復興、急速な都市化、経済主導の都市拡大といったこの期間の大規模で持続的な変革は、現代の都市および地域構造の基盤を形成している。研究方法としては、福井県内の都市、町、村における計画や提案に関わった主要な担い手、制度、仕組み、そしてそれらがもたらした影響を解明するため、歴史的資料の収集とデジタル・ヒューマニティーズのツールを活用する。研究の初期段階では、多様な形式のデータセットを収集し、福井県の都市・地域開発を分析するための基礎資料としてのデータコーパスを構築する。その後、このデータをデータベース化し、福井県の市町村に関するデジタルアーカイブを作成することで、将来の都市・地域開発政策の立案に寄与することを目指す。

計画文化 (Planning Culture) の紹介

日本の都市や地域をポスト都市時代に適応させることは、現代社会が直面する複合的な課題への対応において極めて重要である。この時代は、人口減少、経済停滞、環境危機といった問題が絡み合い (Pallagst et al., 2014)、都市や地域は非物質的な計画文化と物質的な空間遺産の両面で変化を遂げる。これらの変化は蓄積され、都市の適応力に影響を及ぼす一方で、過去の空間的・制度的選択が「ロックイン」や経路依存性を通じて新たな課題への対応を制約する要因となる。特に、急速な都市化と成長の結果生まれた空間的パターンを見直し、持続可能な移行を可能にすることが重要である (Wieczorek, 2018)。このような制約を克服するには、まずロックインや経路依存性の起源を物質的および非物質的遺産の視点から特定し、その中から現在の価値ある要素を見出す必要がある。また、地域固有の計画文化は住みやすさの維持や持続可能なコミュニティの促進において中心的な役割を果たす。近年の研究では、自治やレジリエンスを通じて地域特有の柔軟なアプローチが注目されており、地域社会の特性に応じた計画の重要性が強調される (Valler & Phelps, 2018)。

計画 (プランニング) は文化的現象であり、その成果物は文化や制度的背景に依存する (Faludi, 2005)。このため、計画文化は都市や地域計画を支える価値観、規範、慣行、制度的枠組みを形成し、土地利用、環境保護、社会的公平性といった優先事項を通じて都市の発展に影響を与える。また、グローバルなトレンドと地域ニーズとの相互作用も計画文化の一部である。日本では、計画文化に関する議論が当初は制度的枠組みや国家主導の計画批判を中心に行われていた (柴田 2008、城所 2008)。その後、研究の焦点は中小都市や縮小都市の特性分析へと広がり (初田 2024、

浅野2012)、地域独自のアプローチの意義が再評価されている。2018年には京都大学で「地域をこえる建築・都市計画文化：デジタル・ヒューマニティーズから学知創成へ」というテーマで国際シンポジウムが開催され、計画文化研究の深化が議論された (Flores Urushima, 2018)。このように、計画文化の研究では、知識や物質の移転が地域ごとの都市発展に与える影響や「翻訳」の役割が注目される。これにより、グローバルな視点と地域の特性が融合し、持続可能な都市計画と地域計画が模索される。

地域を超えた計画文化：翻訳プロセスについての考察

日本の都市計画史家である石田頼房は、かつて長島要一（コペンハーゲン大学教授）が執筆した『森鷗外：文化の翻訳』（長島2005）の書評を書いた経験がある。都市計画史に専念する著名な学者が、文化の翻訳プロセスについての議論に積極的に関わる様子は興味深いものである。一見すると、都市計画やデザインに関心を持つ人々にとって、森鷗外がなぜ都市思想や都市計画史に関連する人物とみなされるのか分かりにくい。しかし、森鷗外の生涯や経歴を深く掘り下げることで、石田教授の意図が理解できるようになる。

森鷗外は明治・大正期を代表する文豪であり、陸軍外科医、翻訳家、小説家、詩人として幅広く活躍した。代表作には『雁』（森1915）を含む多くの小説がある。若き頃、森は特権的な地位を活かし海外視察に赴き、とりわけドイツへの使節として知られている。彼は文学作品で名声を得た一方で、欧米の都市視察の成果を基に、公衆衛生や住宅に関する重要な原稿も執筆した。このため、森は東京市区改正委員会の建築条例取調委員会（1890～1894）の委員として活動し、東京市建築条例中衛生事項草案作成の際、ドイツ建築条例の日本語訳に貢献した。

この経緯を踏まえ、石田氏は『森鷗外の都市論とその時代』（石田1999）という著作を発表した。この本では、第一次東京都市計画法制定の背景にある議論を精密に分析し、森氏およびその同僚たちが行った翻訳や翻訳過程をドイツ語の原典と比較している。この詳細な分析から、石田氏は原文と日本語訳の間にいくつかの相違点が存在することを指摘した。具体的には、単語の誤訳、ドイツ建築法の概念理解の不足、さらには意図的な改変（翻訳プロセスで原文の一部を意図的に省略）などが挙げられる。

石田氏は、このような意図的な改変が、日本の都市文化に適応させるために翻訳者が慎重に編集した結果だと述べている。たとえば、部屋の最低換気量の計算から1歳未満の子どもを除外する規定がある。こうした背景では、建築家やプランナーが寝室を何人で共有するべきか、道路の幅に応じてどの程度のオープンスペースが必要なのか、といった基準を議論していた。当時の建築家やプランナーの関心は、普遍的な健康基準と文化的解釈による良いライフスタイルの定義を区別することにあった。同様の議論は、戦前の計画家で住宅研究者の西山卯三（京都大学工学部建築学科教授）の著作にも見られる (Flores Urushima 2014)。

日本初の計画法の草案には、ドイツ語原典を直訳した公衆衛生上の懸念事項が含まれていたが、委員会での議論の結果、多くの項目が削除された。この過程で、委員会は解体され、最終的に計画法は承認されなかった。このドラマチックな結末について、石田氏は翻訳の難しさが単なる言語的な問題ではなく、異文化で生まれた概念や価値観を翻訳する難しさに起因すると指摘している。翻訳者はバイリンガルであるだけでなく、バイカルチュラルである必要があると彼は述べて

いる。異なる文化には存在しない概念を翻訳する際、翻訳者はその違いに非常に敏感であるべきだという。

19世紀後半の日本の都市はヨーロッパとは大きく異なり、翻訳の主要な目的の1つは、ヨーロッパや北米の都市に不慣れな日本人に、これらの都市の形態や生活様式に関する概念を紹介することだった。当時、日本を訪れた外国人旅行者たちも日本の都市に興味を抱いた。たとえば、ブラジル文学の巨匠アリュージオ・デ・アゼヴェド（Aluisio de Azevedo）は1897年の訪日後、日本の建築文化について執筆している。彼は、日本の都市を竹や木で作られた独特な景観として描写した（Azevedo, 1897）。その一方で、当時のブラジルの建築は主に土、煉瓦、石で構成され、ポルトガルの建築様式の影響を受けていた。アゼヴェドは江戸時代の建築家の技術と実行力を称賛し、東京都心部の水路建設のような成果に注目している。これらの水路の多くは、アゼヴェドが東京に到着する数百年前に築かれたものである。

計画文化：普遍性、地域性、制度化

今日、異なる文化が都市に多様な物質性を生み出すことは一般的に理解され、広く受け入れられている。しかし、忘れてはならないのは、建築や都市計画の実務が近代的に確立されて以来、一般的なルールや法律を含む実務の大規模な制度化が進められてきた点である。日本では、建築や都市計画の技術的側面が強調される傾向が支配し、技術的な専門家であるプランナーは主に技術的なルールや基準に従って「良い都市」を作ることができると信じられてきた。この過程で、地域文化の具体的な側面は都市計画の標準化された仕組みから切り離されることが多くなる。この考え方は、ル・コルビュジエが「家は住むための機械である」と唱える概念によく表れる。このような傾向は、工業化と技術的・科学的発展を基盤とした近代化によって推進されるとともに、合理的で機能的な都市モデルが普及する結果を生む。このモデルは普遍的な住まいの形を追求する国際的潮流に沿うものであり、都市計画の実務者はこれらのモデルを再現し、世界各地に適応させることを目指す。このアプローチは工業製品の大量生産と類似し、「技術的普遍性」の原則が計画に組み込まれる（Rodriguez and Brown, 2014）。しかし、特定地域に根ざす文化的側面を反映する都市計画は、近代的議論の中でしばしば軽視される。20世紀半ばまでは「計画文化」という表現がほとんど使用されず、その議論は「普遍的モデル」の妥当性を問う形で展開されるようになる。近年では、計画に関わる職業が地域ごとに異なる制度化プロセスを経てきたことが注目される。この制度化プロセスが計画文化を形成し、異文化間で多様なバリエーションを生み出す要因となる。例えば、日本では建築学科が多くの場合工学部に併設される一方で、都市計画の研究や教育は周辺的な位置付けにとどまる。この背景には、日本が地震多発国であるため、建築教育が構造設計に重点を置く歴史的経緯がある。対照的に、海外では建築学部と都市計画学部が独立する場合が多く、両分野を統合的に学ぶ仕組みが存在する。このような差異は、建築や都市計画が地域文化や制度的背景にどのように組み込まれるかを示す。2018年に開催される国際シンポジウム「地域をこえる建築・都市計画文化」（Flores Urushima, 2018）は、計画文化の多様性とそれを生む制度の相違点を議論する場となる。このシンポジウムには日本、ブラジル、スペイン、フランス、ポルトガル、ベルギーから研究者が集まり、それぞれの国の制度と計画文化が都市計画に与える影響を考察する。例えば、マドリード建築高等専門学校（Escuela Técnica

Superior de Arquitectura de Madrid) は、工業大学に統合される以前は独立した機関として設立される。この歴史は、日本の帝国工科大学(1873年)と部分的に類似する。一方、サンパウロ大学の建築・都市計画学部(Faculdade de Arquitetura e Urbanismo)は、技術偏重の設計アプローチへの不満から生まれた独立学部であり、ブラジル独自の現代的解決策を模索する。また、フランスのパリ・ヴァル・ド・セヌ国立高等建築学校(École Nationale Supérieure d'Architecture Paris-Val de Seine)は複数の建築学校が統合される形で形成され、フランスの建築と都市研究の長い歴史を背景に持つ。このような事例は、それぞれの地域や国家が建築や都市計画の実務をどう位置付けるかを反映し、計画文化が地域の歴史的・社会的文脈に根ざしていることを示す。計画文化は、国家的な政策目標と地域的な適応の相互作用によって形成されるとともに、中央集権的な目標と地方独自の慣行のバランスを取る役割を果たす。一部の地域では都市化が進行するが、ポスト都市時代の課題である人口集中や地方衰退は、既存の計画文化を刷新する必要性を浮き彫りにする。このような状況で、中小都市に焦点を当てることは重要となる。これらの都市は、地域のニーズに基づく新しい都市モデルを提供する可能性を秘め、環境的持続可能性への移行を推進する潜在力を持つ(Nieuwenhuijsen, 2021)。

計画文化：日本の都市と地域への非物質的遺産

都市計画の歴史的変遷は、前近代、近代、現代の三つの時代に分類される。前近代の都市計画は支配エリート層への奉仕を目的とし、都市は軍事、宗教、経済のニーズを中心に構成されていた。この時代の計画都市には、幾何学的なレイアウトと中央集権的な公共空間を特徴とするギリシャ植民都市やローマの軍事要塞がある。一方、日本では平安京のような幾何学的レイアウトを持つ計画都市があったが、中央集権的な公共空間は見られなかった。

産業革命期に登場した近代都市計画は、都市化がもたらした過密、劣悪な衛生環境、住宅不足といった課題への対応を目指した。ゾーニング法、マスタープラン、公衆衛生を重視した政策が導入され、日本でも1888年の東京市区改正条例に始まる近代的な都市計画が西洋モデルの影響を受けて展開された。1923年の関東大震災後には、大規模な土地区画整理事業が実施され、第二次世界大戦後の復興においてさらに進化した。1968年の都市計画法は、中央政府と地方政府の役割を調整し、土地利用の規制と市民参加を促進する転換点となった(石田 2004、広原 2015)。

都市計画と比較すると、地域計画は、19世紀の工業化と都市化に伴う現実的な課題への対応から、経済、社会、環境の発展を管理する包括的なツールへと進化してきた。初期にはインフラ整備と土地利用に焦点を当て、戦間期にはテネシー川流域開発(1933年)や経済地理学の理論によってその役割が拡大した。第二次世界大戦後、特に戦禍を受けた日本では、復興と産業の分散化が地域計画の中心となった(Friedmann and Weaver 1979)。

戦前の日本における地域計画は、都市中心であり、工業発展、インフラ整備、軍事兵站到重点を置いていた。1919年の都市計画法では、区画整理と都市インフラに焦点を当てたが、農村や地方地域は軽視されていた。1930年代には軍事的優先事項が地域計画を形作り、主要都市と沿岸部への開発が集中した。一方で、戦後の日本では、地域計画は包括的なシステムへと発展した。1962年の全国総合開発計画など、復興期の取り組みは地域間の成長のバランスを重視し、都市の再建と産業の分散化を進めた。高度成長期には、工業地帯の新設、衛星都市の開発、インフラ整

備によって都市混雑や地域間格差への対応が図られた（佐野 2021）。

日本における地域計画の発展は資源管理の概念と深く結びついている。「資源」という言葉は、1918年頃、戦争への動員の文脈で初めて使われた。戦後の復興期には、資源管理への統合的なアプローチが連合国占領下で制度化され、地理学者エドワード・アッカーマン（1911-1973）の指導による影響が大きかった。アッカーマンは1945～1948年に在日連合軍最高司令官の技術顧問を務め、その成果は著書 *Japanese Natural Resources: A Comprehensive Survey*（1949年）にまとめられている。彼の考えは日本の経済企画庁の官僚だった大来佐武郎（1914-1993）にも影響を与え、大来氏は1960年代の国土開発計画や1987年のブルントラント委員会設立にも深く関与した（Flores Urushima 2015、WCED 1987）。

戦後の急速な都市化と社会変容への対応として、1967年には「21世紀の日本：その国土と国民生活の未来像」プロジェクトが内閣総理大臣により開始された。このプロジェクトでは、近代化、経済成長、自然や歴史的景観の保全を重視した未来志向のビジョンが提案され、学際的な専門家グループによる20巻の報告書にまとめられた。これらの提案は、都市の過密化や地方の過疎化、環境悪化に取り組み、コンパクトシティモデルや地域の多様性の推進といった重要なテーマを含んでいた（Flores Urushima 2015）。

1970年代までに、日本の地域計画は制度的基盤を強化し、都市計画と地域計画の区別が曖昧であったものの、参加型計画やアーバンデザインといった新しいアプローチが勢いを増していった。国土と地方レベルで活動するプランナーは、多様な分野からの専門家を含む委員会や作業グループに属し、計画文化の形成に寄与した。

文化的なレガシーとしての戦後計画

過去の都市計画や地域計画の成功例や失敗例を研究することで、現在の実務者は将来の発展に向けた効果的な戦略について貴重な洞察を得ることができる。経路依存性に関する文献（Sorensen 2015, 2023）は、土地が都市および農村の発展経路を定義する上で極めて重要な制度であることを指摘し、制度の継続性を重視する重要性を強調している。特に1945年から1975年の期間は、土地配分を基盤とした都市・地域空間構造が形成される上で極めて重要であり、この空間構造は今日の日本の国土を大きく組織している。この影響は、住宅、公共サービス、インフラ整備が地域社会の社会構造の形成にどのように寄与し、それが現代の生活の質にどのように影響を与えているかに明確に表れている。

第二次世界大戦後、日本は破壊された国土の復興を迫られ、戦前の計画の伝統を活用した迅速かつ現実的な復興プロセスを採用した。このアプローチは、既存の都市設計やインフラ整備手法を最大限に活用し、その限界にもかかわらず、1950年代の経済復興を成功裏に支えた。1960年代には、東京オリンピック（1964年）や大阪万博（1970年）といった国際的イベントが中央政府主導で推進され（Flores Urushima 2007）、これらのイベントは日本の経済的変貌を世界にアピールする場となった。同時に、大規模な都市インフラ開発を加速させ、19世紀後半から続く中央集権的な意思決定や経済発展の重視という計画文化をさらに深化させた。しかし、市民社会の関与が限定的であったことも浮き彫りになった。

この時期、日本の都市化とインフラの近代化は目覚ましかった一方で、大きな課題も生じた。

地方からの移住により大都市圏に人口が集中し、郊外が拡大、通勤者数が急増した。その結果、交通渋滞、緑地帯の減少、無秩序な都市スプロールといった問題が顕在化した。カナダの地理学者アンドレ・ソレンセン（André Sorensen）は、この現象を「日本型スプロール」と表現しており（ソレンセン 2005）、日本の伝統的な都市開発パターンがその背景にあると指摘している。日本の都市はヨーロッパのような明確な城壁都市ではなく、自然との連続性を重視して発展してきたため、都市と農村の境界が曖昧であった。

社会学者の園田英弘は、この都市と農村の力学についてさらに深い洞察を提供している。園田は、郊外が「近自然」のレジャー的価値を持つ過渡的な地域となり、一方で「遠自然」は農業労働を反映して文化的に低く評価されるようになったと指摘している（園田 2003, 120-4）。こうした認識の変化が、日本の都市スプロール現象の一因となった。

この課題に対応するため、政府は1968年に新しい都市計画法を制定した。この法律は、都市と農村の境界を明確化し、地方政府の責任を強化するとともに、市民参加を促進し、より複雑なゾーニング制度を導入しようとするものであった。この改革は、都市スプロールや人口動態の複雑さへの対応に一定の成果を上げたものの、これらの問題に完全に対応することは難しかった。

1960年代後半、日本は復興と発展において目覚ましい進歩を遂げる一方、急速な都市化が近代化と持続可能な成長の間に緊張をもたらした。東京オリンピックや大阪万博のようなイベントは、日本の経済的・インフラ的成果を示す場であったが、郊外化の管理、緑地保護、市民社会の計画への統合といった課題は未解決のままだった。それでも、この時期に築かれた計画制度は、今日の日本の景観と空間構造を形成する基盤となり、現代の課題に対応する上で重要な参考となっている。

計画文化とデジタル・ヒューマニティーズ

計画文化に関する最近の議論では、膨大な情報の管理が主要な課題として浮上しており、デジタル時代が都市・地域計画に与える影響と既存の文化を変容させる可能性が強調されている（矢野ほか 2006、藤本 2007、Carmona 2021）。建築および都市計画の分野では、歴史的に世界中の建造環境を形成する手法、素材、技術を評価し、専門家に情報を提供して都市および建築の近代化を促進することが主眼となってきた。現在の焦点は、規模、分野、社会的アクターの価値を考慮しつつ、多様かつグローバル化された計画立案を支援する知識を生み出すことにある。このアプローチでは、都市と農村、近代と伝統、国際と地方の力学のバランスをとることが求められる。

1960年代は計画理論の重要な転換期であり、合理的な物理計画から地域や地方規模を重視するシステムのアプローチへの移行が進んだ。この変化は、普遍的なモデルの優位性を弱め、地域に根ざした計画文化への評価を育む契機となった。しかし、建築や都市計画の歴史や理論は、依然として国家の視点や欧米の偏見に基づき、狭い専門分野に限定されがちである。計画に関する議論を活性化するためには、歴史学の視点から知識生産プロセスを批判的に見直す必要がある。今日、学者たちはかつてないほど情報にアクセスしやすくなり、グローバルな視点で情報を発信し、多様な文脈を比較する基準に取り組む責任を負っている。これらの課題に取り組むことは、21世紀に向けた新しい建築および計画文化の発展に不可欠である。

こうした文脈の中で、デジタル人文学ツールは、知識を伝達し、情報へのアクセスを広げる

上で不可欠な手段として注目されている。2018年に開催されたシンポジウム（Flores Urushima 2018）では、地域を超えた建築・計画文化の統合に向けた可能性が議論された。このイベントでは、建築と計画の歴史家、理論家、批評家が集まり、知識生産プロセスにおける新技術の可能性と限界について議論した。

シンポジウムで紹介されたデジタルツールの活用事例には、以下のような取り組みがあった：ラテンアメリカ建築のバーチャル展示会の作成、フランスにおける日本建築研究のためのデジタルプラットフォーム構築、スペイン語の建築雑誌を分析するためのテキストマイニングツールの使用、ブラジルの都市部と農村部の境界を再定義するためのGISツールの活用、ブラジルと日本間のオンライン国際デザインワークショップの実施、スリランカの環境変化を分析するためのデータマイニングとネットワーク分析の使用、建築雑誌のグローバルデータベースの作成などである。

これらのイニシアティブは、デジタルツールが情報を民主化し、従来の知識体系を再構築し、多言語コンテンツを集約する方法を示した。また、地域間の建築・計画文化に変革をもたらし、低コストでの情報アクセスを提供し、グローバルな交流を促進する可能性も議論された。特定の地域に関する情報の入手可能性が、その地域のアイデアを世界的に広める力を持つことも指摘され、研究においてヨーロッパやアメリカが優位性を持つ理由の一因を説明している。

シンポジウムの参加者たちは、知られていない地域や都市、町に関する情報をインターネット上で公開することが、計画文化の理解を刷新し、拡大するために不可欠であると意見を一致させた。また、新しいツールが新たな研究経路の視覚化を支援し、研究者や実務者の新たな協働を促進する可能性についても議論が行われた。

情報の入手可能性は、特定のアイデアの世界的な普及を形作るだけでなく、土地の管理や主要な制度がどのように理解されるかにも影響を与える。過去の決定が現在の都市や地域の空間構造を形成し続けているため、土地の割り当てを再考するには、包括的で多様なデータへのアクセスが不可欠である。この情報と土地の結びつきは、持続可能な都市および農村の変遷を目指す文脈において特に重要である。

京都の計画文化、GISツール、都市化

土地は、将来の都市や農村の発展の道筋を定める上で極めて重要な制度である。現代の都市や地域の空間構造は、過去に決定された土地配分に基づいており、持続可能な都市移行を議論する上では、農村部の持続可能性と都市化の効率性に目を向ける必要がある。このバランスを欠いた議論では、持続可能な都市の実現は難しいことが明らかである。

都市化の効率性に関する研究は大きく進展しており、特に環境負荷の低い経路を模索する研究が注目されている（Shafique et al. 2017）。しかし、都市システムにおける制度上および社会経済的な惰性が引き起こす空間的ロックインという現象を克服することが依然として大きな課題となっている。このロックインは、急速な経済成長期に発生する経路依存の論理に基づき、都市周辺部への無計画な都市拡大を促進する（Sorensen 2011, 2015, 2016）。こうした無秩序な成長は、農地や森林を消費し、食料安全保障や緑地へのアクセスに長期的な影響を与える。

この問題に対処するためには、特に確立された都市において、経済移行期の都市化の空間的・

社会経済的力学を深く理解する必要がある。成長期の都市内での力学に関する洞察は、土地利用の圧迫を緩和するための、より効率的で持続可能な都市政策の策定を支援するだろう。たとえば、中国では21世紀初頭以降、都市人口が26%増加した一方で、既成市街地は50%拡大しており、土地の都市化のペースが人口増加を大きく上回っている（Glaeser et al. 2017）。このような動向は世界的にも見られ、都市化がもたらす社会経済的便益（雇用、サービスへのアクセス）と引き換えに、森林破壊、汚染、生態系サービスの低下といった深刻な環境コストが課されている（Fahey and Casali 2017; Treby and Castley 2016; Tao et al. 2015）。

持続可能な開発目標（SDG）11は、より緑豊かで住みやすい都市の必要性を強調している。研究は、長期的な都市土地利用の変化や、都市および都市周辺システムの動態を理解することの重要性を指摘しており（Miao et al. 2016, Dearing et al. 2010）、社会経済成長と環境福祉のバランスを取るための時空間分析の価値がますます強調されている。

京都市を例にとると、戦後の急速な経済成長期（1950年代から1960年代）の都市化の軌跡が分析されている（Pereira Galvao, Urushima et al. 2020）。この研究は、都市開発を形成する上で計画文化や経路依存性が果たす役割を明らかにし、歴史的および文化的要因が京都の都市化にどのように影響を与えたかを示している。初期の土地地区画整理事業や寺院、精神的ランドマークの位置が長期的な開発パターンを生み出し、地域によって異なる成長の軌跡をもたらした。例えば、京都市西部では交通インフラや人口増加の圧力による急速な都市化が進む一方、東部では森林が保全され、再生さへ進む傾向が見られた。このような動向は、京都の文化遺産と近代都市化の圧力の間の緊張関係を反映している。

本研究では、GISツールとリモートセンシング技術を活用し、土地利用および土地被覆（LULC）の歴史的変化を再構築した。GISは農地や森林地帯から既成市街地への変遷を可視化し、都市化の影響を空間的に追跡する手段として有効だった。結果として、土地利用の著しい変化が明らかになった。こうした分析を通じ、京都の景観変化が地域社会や環境に与える影響を評価し、持続可能な都市計画の方向性に関する重要な洞察を得ることができた。

さらに、研究を進めるため、戦後の地図やデータを活用した分析が行われた。このプロセスには、立命館大学アート・リサーチセンターのデジタルアーカイブの協力が含まれており、矢野健二教授の長年にわたる取り組みが重要な役割を果たした。このようなデジタルリソースの活用は、分析手法の進展を促進するとともに、都市データのバーチャルな存在感を強化する重要性を浮き彫りにした。デジタル技術を用いた都市の記録と分析は、物理的世界とデジタル世界の相互作用を強化し、持続可能な都市計画に向けた新たな道筋を提供している。

デジタル計画文化への展望

20世紀半ば以降、地域計画の重要性が高まり、アーバンデザインや戦略的アーバニズム、ランドスケープ・アーバニズムといった新しい手法が次々に登場してきた。近年では、デジタルツールの急速な進化が、都市計画や地域計画にさらに大きな変革をもたらしている。特にデジタルツインやGISを用いたシステムは、リアルタイムデータの統合や予測モデリングを可能にし、計画プロセスに革命的な影響を与えている（Batty, 2018）。これらのツールは、都市の脆弱性を特定し、持続可能性を促進するための介入策の設計を支援するなど、計画の実現に大きな役割を果

たしている (Goodchild, 2007)。また、デジタル技術は計画の民主化を推進し、参加型プラットフォームやボランティアによる地理情報システムを通じて、利害関係者が計画プロセスに参加する機会を拡大している (Gill et al., 2013)。地方や小規模都市においても、デジタルツールは重要な役割を果たしている。これらのツールは、資源ギャップを埋めつつ、人口減少や財政制約に直面する地域の空間分析や経済活性化を支援する費用対効果の高いソリューションを提供している (Borsekova et al., 2018)。また、歴史的な地図や資料をデジタルエコシステムに統合することで、都市計画や地域計画の知見がさらに深まる。過去のデータを活用することにより、都市の長期的な変化の傾向やその影響を評価し、文化的・生態学的な変化をより深く理解することが可能となる (Sanderson & Radford, 2015)。たとえば、近代京都オーバーレイマップのようなGISツールを用いた歴史的オーバーレイは、過去の都市パターンが現代の計画にどのような影響を与えているかを示し、都市遺産の保存や再利用に貢献している。また、歴史的分析に基づく持続可能な開発指標は、地域のアイデンティティを尊重しつつ現代のニーズに応じた都市変容を導く助けとなる (Salvati & Carlucci, 2014)。「ヴェネツィア・タイムマシン・プロジェクト」は、ヴェネツィア国立公文書館に保管されている中世から20世紀にわたる約80キロの古文書をデジタル化し、ヴェネツィアの社会・都市変遷を再構築する国際的な取り組みだ。このプロジェクトは、歴史家や建築家、コンピューター科学者など多分野の専門家が協力し、デジタルアーカイブやオープンアクセス・データベースの構築を目指している (Di Leonardo and Kaplan, 2015; Castelvechi, 2019)。その成果は多くの評価を受けており、2028年までの第2期に向けた再開が予定されている (École Polytechnique Fédérale de Lausanne, n.d.; Abbot, 2017)。一方、立命館大学では、「京都の都市進化」を明らかにするため、都市変容、遺産保存、現代的革新の観点から、京都の歴史的・文化的発展を探究する研究が進められている。特にアート・リサーチ・センターの「モダン京都オーバーレイマップ」プロジェクトでは、歴史地図をデジタル復元し、京都の文化的・社会的変遷を探るための没入型プラットフォームが提供されている。このアーカイブは、歴史的文書や写真、マルチメディアコンテンツを統合し、京都の空間的変遷とその文化的意義を再現している。また、京都市との協力により開発された「京都市景観情報共有システム」は、GISを活用して景観保全や建築規制に関する情報を提供し、都市計画や遺産保全に携わる関係者を支援している (京都市2024)。デジタル技術の発展は、特に人口減少や資源制約に直面する中小都市で重要な役割を果たしている。GISやデジタルアーカイブ、参加型マッピングプラットフォームは、資源配分の最適化や既存資産の活用を支援し、地域の経済活性化に寄与している (Yigitcanlar et al., 2019)。さらに、仮想ツールを活用することで、地域特有のニーズに基づいた持続可能で強靱な戦略を策定することが可能となる (Ribeiro et al., 2020)。これらの技術は、文化的・自然的資産を革新的に活用し、観光や地域経済の発展を促進するだけでなく、社会的結束を強化し、環境変化に適応する力を高める (Eger & Maracine, 2015)。こうしたデジタル技術の進展は、都市や地域計画における新たな可能性を切り開いている。GISやデジタルアーカイブを用いたツールは、歴史的進化の理解と未来の計画決定をつなぐ鍵であり、特に福井県の計画文化の発展においても重要な役割を果たすと期待されている。

Ⅵ. 福井県に関する予備調査

福井県内の都市や地域の成り立ちを考察する際、地域独自の計画文化の発展を探ることは重要である。このような地域社会に根ざした計画アプローチは、経路依存性による硬直したパターンをどのように克服できるか、また、都市や地域が多様化し、既存の計画軌道から脱却する方法を理解する上で鍵となる。特に福井県は、戦時中の爆撃や1948年の壊滅的な福井地震という相次ぐ大規模災害を経験した地域であり、復興を進める中で極端な物質的制約に直面してきた。そのため、福井県の事例は計画文化の適応力や革新を検証する上で説得力のある事例を提供している。

1945年から1975年にかけての福井県における計画の取り組みを分析することで、研究者は、都市・地域計画、災害復興、持続可能な開発という現代の課題に対して貴重な洞察を得ることができる。この時期の福井県では、戦後復興を目的とした計画が実施される中で、物質的な制約に適応しつつ、地域社会のニーズに応える持続可能な計画文化が徐々に形成されていった。この分析を通じて、災害に強いコミュニティの構築や、環境に配慮した開発戦略の策定といった現代における課題への解決策を見出す手がかりが得られるだろう。

戦後福井県の都市・地域計画の予備調査

福井県の戦後は、第二次世界大戦の焼け野原からの復興とその後の高度経済成長によって、都市計画および地域計画が大きく転換した時代であった。戦後から1975年までの福井県における計画は、戦災・震災からの復興、土地利用規制、インフラ整備、高度経済成長期における地域格差への対応など、多様な課題を中心に展開された。市川（2013）の研究は、歴史的環境の保全と都市復興に焦点を当て、戦後の福井における計画の文化的側面を浮き彫りにしている。また、片岸他（2010）は、土地利用規制とその地域的影響を通じて、地域計画の変遷を探り、山田（1973）の研究は高度経済成長期の地域開発計画に関する全国的視点を提供しつつ、福井県に適用可能な洞察を与えている。さらに、住田（1992）や谷（1998）の研究は、住宅と都市化、農村計画の関連性を示し、福井県の計画課題を理解するための重要な視点を提供している。

福井県における戦後の計画において最も重要なトピックの一つは、戦争と震災による相次ぐ破壊である。1945年7月19日にB29による爆撃が福井市の面積の86%に甚大な被害を与え、復興計画が求められた。また、1948年6月28日の福井地震では、広範な破壊と多くの人命の損失が生じ、防災対策を都市計画に組み込む必要性が認識された（本多他1995、大塩2007、堀口他1985、出口2005）。復興の取り組みには、緊急住宅プロジェクト、基本的なインフラの修復、そして長期的な都市および地域計画の策定が含まれた。1950年代には土地地区画整理、インフラの近代化、恒久的な住宅や公共施設の建設を伴う大規模な都市再開発が進行した。

福井市の復興において重要な役割を果たした人物の一人に、熊谷太三郎が挙げられる。熊谷市長は、住民と行政の協働を優先し、教育施設の再建や文化財の保存を推進し、福井市のまちづくりに大きな影響を与えた。彼の都市計画は単なる復興を超えて、都市の機能性を高める未来志向の都市構造の創造を目指し、官民パートナーシップを提唱し、住民と自治体の連携を強化した（竹口2019、高野2013、高橋2015）。

戦後の福井県における都市計画と地域計画を語るには、国レベルの変化も念頭に置く必要があ

る。1919年に制定された都市計画法は、日本における計画の最初の法的枠組みを築いたが、福井県では1943年の時点で福井市と敦賀市のみが都市計画区域に含まれていた（日本都市年鑑編集委員会1943）。しかし、戦後の都市化の加速により、都市計画の範囲が急速に拡大した。この過程で、1947年の農地改革が地主制度を解体し、農村部の構造を再編したことが都市計画に影響を与えた。

1950年代から1960年代にかけては、全国総合開発計画（1962年）や豪雪地帯対策特別措置法などの政策が導入され、地域間の経済格差を是正するための枠組みが整備された。この間、福井県でも県総合開発計画（1961年）が発表され、地域開発が進展した。中部圏開発整備法（1966年）は、福井県を含む中部地方全体の開発と改善を目的とし、地域連携を強化する取り組みを推進した。

福井県の都市と地域の成長はまた、全国的な高度経済成長期の影響を受け、特に交通網や産業インフラの整備が地域計画の重要な要素となった。自動車産業の成長に伴い、道路網が拡充され、都市部と農村部のつながりが強化された。同時に、都市集中と地方過疎化の二極化現象が進行し、福井県の都市計画にも顕著に影響を与えた（小林1985、石井1969、中野1980、児玉2022）。

総合的に見て、戦後の復興と地域計画の発展は、福井県の近代的な都市計画の基盤を築いただけでなく、国レベルの政策と地方計画文化の相互作用を通じて、日本全体の計画文化の形成に貢献した。このような福井県の事例は、都市と地域の復興および持続可能な開発のための重要な教訓を提供しており、今後の研究ではこれらの取り組みをさらに深く分析する価値がある。

1945年から1975年までの福井県の行政組織（予備調査）

1945年から1975年にかけて、福井県の行政組織は、日本全体で進行した大規模な地方自治改革の影響を受け、大きく変化する。戦後、日本の市町村行政は重要な転換期を迎え、1947年に制定された地方自治法がその基盤となる。この法律は、それまでの1911年に制定された市制と町村制を統一し、地方分権を促進して地方政府の枠組みをより一体化させることを目的としている。この改革により、都道府県や市町村といった地方公共団体に、より多くの権利と自治権を与え、地方公共団体が独立して自らの行政を管理する道が開かれる。さらに、日本政府は、1953年の町村合併促進法と1956年の新市町村建設促進法の制定を通じて、「昭和の大合併」を推進する。この取り組みは、小規模な市町村を統合してより大きな行政単位を形成し、市町村の数を減らし、国庫補助制度を整備することを目的としている。その結果、全国の市町村数は9,868から3,472へと劇的に減少する。加えて、1965年には合併特例法を導入し、奨励金を用いて自主的な市町村合併をさらに促進する。しかし、一部の市町村は合併に消極的であり、この政策の効果には限界がある。この一連の改革は、日本政府が少子化や地方財政の悪化といった国家的課題に対処するために採用した長期的な戦略の一環として行われる。福井県の行政機構もこの全国的な動きに沿って変化していく。福井県では、1889年（明治22年）4月1日の市制町村制施行により、1市9町168村を設置する。その後、1937年に敦賀市が誕生し、1948年までに2市7郡体制を整える。戦後の復興期には、新たな市の設置が相次ぐ。1948年には武生市、1951年には小浜市、1954年には大野市と勝山市、1955年には鯖江市を設置し、福井県内の行政構造を再編する（福井県1951、福井県1957、Higashide 2023）。これらの変遷は、県内における計画制度化の発展の基盤を形成し、地方自治の強化と行政効率の向上に寄与する。この間、福井県の市町村は、戦後の合併政策の枠組みの中で大きく変化する。新市の設置や村の編入は、地域住民の生活を再編成し、持続可能

な行政運営を目指した取り組みとして重要となる。こうした地方自治改革は、福井県における都市と地域の発展を支える基盤を築き、地方計画文化の発展に重要な役割を果たす。

地方自治体の地図やデータの収集

現在、文献調査や一次・二次情報源の特定と並行して、自治体や公文書館、図書館が所蔵する戦後資料の調査を進めている。この取り組みは、GIS専門家で当研究センター所属の青木和人教授との共同研究として進行しており、地方行政が保管する都市・地域計画資料をデータベース化する可能性を議論中だ。初期段階では、青木教授が特に重視したのは、ベクトル形式で利用可能な最新データを含め、可能な限り多くの資料を収集することであり、その結果、福井市の都市計画課を訪問した。一方、私は1970年代以前の印刷物を中心とした歴史資料に注目している。協議の結果、印刷物の地理参照画像とベクトルデータの双方を収集し、統合データベースの

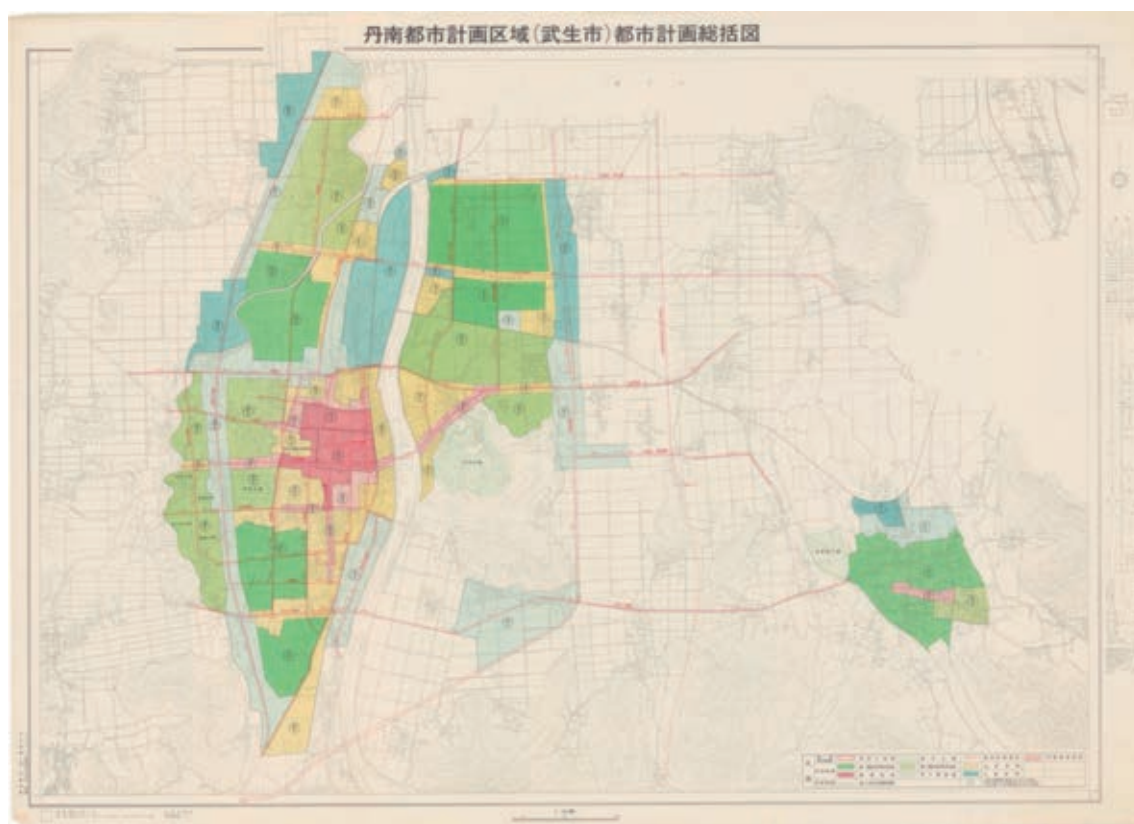
市・町	ウェブサイト	部局・住所・電話番号など	最初のメールからの返答	訪問日	打ち合わせの概要
越前市	https://www.city.echizen.lg.jp/office/07780000/index.html	越前市建設部都市計画課 福井県越前市府中一丁目13-7 市役所4階。電話番号(代表)0778-22-3012	(メール) 回答無 (電話) 資料あり	10月2日	越前市は昭和25年以降、主に用途地域や道路整備に関連した地図をデジタル化して保有している。最近のベクターファイルもある。越前市は、県内の他市町のデータをまとめたデータベースで、当市の地図を加えることに強い関心を持っている。
鯖江市	https://www.city.sabae.lg.jp/e/forashi_tetsudoku/irochi/forshikeikaku/chiku-keikaku.html	鯖江市都市整備部都市計画課 鯖江市西山町13番1号 (市役所本館2階) TEL: 0778-53-2238	(メール) 資料あり	9月19日	鯖江市は、昭和35年以降の都市計画関連の計画や地図、主に道路整備や区画整理に関連するものをデジタル化して所蔵している。また、紙媒体では、都市公園や区割りに関する資料、特に冊子形式の編集物も所蔵している。その他の資料は箱入りで保管されており、確認が必要である。
あわら市	https://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/oshikeikaku/awarasitosikeikaku/0006753.html	あわら市役所建設課 電話番号: 0776-73-8027	(メール) 古い地図がありません。他の資料は確認必要。担当者が忙しい	訪問無	
勝山市	https://www.city.katsuyama.lg.jp/oshikeikaku/151583.html	勝山市役所建設課 勝山市元町1丁目1番1号 市役所1階 Tel: 0779-88-8107	(メール) 資料を確認	10月1日	勝山市は最近、印刷物の整理とデジタル化に着手した。昭和50年までの資料は、冊子形式(データ、文章、地図の編集物)、印刷された地図、航空写真で構成されている。冊子と地図は、現在デジタル化を行っている会社が預かっている。資料は2025年3月に戻ってくる予定。市民会館の隣に併い、いくつかの資料が廃棄された。
大野市	https://www.city.ono.lg.jp/forashi/kasigyo-sumai/oshikeikaku/oshikeikaku.html	大野市交通住宅まちづくり課 福井県大野市天神町1-1 電話番号: 0779-64-4815	(電話) データの提供は難しい。古い地図を確認が必要ですが、時間が取れません	訪問無	
坂井市	https://www.city.sakai.lg.jp/oshikeikaku/forashi/oshikeikaku/oshikeikaku/yota-seisen.html	坂井市都市計画課 電話番号: 0776-50-3050	(電話) 古い地図無。ベクターデータは坂井市Webmapから提供可能	訪問無	
池田町	https://www.town.ikeda.lg.jp/oyamusei/oyamusei/1929/0002723.html	池田町役場町土整備課 福井県今立郡池田町福荷35-4 電話番号: 0778-44-8003	(メール) 資料を確認	10月1日	池田町は既存の資料をデジタル化することに大きな関心を持ち、資料の大半は書籍や写真、テキスト、データの編集物である。最近の印刷地図もある。
永平寺町	https://www.town.eiheiji.lg.jp/200/200/209/000511.html	永平寺町えい住支援課 電話番号: 0776-61-3922	(メール) 資料を確認	9月19日	永平寺町にはデジタル化されたデータがない。書庫に保管されているものを確認が必要。担当者は、おそらく上水・下水の地図や住宅地図が可能。航空写真を多用している。また、固定資産の地図が税務部局が持っている可能性。
越前町	https://www.town.echizen.lg.jp/e/chousei/11/06/0005093.html	越前町都市整備課 電話番号: 0778-34-8703	(メール) 回答無	訪問無	
南越前町	https://www.town.minamiechizen.lg.jp/chousei/701/0003198.html	南越前町観光まちづくり課 電話番号: 0778-47-8013	(メール) データと資料無。対応難しい。	訪問無	

図VI-1 自治体問い合わせ状況

出所: 著者作成

構築を目指すこととなった。このアプローチは、京都の1950～60年代の航空写真を用いた研究（Pereira Galvão, Urushima et al. 2020）を参考にしており、GISツールの有効性が確認されている。こうしたツールは新たなデータ駆動型研究を可能にし、従来の議論主導型研究の再評価にも寄与すると考えられる。こうした背景のもと、福井市周辺地域に焦点を当て、都市と地域の長期的変容を研究している。その一環として、市町村に対し紙ベースの歴史資料やベクトルデータの入手可能性を問い合わせ、その結果を以下の表に記録している。

地方行政からの回答は多岐にわたり、積極的に協力して資料を提供するところもあれば、資料はないが面会を可能とするところ、資料はウェブサイトで公開されていると回答する自治体もある。当初、多くの地方行政は、戦後に関連する期間の資料をほとんど保管していないと回答するが、粘り強く交渉を続けるうちに、鯖江市や越前市など、デジタル化された歴史資料を保存する自治体が協力的な姿勢を示す。鯖江市と越前市は特に積極的な対応を見せ、デジタル化されたPDF形式の資料やGISデータとしての都市計画総括図を提供する準備をするという。ただし、これらの資料の提供には審査や公開準備が必要であり、資料を受領するまでに1～2ヶ月程度の時間を要することがわかる。また、勝山市では、市民会館の移転時に多くの資料を廃棄するが、デジタル化された資料が2025年に戻る予定であるとの情報を得る。池田町では、町の歴史に関する書籍や写真集が提供される。地域ごとの調査結果として、永平寺町では航空写真が歴史的変遷を検証する上で重要とされ、住宅地図や上水道図が保管庫に存在する可能性が示唆される。特



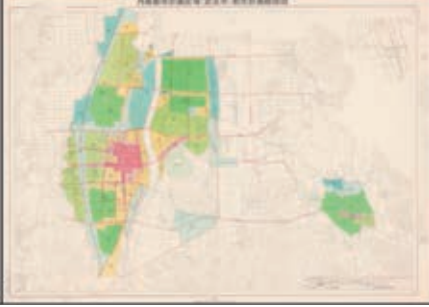
図VI-2 丹南都市計画区域（武生市）昭和50年

出所：越前市

に上水道図については、デジタル化と地理参照情報の付与が容易であると述べられる。また、固定資産地図の取得可能性についても示唆される。 特定された資料には以下が含まれる：都市計画総括図、上下水道関連図、都市公園計画、道路変更図、用途地域図、区画整理図、防火地域図、航空写真、固定資産地図、写真集や統計データを含むテキスト資料。

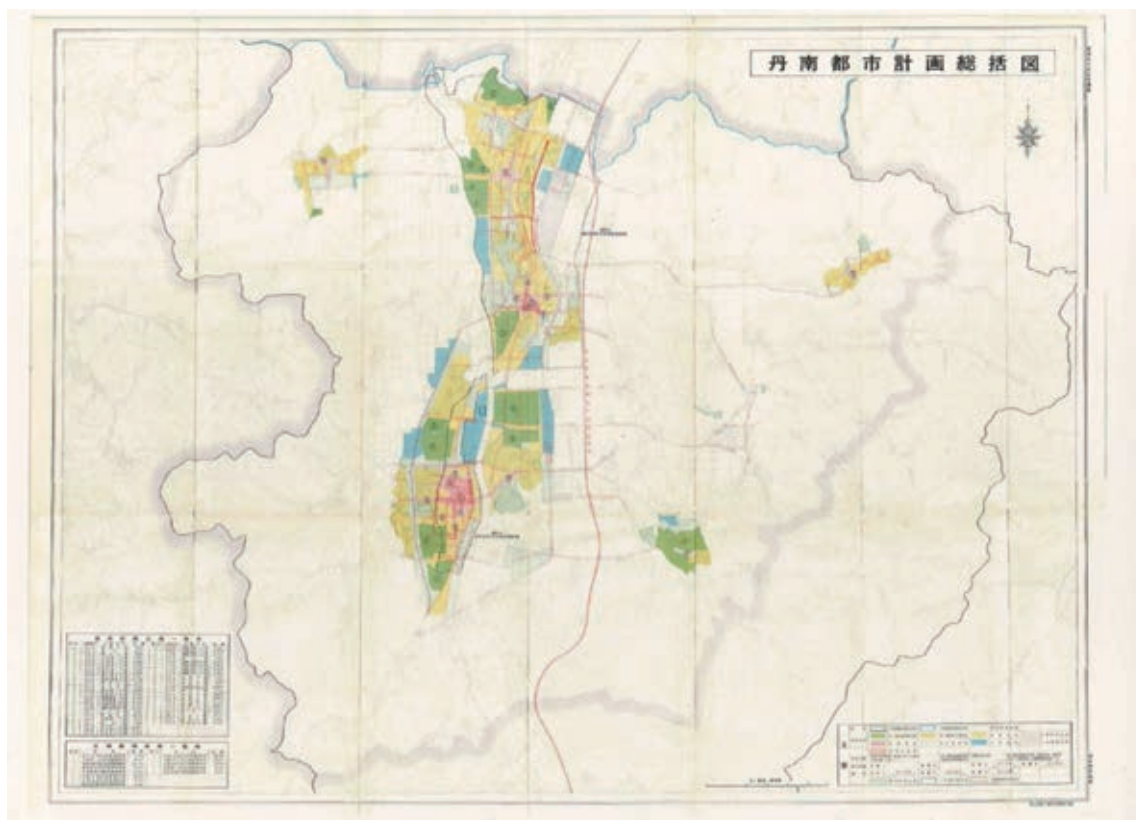
越前市では、2020年以降にデジタル化された都市計画総括図（昭和25年、26年、36年、46年、50年、54年、59年、61年、平成2年、4年、5年、9年、13年、14年、16年、18年、22年、26年、令和3年）のPDFデータを提供し、都市計画総括図のGISデータも受領する。

Collected maps from local administrations (metadata)

No	Thumbnail	Map Title	Map scale	Regions covered	Data source	Author	Date of creation and last update
1		武生市 (中央部)	1万の1	武生市 (中央部)	越前市 建設部 都市計 画課	パシフィ ック船業 株式会社 調製	基盤地図： 地形図 撮影_昭和4 4年4月(196 9) 測図_昭和4 5年8月(197 0)
2		武生市 (中央部)	1万の1	武生市 (中央部)	越前市 建設部 都市計 画課	パシフィ ック船業 株式会社 調製	基盤地図： 地形図 撮影_昭和4 4年4月(196 9) 測図_昭和4 5年8月(197 0)
3		武生市	1万の1	武生市	越前市 建設部 都市計 画課	福井県武 生どう僕 出張所	基盤地図： 地形図 撮影_昭和3 2年10月(19 57) 測図_昭和3 2年10月(19 57)
4		武生都 市計画 総括図	1万の1	武生市	越前市 建設部 都市計 画課	武生市	基盤地図： 地形図 撮影_昭和4 4年4月(196 9) 測図_昭和4 5年8月(197 0)
5		丹南都 市計画 区域(武 生市)都 市計画 総括図	1万の1	丹南(丹 生郡・南 条郡)一 武生市	越前市 建設部 都市計 画課	パシフィ ック船業 株式会社 調製 ・大沢商 事(株) 印刷部納	基盤地図： 地形図 撮影_昭和4 4年4月(196 9) 測図_昭和4 5年8月(197 0)

図VI-3 越前市の都市計画図リスト 昭和25-50年

出所：越前市



図VI-4 丹南都市計画総括図 昭和50年

出所：鯖江市

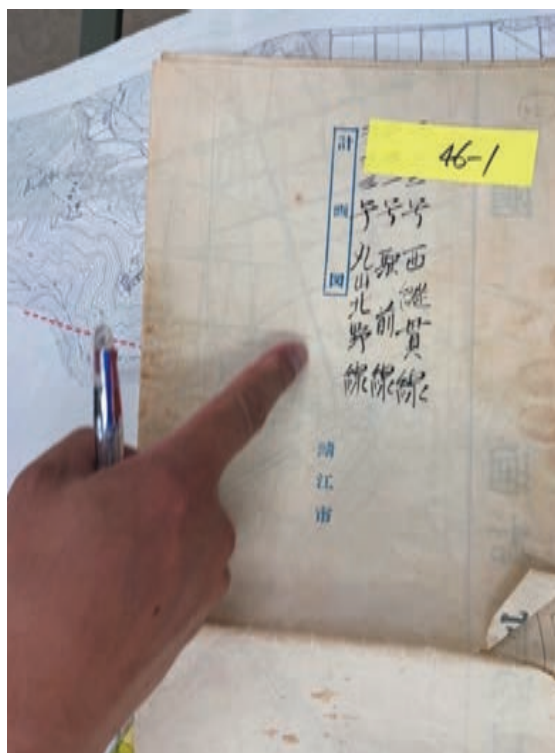


図6：鯖江市のアーカイブ資料

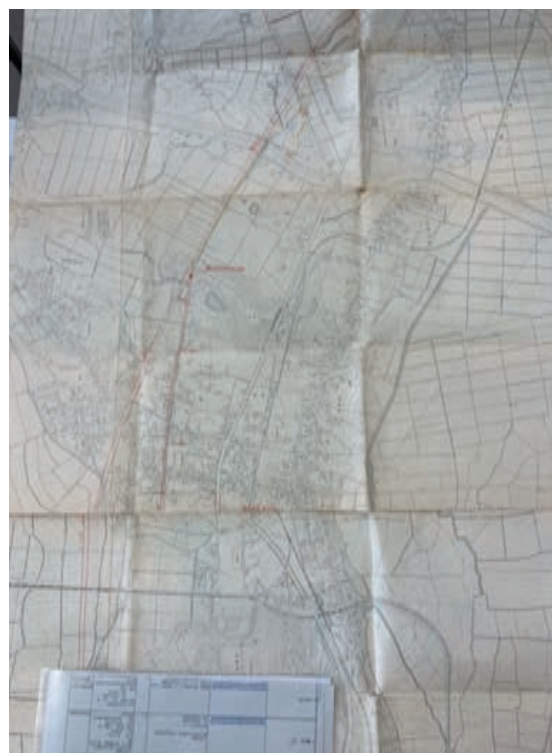
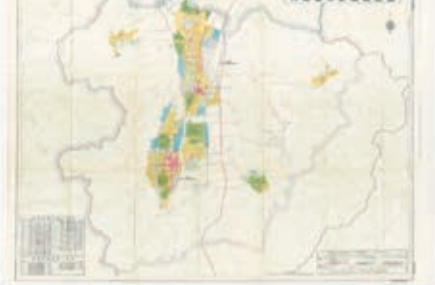


図7：鯖江市のアーカイブ資料

図VI-5 鯖江市のアーカイブ資料

出所：著者撮影

No	Thumbnail	Map Title	Map scale	Regions covered	Data source	Author	Date of creation and last update
1		鯖江市用途地域図	1万の1	鯖江市	鯖江市都市整備部都市計画課	鯖江市	昭和42年3月
2		鯖江都市計画図	1万の1	鯖江市	鯖江市都市整備部都市計画課	鯖江市	昭和46年6月
3		鯖江都市計画図	1万の1	鯖江市	鯖江市都市整備部都市計画課	鯖江市	昭和47年
4		鯖江都市計画街路網図	1万の1	鯖江市	鯖江市都市整備部都市計画課	鯖江市	
5		丹南都市計画総括図	2万5千の1	丹南（丹生郡・南条郡）— 武生市	鯖江市都市整備部都市計画課	福井県計画課	昭和50年5月

図VI-6 鯖江市の都市計画図リスト 昭和42-50年

図の出所：鯖江市

鯖江市都市計画決定資料一覧表	
日付	図書名称
昭和35年9月15日	道路 S35.9.15決定 2・2・1国道8号線 2・2・2神明駅前線 2・2・3横越有定線 2・2・4西縦貫線 2・3・1駅前線 2・3・3丸山北野線
昭和37年8月14日	D-2 鯖江市都市計画 街路の変更及び追加 建設省告示1998号 昭和37年8月14日
昭和40年9月24日	都市計画街路変更申請 S40.9.24
昭和43年7月20日	鯖江市都市計画 都市計画街路変更決定申請書
昭和45年10月15日	鯖江市都市計画 道路変更計画承認申請書 45.10.15
昭和46年10月12日	鯖江市都市計画 道路変更計画承認申請書 東鯖江中野線
昭和47年1月19日	鯖江市都市計画 道路変更計画事前協議書 国道8号バイパス (東縦貫線)
昭和47年3月24日	鯖江市都市計画 道路変更計画書 47.3.24
昭和48年2月3日	鯖江市都市計画 道路変更計画書 (東縦貫線)
昭和48年11月5日	鯖江市都市計画 道路変更計画承認申請書 48.11.5
昭和49年11月1日	鯖江市都市計画 道路変更計画書 49.11.1 鯖江市
昭和49年11月12日	鯖江市都市計画 道路変更計画書 49.11.12
昭和50年3月24日	丹南都市計画15 道路変更計画書 50.3.24
昭和50年4月4日	丹南都市計画道路変更計画書 昭和50年4月4日 県告示304号
昭和50年7月29日	丹南都市計画 道路変更計画書 50.7.29
昭和50年8月8日	丹南都市計画12 道路変更計画書 50.8.8

番号	地区名	施工面積 (ha)	施工年度	施行者
1	長泉寺・水落	9.4	S33~S37	県
2	西部	68.8	S37~S44	市
3	東部工業団地	142.2	S38~S47	市
4	北部第一	66.3	S41~S50	市
5	東鯖江	113.8	S46~S53	市
6	神明東	26.2	S46~S51	市
7	水落	16.5	S48~S59	市
8	北野	43.4	S49~H6	市
9	水落東	28.2	S50~S55	市
10	河和田	26.5	S50~S57	市
11	五郎丸	24.6	S52~S57	市
12	舟津	11.9	H4~H11	市
13	吉江	(6.5)	H25.12.10廃止	
14	西島羽	3	S49	共同
15	琵琶山	4.3	S37~S40	組合
16	青葉団地	12.2	S48~S52	組合
17	定次	5.1	S50~S52	組合
18	北部第二	12	S51~S54	組合
19	住吉	1.8	S53~S54	組合
20	吉谷	9.9	S54~S57	組合
21	杉本	2.7	H元~H3	組合
22	上鯖江	12.2	H2~H9	組合
23	鯖江舟枝	1.6	H2~H4	組合
24	鯖江島羽	2.9	H2~H5	組合
25	鯖江五郎丸南	1.5	H4~H6	組合
26	鯖江島羽北	1.6	H5~H9	組合
27	鯖江舟津西	3.9	H6~H9	組合
28	丸	4.2	S50	個人
29	下河端	35.4	H11~H17	組合
30	鯖江米岡	3	H11~H18	組合
31	鯖江熊田	2.4	H12~H18	組合

図VI-7 鯖江市のアーカイブ資料（計画決定・区画整理）

出所：鯖江市

これらの取り組みは、地方行政が保有する資料を活用し、過去の計画文化を再評価しつつ、現代の計画プロセスにおいてデータ主導型のアプローチを強化するものとなる。デジタル技術を駆使した新しいパラダイムを導入することは、歴史と現代の接点を探る上で重要な一歩となる。

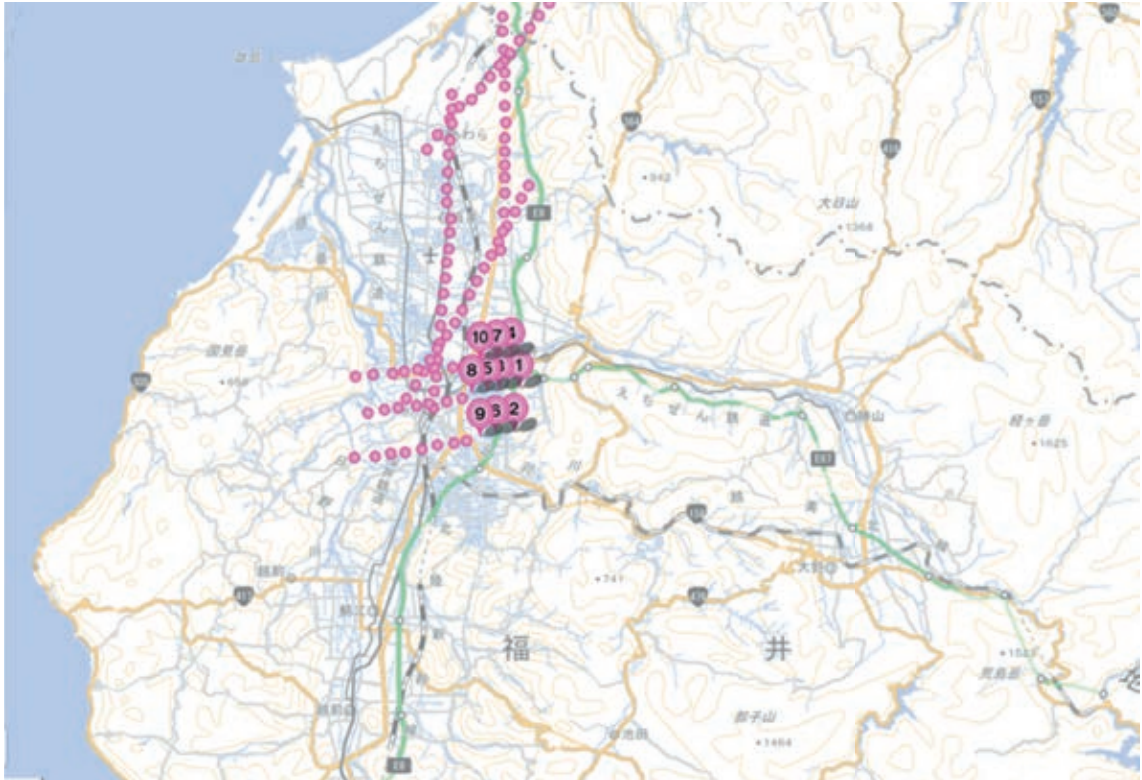
データベース、アーカイブ、図書館からの地図やデータの収集

国土地理院

国土地理院のデータベースには、空中写真、地形図・地勢図、国土基本図、土地利用図など、幅広い資料が収録されており、これらを利用することで嶺北地域の歴史的な空間変化を詳細に分析することが可能です。1946年から1975年にかけての嶺北地域を対象とした航空写真は約200枚が収録されており、これらの資料を活用することで、時系列で地域の変遷を検証することができます。

地形図や地勢図に関しては、5年ごとの空間変化を確認するために必要な地図タイルを選定しました。このデータには、1950年、1955年、1960年、1965年、1970年、1975年の嶺北地域の大部分をカバーするモザイク作成に適した地図が含まれています。縮尺は25,000分の1から50,000分の1までの範囲で、43種類の地図が利用可能です（詳細は下表参照）。

また、国土基本図に関しては、1971年と1962年の坂井市および三国沿岸地域を対象とした縮尺2,500分の1の地図が117枚収録されています。これらの地図は、1971年の福井湾の拡張計画（新港の増設を含む）に関連する資料としても活用された可能性があります。



図VI-8 福井県嶺北地域の空間変化を可視化するための航空写真の位置

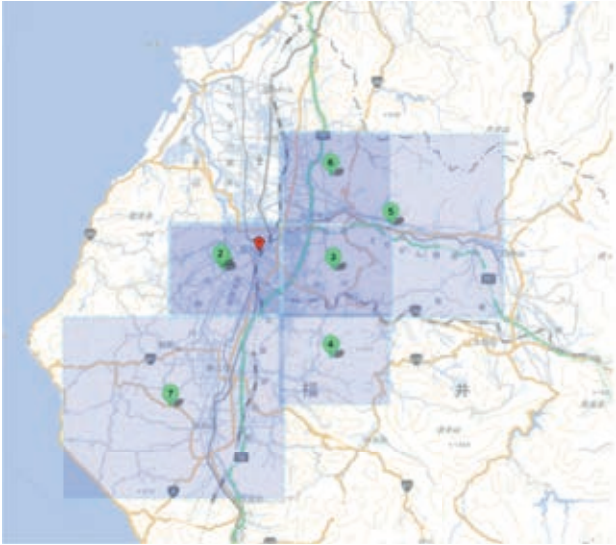
出所：国土地理院 <https://www.gsi.go.jp/>

さらに、このデータベースには1976年の土地利用図が含まれており、縮尺25,000分の1の地図が9枚収録されています。この土地利用図は、武生、鯖江、福井、越前森田、三国、北潟、大聖寺、越前中川、丸岡、永平寺などの地域を主にカバーしています。これらの資料を活用することで、地域ごとの土地利用の変化や都市計画の実態をより深く理解するための基盤を提供します。

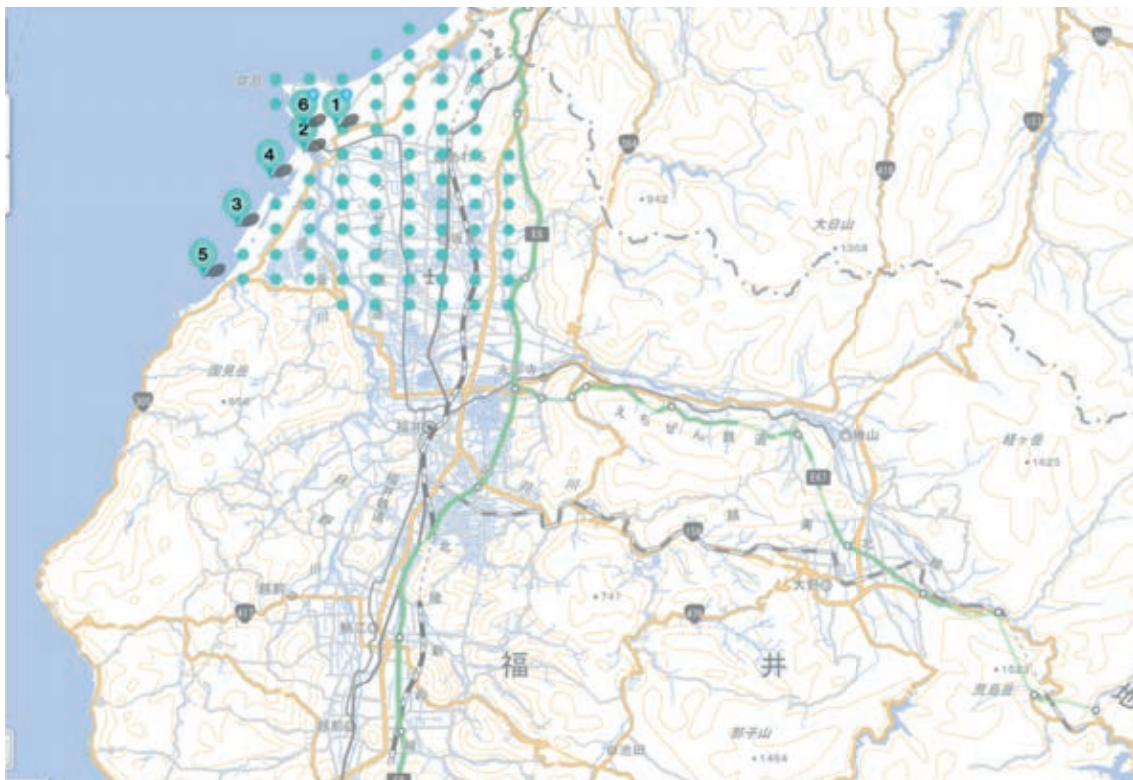
下記には、国土地理院が所蔵する福井県嶺北地域の地形図・地勢図等に基づき、1950年から1975年までの5年ごとの時間枠でモザイク地図を作成するために選定した地図タイルを示している。この選定では、各年に可能な限り広い面積を網羅する地図を優先的に選んだが、特定の1年間の地図だけでは地域全体を網羅できない場合もあるため、その際には前後の年の地図も補完的に活用している。選定した地図タイルは、縮尺、対象地域、および網羅面積を考慮し、時間軸に沿った嶺北地域の空間的変化を視覚的に再現するための基礎データとなる。

図VI-9 福井県嶺北地域の空間変化を可視化するための地形図・地勢図選定

対象年	地図（位置）	縮尺	図名	測量年
1975 (S50)		25000	福井	1975（昭50）
		25000	越前森田	1975（昭50）
		25000	永平寺	1975（昭50）
		25000	越前蒲生	1975（昭50）
		25000	丸岡	1975（昭50）
		50000	鯖江	1975（昭50）
		25000	鮎川	1975（昭50）
		25000	三国	1975（昭50）
		50000	大野	1975（昭50）
		25000	山王	1975（昭50）
		25000	越前中川	1975（昭50）
		25000	龍谷	1975（昭50）
1970 (S45)		25000	越前中川	1971（昭46）
		50000	鯖江	1970（昭45）
		50000	大野	1970（昭45）
		25000	荒島岳	1970（昭45）
		25000	福井	1969（昭44）
		25000	永平寺	1969（昭44）
		25000	越前森田	1969（昭44）
		25000	越前蒲生	1969（昭44）
		25000	丸岡	1969（昭44）
		25000	鮎川	1969（昭44）
		25000	三国	1969（昭44）
		25000	山王	1969（昭44）
1965 (S40)		50000	永平寺	1966（昭41）
		50000	三国	1966（昭41）
		50000	福井	1965（昭40）
		50000	鯖江	1965（昭40）
		50000	大野	1965（昭40）

対象年	地図（位置）	縮尺	図名	測量年
1960 (S35)		25000	福井	1961（昭36）
		25000	福井	1961（昭36）
		25000	永平寺	1961（昭36）
		25000	河和田	1961（昭36）
		50000	永平寺	1961（昭36）
		25000	丸岡	1960（昭35）
		50000	鯖江	1960（昭35）
1955 (S30)		25000	鯖江	1956（昭31）
1950 (S30)		50000	鯖江	1950（昭25）
		50000	大野	1950（昭25）
		50000	福井	1949（昭24）
		50000	永平寺	1949（昭24）
		50000	三国	1949（昭24）
		50000	福井	1948（昭23）

出所：国土地理院 <https://www.gsi.go.jp/>



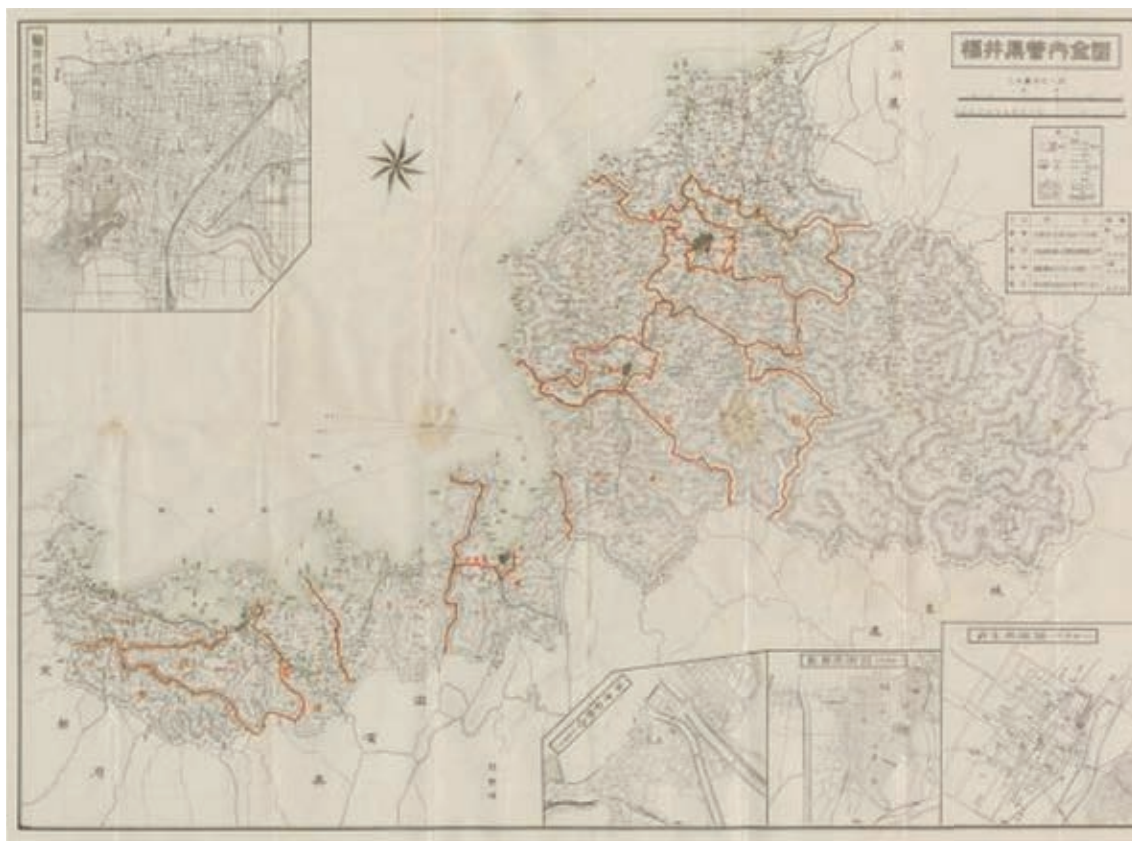
図VI-10 福井県嶺北地域の空間変化を可視化するための国土基本図

出所：国土地理院 <https://www.gsi.go.jp/>



図VI-11 福井県嶺北地域の空間変化を可視化するための土地利用図

出所：国土地理院 <https://www.gsi.go.jp/>

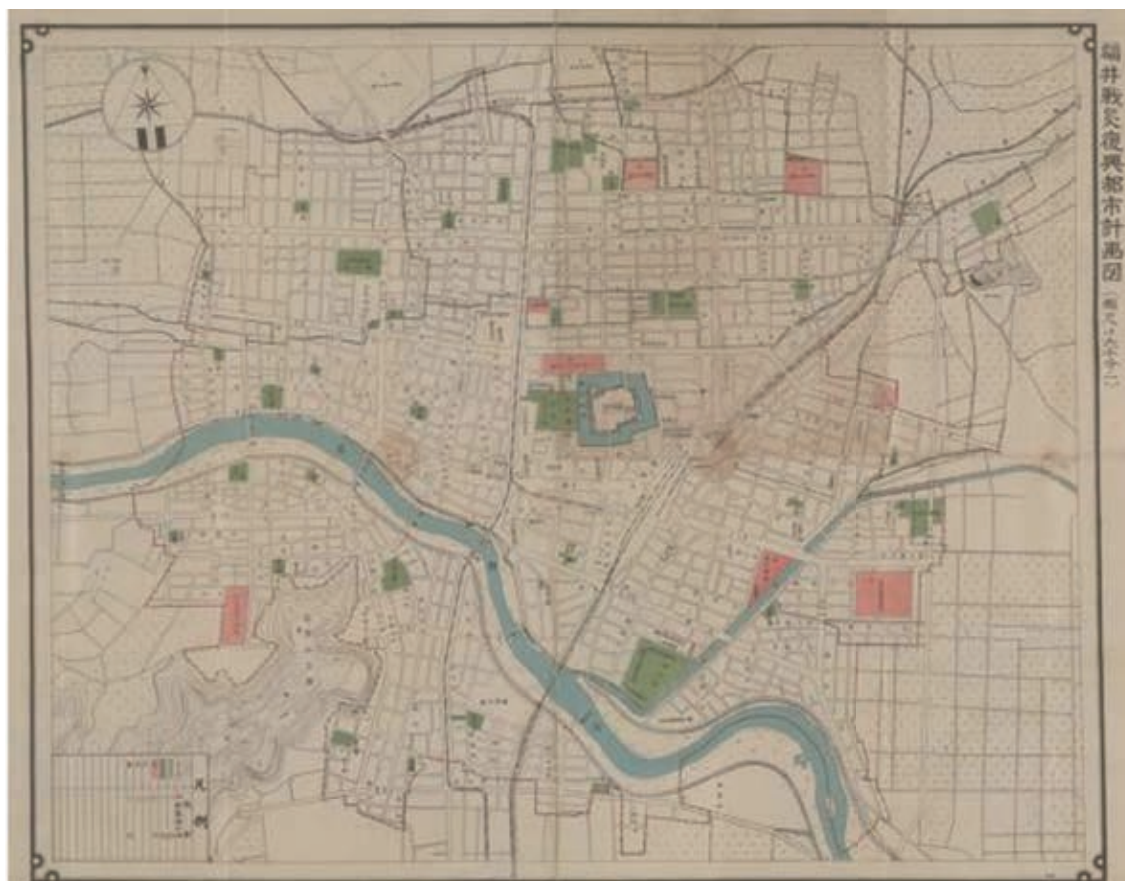


図VI-12 福井県管内全図（1949）

出所：福井県立文書館 <https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/>

福井県立文書館では、戦後の都市計画に関連する資料として「福井戦災復興都市計画図」（1/6000）や「福井県管内全図」（1/200,000）が所蔵されており、これらは1949年（昭和24年）頃に作成された地図で、軍官署や高等学校の位置などの詳細な情報が記載されています。この資料は原本の閲覧はできないものの、写真による複製やデジタル画像の利用が可能であり、適切な帰属表示を行えば営利・非営利を問わず自由に複製や改変が可能です（図11、図12）。また、1945年から1975年までの間に作成された公文書も点検中で、閲覧にはリクエスト後1～2か月程度を要する場合があります。これらの公文書には、「都市計画復興土地区画整理事業」に関する土地評価、競争入札、土地譲渡契約などの詳細が含まれ、福井市、敦賀市、あわら市など複数地域の都市計画図や土地利用契約に関する資料も含まれています。また、鉄道用保留地の転用や道路拡張計画など具体的な施策に関する記録も収録されており、戦後の都市復興と土地管理における複雑な取り組みを物語っています。

さらに、福井県立文書館には「森永与右衛門家文書」や「林又左衛門家文書」などの古文書や、司法保護、教育、都市計画、土地管理に関する多様な資料が所蔵されています。これらは戦後日本の復興に焦点を当てたもので、社会や文化、行政の変化を反映した貴重な記録です。また、1950年代から1970年代におけるインフラ整備や環境対策を含む取り組みに関する公文書もあり、融雪災害対策計画（1963年～）、緑地開発計画、上下水道、道路建設、都市計画認可



図VI-13 福井戦災復興都市計画図（1949）

出所：福井県立文書館 <https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/>

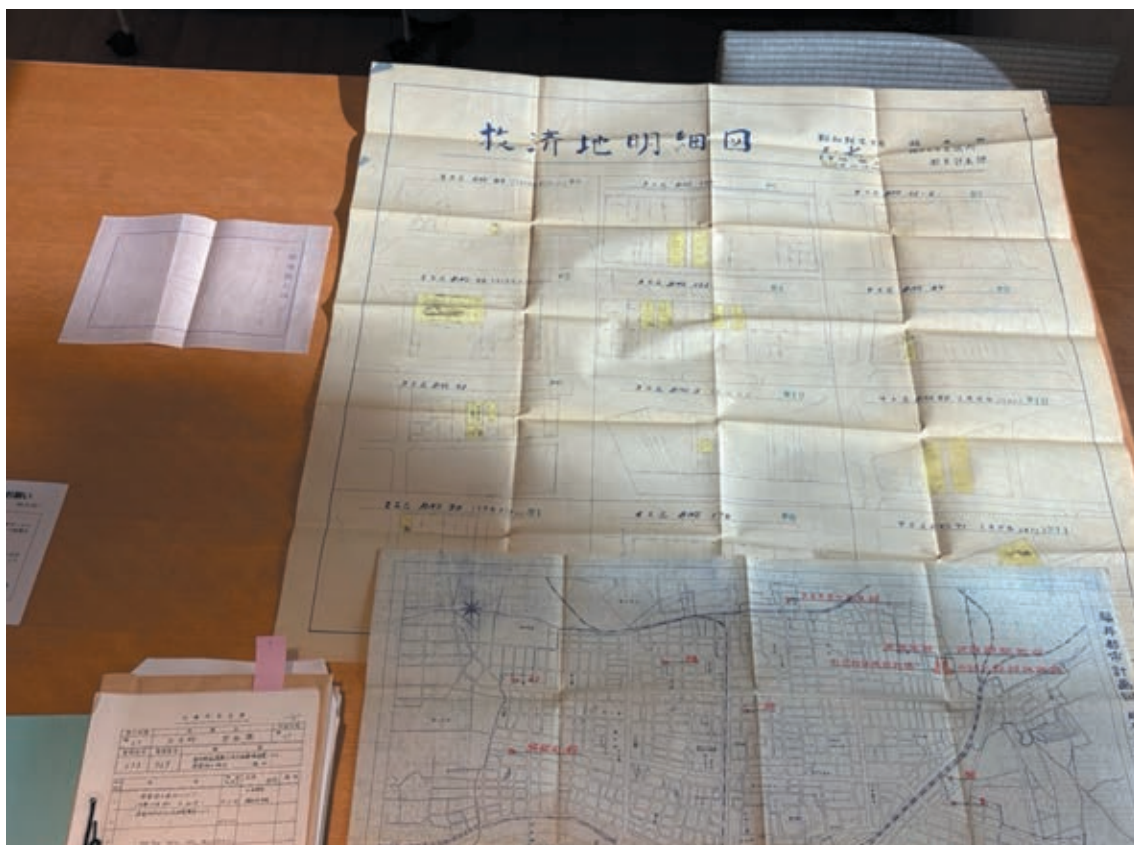
福井県立文書館・歴史的文書					
Title	Book Number	Document Title	Document Number	Date	Summary
都市計画復興土地地区図整理事業による保留地の処分 福井	997	保留地の処分につ	1	1962-03-26	清算評価額調査、意見書、用地確定図、福井都市計画図、敷地利用計画、（福井市へ一括譲渡）手続き等
都市計画復興土地地区図整理事業による保留地の処分 福井	997	保留地の処分につ	3	1962-10-02	告示（一般競争入札）、候補書、意見書、選定書（福井土木）、土地評価鑑定書（福井銀行）
都市計画復興土地地区図整理事業による保留地の処分 福井	997	保留地の処分につ	13	1962-11-09	保留地譲渡申請書、計申書（福井土木）、意見書（福井土木）、土地評価鑑定書（福井銀行）
都市計画復興土地地区図整理事業による保留地の処分 福井・敦賀・芦原	995	保留地の処分につ	7	1960-08-05	保留地地下申請書、計申書（福井土木）、土地評価鑑定書（福井銀行）、福井都市計画図、用地確定図
都市計画復興土地地区図整理事業による保留地の処分 福井・敦賀・芦原	995	保留地の処分につ	23	1961-02-28	保留地譲渡申請書、計申書（敦賀土木）、土地評価鑑定書、譲渡契約完了報告書、保留地処分手続書
都市計画復興土地地区図整理事業による保留地の処分 福井	996	保留地の処分の人札	6	1962-05-28	人札執行結果報告書、意見書、予定価格表、福井都市計画図
都市計画復興土地地区図整理事業による保留地の処分 福井・敦賀・芦原	996	保留地の処分につ	7	1962-06-23	保留地譲渡契約書、選定書（福井土木）、土地評価鑑定書、鉄道沿線の保留地を鉄道用地とする計画
都市計画復興土地地区図整理事業による保留地の処分 福井・敦賀・芦原	994	芦原土地地区図整理	1	1959-09-09	昭和34年3月6日付告示（一般競争入札、芦原町16街区保留地19計より25街区保留地3）
風致地区内行為許可	963	風致地区の一部増	3	1959-05-11	照会（お堀増立にかかる意見）、風致地区内一部増立許可証（風庁表裏側の堀を埋立し、駅前道路拡張）

図VI-14 都市計画関連の歴史的公文書

出所：福井県立文書館 <https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/>

などが記録されています。これらの文書は急速な都市化や環境保全、災害対策といった課題への取り組みを詳細に示しており、福井県の社会経済的・環境的変遷に関する洞察を提供します。

写真集としては、1950年頃の震災復興期に撮影された都市計画関連のビジュアル資料が28点所蔵されており、福井大震災後の復興や開発の取り組みが記録されています（図14）。これらは都市計画やインフラ整備だけでなく、野心的なプロジェクトや地域開発戦略も描いており、戦後日本の成長期における計画文化を深く理解するための手がかりを提供しています。



図VI-15 都市計画関連の歴史的公文書（例）

出所：福井県立文書館・著者撮影



図VI-16 都市計画関連の写真集（例）

説明：『「震災二周年復興写真集1」都市計画芦原2』と題される写真は、福井県立文書館所蔵の写真、整理番号は88747。昭和25年（1950）に福井県広報室が作成したもので、福井大震災後の都市計画に関する記録である。

出所：福井県立文書館 <https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/>

写真番号	写真名	年代	作成者等
88747	[震災二周年復興写真集1]都市計画 芦原2	昭和25	福井県(広報)
88748	[震災二周年復興写真集1]都市計画 丸岡1	昭和25	福井県(広報)
88745	[震災二周年復興写真集1]都市計画 森田	昭和25	福井県(広報)
88746	[震災二周年復興写真集1]都市計画 芦原1	昭和25	福井県(広報)
88736	[震災二周年復興写真集1]都市計画 松岡1	昭和25	福井県(広報)
88737	[震災二周年復興写真集1]都市計画 松岡2	昭和25	福井県(広報)
88738	[震災二周年復興写真集1]都市計画 松岡3	昭和25	福井県(広報)
88735	[震災二周年復興写真集1]都市計画 丸岡3	昭和25	福井県(広報)
88739	[震災二周年復興写真集1]都市計画 金津1	昭和25	福井県(広報)
88732	[震災二周年復興写真集1]都市計画 展示タイトル	昭和25	福井県(広報)
88733	[震災二周年復興写真集1]都市計画 丸岡1	昭和25	福井県(広報)
88734	[震災二周年復興写真集1]都市計画 丸岡2	昭和25	福井県(広報)
88740	[震災二周年復興写真集1]都市計画 金津2	昭和25	福井県(広報)
88741	[震災二周年復興写真集1]都市計画 春江1	昭和25	福井県(広報)
88742	[震災二周年復興写真集1]都市計画 春江2	昭和25	福井県(広報)
88743	[震災二周年復興写真集1]都市計画 春江3	昭和25	福井県(広報)
88744	[震災二周年復興写真集1]都市計画 春江4	昭和25	福井県(広報)
60856	[県広報]北部丘陵地帯新基幹都市建設計画打合せ	昭和37.09.29	福井県(広報)
60849	[県広報]福井県総合農業試験場計画図	昭和37.11.27	福井県(広報)
71192	[県広報]奥越電源開発計画図	昭和37.12.07	福井県(広報)
62803	[県広報]日本横断運河計画地点踏査 1	昭和41.11.04	福井県(広報)
62804	[県広報]日本横断運河計画地点踏査 2	昭和41.11.04	福井県(広報)
64222	[県広報]都市計画公聴会	昭和44.10.23	福井県(広報)
64383	[県広報]45年度予算、福井都市計画	昭和45.03.02	福井県(広報)
65627	[県広報]都市計画公聴会(三国)	昭和47.01.25	福井県(広報)
65960	[県広報]福井臨海館完成予想図(福井臨海工業地帯造成計画図)	昭和47.07	福井県(広報)
67023	[県広報]コロニー計画図(鳥かん図)	昭和49	福井県(広報)
67022	[県広報]コロニー計画図(完成予想図)	昭和49	福井県(広報)

図VI-17 都市計画関連の写真集リスト（昭和25-49年）

出所：福井県立文書館 <https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/>

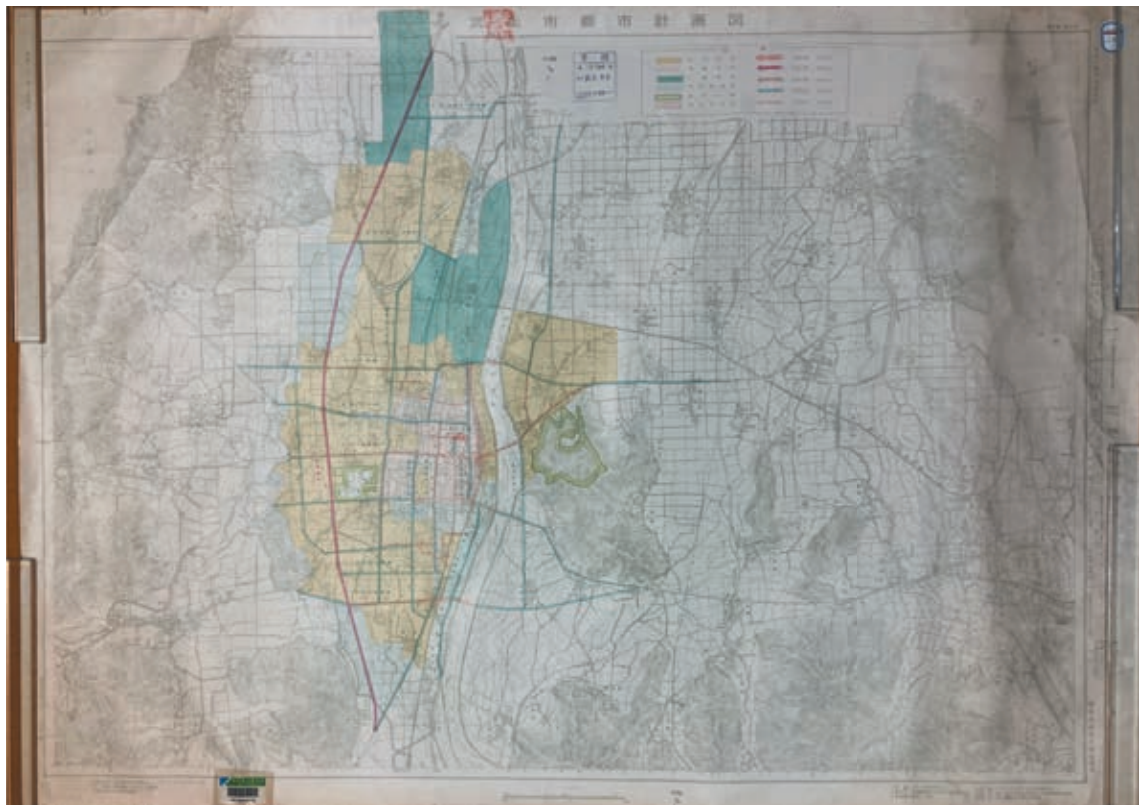
福井県立図書館

一方、福井県立図書館では、武生市（1957年、1961年）や福井市（1956年）の縮尺1/10,000や1/3,000の地図が所蔵され、これらは撮影やスキャンが可能な場合がある（図15）。さらに、地質図、農業図、土壌図などの歴史的資料の閲覧も進められているが、著作権や保存状況に応じて利用制限が異なり、代替アクセス方法を検討中である。これらの取り組みは、福井県の都市計画と地域の歴史を理解するうえで欠かせない情報源となっている。

No.	Title	Author	Call Number	Publisher	Year	Series	Location
1	三千分の一都市計画図福井市 1	福井市	H292/T2/1-7	[福井市]	1956.7	N/A	県立図書館
2	三千分の一都市計画図福井市 2	福井市	H292/T2/1-16	[福井市]	1956.7	N/A	県立図書館
3	三千分の一都市計画図福井市 3	福井市	H292/T2/1-13	[福井市]	1956.7	N/A	県立図書館
4	三千分の一都市計画図福井市 4	福井市	H292/T2/1-15	[福井市]	1956.7	N/A	県立図書館
5	三千分の一都市計画図福井市 5	福井市	H292/T2/1-6	[福井市]	1956.7	N/A	県立図書館
6	三千分の一都市計画図福井市 6	福井市	H292/T2/1-9	[福井市]	1956.7	N/A	県立図書館
7	三千分の一都市計画図福井市 7	福井市	H292/T2/1-14	[福井市]	1956.7	N/A	県立図書館
8	三千分の一都市計画図福井市 8	福井市	H292/T2/1-4	[福井市]	1956.7	N/A	県立図書館
9	三千分の一都市計画図福井市 9	福井市	H292/T2/1-5	[福井市]	1956.7	N/A	県立図書館
10	三千分の一都市計画図福井市 10	福井市	H292/T2/1-10	[福井市]	1956.7	N/A	県立図書館
11	三千分の一都市計画図福井市 11	福井市	H292/T2/1-12	[福井市]	1956.7	N/A	県立図書館
12	三千分の一都市計画図福井市 12	福井市	H292/T2/1-3	[福井市]	1956.7	N/A	県立図書館
13	三千分の一都市計画図福井市 13	福井市	H292/T2/1-8	[福井市]	1956.7	N/A	県立図書館
14	三千分の一都市計画図福井市 14	福井市	H292/T2/1-11	[福井市]	1956.7	N/A	県立図書館
15	三千分の一都市計画図福井市 15	福井市	H292/T2/1-1	[福井市]	1956.7	N/A	県立図書館
16	三千分の一都市計画図福井市 16	福井市	H292/T2/1-2	[福井市]	1956.7	N/A	県立図書館
17	武生市都市計画図	福井県武生土木出張所	H294/T4/1	亀太商店(製作)	1961.3	N/A	県立図書館
18	「武生市一万分一都市計画図 其1」	武生市	H294/P/1-1A	パシフィック航空測量株式会社編	1957.1		県立図書館
19	「武生市一万分一都市計画図 其2」	武生市	H294/P/1-2A	パシフィック航空測量株式会社編	1957.1		県立図書館
20	「武生市一万分一都市計画図 其3」	武生市	H294/P/1-3A	パシフィック航空測量株式会社編	1957.1		県立図書館
21	「武生市一万分一都市計画図 其4」	武生市	H294/P/1-4A	パシフィック航空測量株式会社編	1957.1		県立図書館

図VI-18 都市計画関連の地図（1956-1961）

出所：福井県立文書館 <https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/>



図VI-19 武生市都市計画図（1961）

出所：福井県立図書館

まとめ

本報告書で紹介する研究は、福井県の計画文化に焦点を当て、特に戦後（1945－1975年）における都市・地域計画の基礎的な探求を行うものである。歴史的な都市・地域計画、経路依存性、デジタル人文学の可能性を交差させながら、歴史的遺産と現代の計画課題とのダイナミックな相互作用を明らかにすることを目指している。福井県における戦後の復興と急速な近代化は、歴史的計画決定が現代の都市空間や景観にどのように影響を与えているかを理解する上で、極めて興味深いケーススタディを提供している。

本研究では、以下の3つの側面に注目している。

計画の歴史的・文化的側面：計画文化を歴史的・文化的文脈から理解することは、持続可能な都市・地域開発のための基盤を提供する。歴史的計画決定は、災害復興や優先事項に基づいて行われ、都市化パターン、インフラ整備、社会構造に永続的な影響を与えている。これらの影響を認識することは、過去の成功に学びながら、課題を修正し、適応性と文化的感受性を備えた計画を策定するうえで重要である。こうした視点は、現代の課題に対処するだけでなく、持続可能で強靱な未来都市のための強固な枠組みを構築する。

ローカル文脈の重要性：福井県では、全国的な計画枠組みが提示する包括的な指針を地域特有の文脈に適応させる努力が見られた。戦後の復興期には、1945年の空襲や1948年の福井地震といった災害を乗り越え、地域の歴史、地理、文化を考慮に入れた計画が実施された。これらの地域特有の対応は、国と地方の優先事項を調和させるための貴重な教訓を提供している。

デジタル人文学の可能性：G I Sやデジタルアーカイブといったデジタルツールは、計画文化に関する研究を深化させる新たな機会を提供する。これらのツールを活用することで、都市変容の視覚化や歴史的な計画決定の影響分析が可能になる。また、デジタル人文学は、これまでアクセスできなかった洞察を明らかにし、歴史的都市化パターンや意思決定プロセスの理解を促進する。

本研究は、歴史的洞察と現代的課題を橋渡しする可能性を秘めており、持続可能な開発や災害復興、土地利用効率の向上に役立つツールや戦略を提供する可能性がある。例えば、福井県の戦後の経験を生かすことで、過疎化や環境問題、経済停滞といった課題への新たなアプローチが模索されている。こうした事例としては、広島市の原爆復興計画や、オランダ・ズウォレ市の歴史的水管理データを活用した都市設計が挙げられる。これらの例は、歴史的洞察を現代の政策に統合する意義を示しており、持続可能な開発の基礎を築く可能性を秘めている。

将来の研究と発展の可能性

本研究の次なるステップとして、戦後の資料収集とデータの統合が挙げられる。自治体、公文書館、図書館との協力を強化し、地図や航空写真、計画文書を含む資料のさらなる収集とデジタ

ル化を進める必要がある。他の地方都市のデジタルアーカイブ事例（例：「近代京都オーバーレイマップ」や「近代金沢デジタルミュージアム」）も参考にしつつ、福井県の計画文化を網羅的に記録・分析する統一デジタルリポジトリの構築を目指すべきである。

これにより、研究者や政策立案者、一般市民がデータにアクセスしやすくなり、より多様な利害関係者が都市計画プロセスに参加できるようになる。さらに、政策立案において、過去の計画文化に基づく洞察を取り入れることで、現在の課題に対応する革新的な戦略が開発されることが期待される。デジタルツールの活用は、透明性を高め、市民参加を促進し、持続可能な都市政策の質を向上させる可能性を秘めている。福井県の独自性を生かした新たな挑戦が、地域開発の未来に向けた貴重なモデルを提供するだろう。

第Ⅴ・Ⅵ章 文献一覧

- Abbott, A. (2017) . The 'time machine' reconstructing ancient Venice' s social networks. *Nature*, 546 (7658) .
- Ackerman, E.A. (1949) Japanese natural resources: a comprehensive survey. Tokyo: General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Natural Resources Section
- Batty, M. (2018) . Digital twins for urban analysis and planning. *Science*, 362 (6419) , 1051-1052
- Borsekova, K., Korosec, B., Nijkamp, P. (2018) . Resilience in regional development: New methodological approaches and empirical evidence. *Sustainability*, 10 (4) , 945
- Carmona, M. (2021) . Public Places Urban Spaces: The Dimensions of Urban Design (3rd ed.) . Routledge.
- De Zwarte Hond. (n.d.) . Regio Zwolle2040. Retrieved from <https://dezwarthond.nl/en/projects/verstedelijingsstrategie-regio-zwolle-2040/>.
- Dearing, J., Braimoh, A., Reenberg, A., Turner, B., van der Leeuw, S. Complex Land Systems: The Need for Long Time Perspectives to Assess their Future. *Ecol. Soc.* 2010, 15.
- deVries, J. (2017) Planning Culture Unfolded: the case of Flanders and the Netherlands. Stead, D., de Vries, J., Tasan-Kok, T. (Eds.) . Planning Cultures and Histories : The evolution of Planning Systems and Spatial Development Patterns. Routledge - Taylor Francis Group.
- Di Lenardo, I., Kaplan, F. (2015) . Venice Time Machine: Recreating the density of the past. In *Digital Humanities 2015*.
- École Polytechnique Fédérale de Lausanne. (n.d.) . Venice Time Machine. École Polytechnique Fédérale de Lausanne. Retrieved from <https://www.epfl.ch/research/domains/venice-time-machine/>
- Eger, J. M., Maracine, A. (2015) . Smart Rural Communities: Strategies for the New Economy. *Information Polity*, 20 (1) , 39-52.
- Fahey, R.T., Casali, M. Distribution of forest ecosystems over two centuries in a highly urbanized landscape. *Landsc. Urban Plan.* 2017, 164, 13-24
- Faludi, A. (2005) . The Netherlands: A culture with a soft spot for planning. In *Comparative planning cultures* (pp. 309-332) . Routledge.
- Flores Urushima, A. Y. (2007) . Genesis and culmination of Uzô Nishiyama' s proposal of a 'model core of a future city' for the Expo 70 site (1960 - 73) . *Planning Perspectives*, 22 (4) , 391-416.
- Flores Urushima, A. Y. (2011) . The 1970 Osaka Expo: local planners, national planning processes and Mega Events. *Planning Perspectives*, 26 (4) , 635-647.
- Flores Urushima, A. Y. (2014) Everyday Unavoidable Modernization and the Image of Hell: Visual planning in the writings of Nishiyama Uzô. In J.Pendlebury (ed.) *Alternative Visions of Post-War Reconstruction* (pp. 90-107) . Routledge.

- Flores Urushima, A. Y. (2015) . Territorial Prospective Visions for Japan' s High Growth: The Role of Local Urban Development. *Nature and Culture*, 10 (1) , 12-35.
- Flores Urushima, A. Y. (2016) . 100 years of the Meiji Revolution (1968) and the Beginning of the Global Diffusion of the Japanese Urban Design. In *都市の近代化と現代文化--ブラジル・日本の対話から* (CIAS discussion paper No. 61) , 103-112.
- Flores Urushima, A. Y. (Ed.) (2018) *Architectural and Planning Cultures Across Regions--Digital Humanities Collaboration Towards Knowledge Integration*, CIRAS discussion paper No.81
- Friedmann, J. (2005) . Globalization and the emerging culture of planning. *Progress in Planning*, 64 (2) , 11-24.
- Friedmann, J., Weaver, C. (1979) . *Territory and function: the evolution of regional planning*. Univ of California Press.
- Gill, L., Lange, E., Morgan, E., Romano, D. (2013) . An analysis of usage of different types of visualisation media within a collaborative planning workshop environment. *Environment and Planning B: Planning and Design*, 40 (4) , 742-754
- Glaeser, E., Huang, W., Ma, Y., Shleifer, A. (2017) A Real Estate Boom with Chinese Characteristics. *J. Econ. Perspect. Nashv.* 2017, 31, 93-116.
- Goodchild, M. F. (2007) . Citizens as sensors: The world of volunteered geography. *GeoJournal*, 69 (4) , 211-221
- Higashide, M. (1999) . 市区町村の変遷情報. Retrieved from <https://uub.jp/upd/fukui.html>
- Kidokoro, T. (2008) . Urban regeneration and the shift of planning approaches: The case of Japanese regional cities. In Kidokoro T. et al (eds) *Sustainable city regions: Space, place and culture* (pp. 167-183) . cSUR-UT Series: Library for Sustainable Urban Regeneration.
- Miao, L., Zhu, F., Sun, Z., Moore, J.C., Cui, X. China' s Land-Use Changes during the Past 300 Years: A Historical Perspective. *Int. J. Environ. Res. Public Health* 2016, 13, 847.
- Nieuwenhuijsen, M. J. (2021) . New urban models for more sustainable, liveable and healthier cities post covid19; reducing air pollution, noise and heat island effects and increasing green space and physical activity. *Environment international*, 157, 106850
- Okita, S. (1965) . Comprehensive National Development Plan and Regional Planning in Japan. *Journal of Economic Planning*, pp.619-642
- Pallagst, K. (2014) *Shrinking cities : international perspectives and policy implications*. Routledge, Taylor Francis Group
- Pallagst, K., Fleschurz, R., Uemura, T. (2021) . Planning cultures in shrinking cities across Japan. *Forum Qualitative Sozialforschung/Forum: Qualitative Social Research*, 22 (3) , Article 5
- Pereira Galvao, R. F., Flores Urushima, A. Y., Hara, S., De Jong, W. (2020) . Analysis of Land Transition Features and Mechanisms in Peripheral Areas of Kyoto (1950-1960) . *Sustainability*, 12 (11) , 4502.
- Ribeiro, V., Costa, C., Almeida, J. (2020) . GIS-based tourism planning and promotion: A case study of small cities. *Journal of Tourism Futures*, 6 (1) , 35-50.
- Rodriguez, A., Brown, A. (2014) . Cultural differences: A cross-cultural study of urban planners. *Public Organization Review*, 14 (1) , 41-58
- Salvati, L., Carlucci, M. (2014) . A composite index of sustainable development at the local scale: Italy as a case study. *Ecological Indicators*, 40, 1-10
- Sanderson, M., Radford, G. (2015) . Heritage GIS: An application of GIS in heritage management. *Journal of Cultural Heritage*, 16 (3) , 365-372
- Sanyal, B. (ed.) (2005) . *Comparative Planning Cultures*, New York, Routledge.
- Shafique, M., Kim, R. Retrofitting the Low Impact Development Practices into Developed Urban areas Including Barriers and Potential Solution. *Open Geosci.* 2017, 9, 240-254.
- Shibata, K. (2008) *The origins of Japanese planning culture: building a nation-state, 1868- 1945*. Research Papers in Environmental and Spatial Analysis, no. 128. Department of Geography and Environment, London

- School of Economics and Political Science, London, UK
- Sonoda, H. (2003) The transfiguration of Miyako and the emergence of urbanity in Japan. Kyoto: International Research Centre for Japanese Studies.
- Sorensen, A. (2005) . The making of urban Japan: Cities and planning from Edo to the twenty-first century. Routledge
- Sorensen, A. (2011) . Uneven Processes of Institutional Change: Path Dependence, Scale and the Contested Regulation of Urban Development in Japan: Uneven processes of institutional change in Japan. *Int. J. Urban Reg. Res.*, 35, 712-734
- Sorensen, A. (2015) . Taking path dependence seriously: An historical institutionalist research agenda in planning history. *Planning perspectives*, 30 (1) , 17-38
- Sorensen, A. (2016) . Periurbanization as the institutionalization of place: The case of Japan. *Cities*, 53, 134-140.
- Sorensen, A. (2023) . Taking critical junctures seriously: theory and method for causal analysis of rapid institutional change. *Planning perspectives*, 38 (5) , 929-947
- Tao, Y., Li, F., Liu, X., Zhao, D., Sun, X., Xu, L. Variation in ecosystem services across an urbanization gradient: A study of terrestrial carbon stocks from Changzhou, China. *Ecol. Model.* 2015, 318, 210-216
- Treby, D.L., Castley, J.G. The impacts of historical land-use and landscape variables on hollow-bearing trees along an urbanisation gradient. *Urban For. Urban Green.* 2016, 15, 190-199.
- Valler, D., Phelps, N. A. (2018) . Framing the future: On local planning cultures and legacies. *Planning Theory Practice*, 19 (5) , 698-716.
- Wieczorek, A. J. (2018) . Sustainability transitions in developing countries: Major insights and their implications for research and policy. *Environmental Science Policy*, 84, 204-216.
- World Commission on Environment and Development (WCED) (1987) . Our Common Future. Oxford and New York: Oxford University Press.
- Yano, K., Art Research Center, Ritsumeikan University. (n.d.) . 近代京都オーバーレイマップ [Modern Kyoto Overlay Map]. Retrieved from <https://www.arc.ritsumei.ac.jp/archive01/theater/html/ModernKyoto/>
- Yigitcanlar, T., Kamruzzaman, M., Teriman, S. (2019) .スマートシティ：Beyond big cities-Linking governance and technology for sustainable and resilient small and medium-sized cities.*Cities*, 95, 102398
- Zhou, Y., Smith, S. J., Zhao, K., Imhoff, M. (2015) . A global map of urban extent from nightlights. *Environmental Research Letters*, 10 (5) , 054007
- 下村栄可 (1961) . 福井市の街路について. *新都市* 30 (3) , 31-5
- 中野一新 (1980) . 農業構造の変化と農地制度の基本問題. *農林業問題研究*, 16 (4) , 146-157.
- 京都市 (2023) . 京都市景観情報共有システム. Retrieved from <https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/main>
- 京都市 (2024) . 京都市景観白書. 京都市統計ポータル. Retrieved from <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281405.html>
- 住田昌二 (1992) . 戦後住宅供給政策の検証と展望 欧米との政策比較を通じて. *住宅総合研究財団研究年報*, 18, 29-52
- 佐野浩祥 (2021) . 戦前の国土計画, 地方計画の戦後への継承性に関する一考察 全国総合開発計画と第一次首都圏整備計画を対象に. *都市計画論文集*, 56 (3) , 999-1006.
- 児玉忠 (2022) . 戦後福井県都市計画の軌跡. 晃洋書房.
- 出口政司 (2005) . 福井空襲時における福井県公文書. *福井県文書館研究紀要*, 2, 95-104.
- 初田香成 (2024) . 都市の戦後 増補新装版 雑踏のなかの都市計画と建築. 東京大学出版会.
- 北陸中日新聞社 (1963) . 北陸総合学術調査報告団第1集 (北陸と海運). 北陸中日新聞社.
- 堀口孝男, 望月利男, 荒木正孝, 前田博司, 小坂俊吉 (1985) . 地震時の人間行動に関する研究: その 2. 1948 年福井地震. *総合都市研究*, (26) , 59-85.
- 大塩まゆみ (2007) . 福井県三国の豪商 内田家に関する史料. *福井県立大学論集*, 29, 195-212.
- 大村謙二郎, 有田智一, 小俣元美 (2003) . ドイツにおける自治体都市計画プランナーの職能形成に関する調査. In *都市計画論文集 第 38 回学術研究論文発表会* (pp. 58-58) . 公益社団法人 日本都市計画学会.

- 小林忠雄（1985）. 戦後における土地問題と土地対策の展開（上）. 日本不動産学会誌, 1（1）, 43-58.
- 山田通夫（1973）. 戦後の高度成長と地域開発計画. 論集, 20（2）, 65-93.
- 市川秀和（2013）. 福井県の歴史的環境の保存と建築論の課題—渡部貞清の町並み調査と稲垣栄三の増田友也追悼講演から考える—. 福井大学地域環境研究教育センター研究紀要「日本海地域の自然と環境」, 20, 63-71
- 広原盛明（2015）. 「都市計画」『日本大百科全書』小学館、2015年
- 日本立地センター（編）（1970）. 福井都市計画市街化区域及び市街化調整区域の整備・開発・保全の方針. 工業立地 7（5）, 56-61
- 日本都市年鑑編集委員会（編）（1943）. 日本都市年鑑 第12巻. 東京: 日本都市年鑑刊行会.
- 本多義明, 嶋田喜昭, 黒崎裕光（1995）. 戦災がその後の都市形成に及ぼした影響に関する研究. 福井大学工学部研究報告, 43（2）, 347-358.
- 沢田久美江（1961）. 福井県北部における観光地の地理学的研究—北陸地方における観光地の観光地理学研究第一報. 観光事業研究論文集 第9回観光事業研究発表会
- 浅野純一郎（2012）. 旧都市計画法及び市街地建築物法による初期地域指定の方法に関する研究：大正期までに旧都市計画法が適用された中小都市43市を対象として. 日本建築学会計画系論文集, 77（680）, 2389-2398.
- 片岸将広, 川上光彦, 小柳琢利, 埜正浩（2010）. 地方都市圏における土地利用の規制格差と地域変容—全国的な人口変動の動向と富山都市圏の事例分析. 土木計画学研究・論文集, 27, 231-238.
- 矢野桂司 ほか（2006）. 歴史都市京都のバーチャル時・空間. 宇野隆夫（編）国際シンポジウム（報告書）第24集. 京都：国際日本文化研究センター
- 石井桂治（1975）. 福井における近代的地域制の成立過程に関する研究. 都市計画論文集, 10, 241-246.
- 石井素介（1969）. 戦後日本における農業地域の構造的変動. 経済地理学年報, 15（1）, 1-41.
- 石田頼房（1999）. 森鷗外の都市論とその時代. 日本経済評論社
- 石田頼房（2004）. 『日本近現代都市計画の展開：1868-2003』自治体研究者
- 福井県（1951）. 福井県統計書 昭和25年度（1950）. 福井県.
- 福井県（1956）. 『大正昭和福井県史』福井市：吉田印刷所
- 福井県（1956）. 『大正昭和福井県史』福井市：吉田印刷所
- 福井県（1957）. 『大正福井県史』福井市：吉田印刷所
- 福井県（1957）. 福井県統計年鑑 昭和30年度. 福井県.
- 福井県（1961）. 福井県総合開発計画書 上巻. 福井県.
- 福井県（1961）. 福井県総合開発計画書.
- 福井県（1964）. 福井県総合開発計画書 改訂版. 福井県.
- 福井県教育研究所（編）（1967）. 福井県教育研究所紀要（52）. 福井県教育研究所.
- 福井県秘書課県民室（1963）. あけゆく福井県 1959-1962. 福井県.
- 竹口秀夫（2019）. 東日本大震災復興過程で明らかになった政策・実践課題とその対応策の研究—宮城県気仙沼市の例を中心に—. 中央学院大学社会システム研究所紀要, 19（2）, 41-50
- 米本浩也ほか（2009）. 都市景観形成の経済効果を考慮した都市景観改善施策に関する研究. 都市計画論文集, 44（3）, 409-414
- 藤本徹（2007）. シリアスゲーム：教育・社会に役立つデジタルゲーム. 東京電機大学出版局.
- 谷野陽（1998）. 戦後国土政策と農村計画. 農業土木学会誌, 66（4）, 365-368.
- 財団法人国土計画協会（編）（1966）. 「わが国の地域構成」『地域計画概要』. 建設省計画局監修6-27
- 金沢市文化政策課（n.d.）. 金沢市デジタルミュージアム. Retrieved from <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/bunkaseisakuka/gyomuunnai/3/digital-museum.html>.
- 長島要一（2005）『森鷗外：文化の翻訳』東京：岩波書店
- 高橋利之等（2015）『福井市の戦災・震災復興計画と 熊谷太郎』土木学会学術論文「景観・デザイン研究講演集」、pp.109-118
- 高野宏康（2013）. 福井震災の記憶の継承における「復興観音」の役割. 歴史地震, (28), 91-107.

Ⅶ. 福井県の農業と地域計画

1 農業と地域計画

福井県の農業の特徴は、平地を中心とした稲作主体ということである。

また福井県の都市は、平地の稲作地帯の中心地に発達した所が多い。そのため、都市の発展・拡大過程では、周辺の水田が都市的利用に転換されてきた。

地域計画という視点から福井県の農業を捉える場合、上述した特徴から都市計画のなかで農地がどう扱われてきたかという分析が重要になる。

まずⅦ章では、福井県の農業の特徴を統計的に捉える。そしてⅧ章で都市計画のなかで農地がどう扱われるのかという法的な整理をする。その上で実際に福井県ではどのような都市計画が立てられ、その中で農地がどう扱われてきたか、という方法で分析する。

2 福井県農業の概況

2-1 農業産出額

表7-1に福井県の令和4年農業産出額を示す。

総産出額は412億円で、米が235億円と全体の57%を占める。その他の品目は2位の鶏卵が35億円で構成比8.5%と全て10%以下の割合しかなく、「中心作物の米とそれ以外の雑多な品目」という構成になっている。

表7-2に市町村別の農業産出額を示した。米が主力という傾向は多くの市町村に共通し、生産額1位が米以外の市町は野菜が1位の高浜町だけである。

生産額1位は坂井市、2位は福井市である。耕種の生産額は福井市が514千万円で1位、坂井

表7-1 令和4年生産農業所得統計

農産物	産出額 (億円)	構成比 (%)	農産物	産出額 (億円)	構成比 (%)	農産物	産出額 (億円)	構成比 (%)
米	235	57.0	きゅうり	3	0.7	にんじん	1	0.2
鶏卵	35	8.5	メロン	2	0.5	かぼちゃ	1	0.2
トマト	13	3.2	ばれいしょ	2	0.5	そらまめ (未成熟)	1	0.2
肉用牛	9	2.2	かぶ	2	0.5	はくさい	1	0.2
レタス	9	2.2	そば	2	0.5	えだまめ (未成熟)	1	0.2
すいか	8	1.9	ブローラー	2	0.5	さやえんどう (未成熟)	1	0.2
生乳	8	1.9	かき	2	0.5	しゅんぎく	1	0.2
ねぎ	7	1.7	いちご	2	0.5	たけのこ	0	0.0
さといも	6	1.5	ブロッコリー	2	0.5	スイートコーン	0	0.0
六条大麦	6	1.5	キャベツ	2	0.5	らっきょう	0	0.0
だいこん	5	1.2	ぶどう	2	0.5	すいせん	0	0.0
うめ	5	1.2	きく (切り花)	2	0.5	乳牛	0	0.0
かんしょ	4	1.0	さやいんげん (未成熟)	1	0.2	ピーマン	0	0.0
ほうれんそう	3	0.7	豚	1	0.2	にんにく	0	0.0
大豆	3	0.7	こまつな	1	0.2	切り枝	0	0.0
日本なし	3	0.7	たまねぎ	1	0.2	くり	0	0.0
なす	3	0.7	きょうな (みずな)	1	0.2	農業産出額	412	100.0

出所：生産農業所得統計

表 7-2 令和 4 年市町村別農業産出額

単位：1,000万円

市町村	農業 産出額 ①+②+③	耕 種											畜 産										加 工 農産物 ③	
		小 計 ①	米	麦 類	雑 穀	豆 類	いも類	野 菜	果 実	花 き	工 芸 農作物	その他 茶 作 物	小 計 ②	肉用牛	乳用牛	生乳	豚	鶏	その他			畜産物		
																			鶏 卵	ブロイラー	畜産物			
福 井 市	749	718	514	12	4	8	4	158	5	9	0	-	5	31	8	13	13	0	10	2	x	0	-	-
敦 賀 市	55	48	35	-	0	0	0	9	3	1	0	-	1	7	3	3	x	-	0	0	-	1	-	-
小 浜 市	108	108	77	0	0	0	1	25	3	0	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	-
大 野 市	397	379	258	7	5	2	11	83	6	x	1	-	x	18	0	18	17	-	0	0	-	0	-	-
勝 山 市	159	150	105	2	2	0	5	33	2	x	1	-	x	9	0	9	9	-	0	0	-	-	-	-
鯖 江 市	174	174	142	2	1	2	1	25	1	0	0	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
あ わ ら 市	414	309	164	6	2	6	29	72	29	x	0	-	x	105	1	14	x	-	91	x	-	-	-	-
越 前 市	329	296	246	4	1	1	3	38	0	1	0	0	2	33	0	-	-	x	21	21	-	x	0	-
坂 井 市	994	688	394	23	4	12	3	220	17	x	0	-	x	306	46	10	10	-	248	232	x	1	-	-
永 平 寺 町	81	81	62	1	0	0	0	15	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
池 田 町	42	28	22	0	0	0	0	5	-	0	0	-	0	14	14	-	-	-	0	0	-	-	-	-
南 越 前 町	115	115	55	0	0	0	0	46	6	x	-	-	x	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-
越 前 町	112	111	74	1	1	0	1	23	0	x	0	-	x	1	1	-	-	-	0	0	-	-	-	-
美 浜 町	82	71	43	0	0	0	3	22	1	0	-	-	1	12	7	4	x	-	-	-	-	-	-	-
高 浜 町	47	47	17	0	0	0	0	29	0	0	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
お お い 町	60	57	38	0	0	0	0	16	3	0	0	-	1	2	2	-	-	-	0	0	-	-	-	-
若 狭 町	192	172	104	0	0	0	1	21	42	0	0	-	3	20	9	7	x	-	5	x	-	-	-	-

出所：生産農業所得統計

市が394千万円で2位であるが、畜産の生産額がそれぞれ31千万円、306千万円と、福井市が耕種で多くの生産額を上げているのに対し坂井市は畜産の割合も高く、総額では坂井市が1位になっている。

表 7-3 に農業生産額と人口の関係を示した。農業生産額の多い市町順に並べたものであるが、おおむね農業生産額と人口は比例関係にある。これは福井県の多くの都市は水田農業地域を基盤

表 7-3 令和 2 年市町村別農業産出額と人口

市町村名	農業産出額		人口	
	(千万円)	順位	(人)	順位
坂井市	983	1	88,481	2
福井市	849	2	262,328	1
大野市	475	3	31,286	6
あわら市	433	4	27,524	8
越前市	376	5	80,611	3
若狭町	222	6	14,003	12
鯖江市	203	7	68,302	4
勝山市	180	8	22,150	9
小浜市	128	9	28,991	7
越前町	123	10	20,118	10
南越前町	120	11	10,002	14
永平寺町	94	12	18,965	11
美浜町	93	13	9,179	15
おおい町	65	14	7,910	16
敦賀市	64	15	64,264	5
高浜町	48	16	10,326	13
池田町	46	17	2,423	17

出所：生産農業所得統計、国勢調査

に成立したことを表している。人口が多くて農業産出額が少ないのは敦賀市で、港を基礎に都市が発達したことから農業は盛んでないことを表している。逆に人口の割に農業産出額が多いのが若狭町である。若狭町は果実の生産額が県内1位であり、面積依存型ではない付加価値の高い農業を行っていることからこの結果になっている。

2-2 農地の状況

福井県の市町村別耕地面積を表7-4に示した。県全体の水田率は90%を超え、市町村別に見ても最高は大野市の96.7%、最低はあわら市の76.4%で、全体的に水田中心である。

耕地面積が最も大きいのは福井市の7,750ha、次いで坂井市の6,590haで、人口、農業産出額、耕地面積の3指標において両市が1、2位を占めている。

福井県の農地の特徴として、高い区画整備率が挙げられる。図7-1に都道府県別の水田区画整備状況を示した。福井県は30a程度区画整備済面積の割合が93.4%と、北海道に次いで全国2位である。このことは、稲作の作業効率化に大きく寄与している。

区画整備が進んでいることもあり、農業経営の集団化や担い手農家への農地集積も全国的にみて高い水準にある。福井県の農業経営体数、総農家数、販売農家数はいずれも全国44位だが、法人経営体数は34位と、法人経営体の比率は高くなっている。また集落営農数も全国9位と高い順位になっている（表7-5）。担い手への農地集積率は70.0%と全国第5位である（表7-6）。

表7-4 市町村別耕地面積（令和4年）

区 分	田畑計 (1)	田 耕 地		水田率 (2)/(1)	畑耕地
		(2)	本 地		
福 井 県	39,700 ^{ha}	36,100 ^{ha}	35,100 ^{ha}	90.9 [%]	3,670 ^{ha}
福 井 市	7,750	7,350	7,240	94.8	396
敦 賀 市	869	767	727	88.3	102
小 浜 市	1,410	1,290	1,260	91.5	115
大 野 市	4,190	4,050	3,890	96.7	141
勝 山 市	1,910	1,770	1,680	92.7	145
鯖 江 市	2,030	1,960	1,930	96.6	72
あ わ ら 市	3,390	2,590	2,550	76.4	798
越 前 市	3,600	3,420	3,340	95.0	182
坂 井 市	6,590	5,860	5,800	88.9	735
永 平 寺 町	994	930	898	93.6	64
池 田 町	465	409	390	88.0	56
南 越 前 町	1,050	944	906	89.9	101
越 前 町	1,410	1,240	1,190	87.9	167
美 浜 町	832	767	725	92.2	65
高 浜 町	435	351	332	80.7	84
お お い 町	740	659	634	89.1	81
若 狭 町	2,060	1,700	1,640	82.5	362

出所：「耕地面積調査」の結果による。

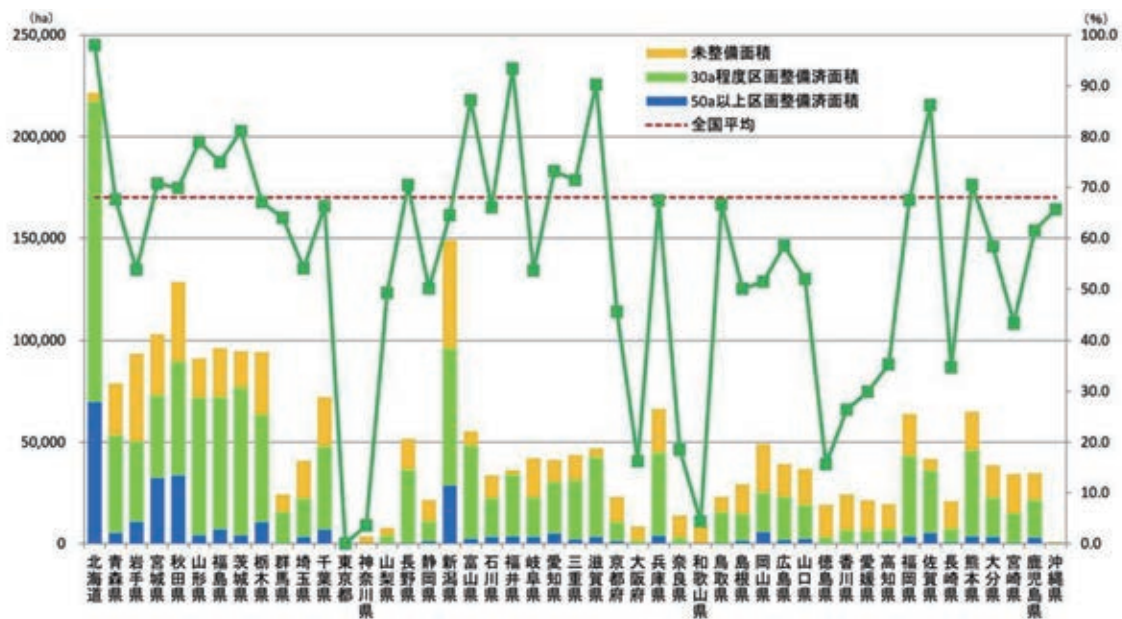


図 7 - 1 都道府県別の整備状況（区画の整備状況）

出所：農林水産省農村振興局（2024）「農業生産基盤の整備状況について（令和4年3月）」<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/totikai/attach/pdf/index-3.pdf>

表 7 - 5 農業経営体数、農家数及び集落営農数

区分	福井県		全国		全国順位
農業経営体数	10,546	経営体	1,075,705	経営体	44
法人経営体	414	経営体	30,707	経営体	34
総農家数	16,058	戸	1,747,079	戸	44
販売農家	9,777	戸	1,027,892	戸	44
参考）世帯総数	291,662	世帯	55,830,154	世帯	45
集落営農数	581	集落営農	14,364	集落営農	9

出所：2020年農林業センサス（令和2年2月1日現在）、令和2年国勢調査、集落営農実態調査（令和4年2月1日現在）

表7-6 都道府県別の担い手への農地集積率

(%)											(%)										
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
北海道	87.6	88.5	90.2	90.6	91.0	91.5	91.4	91.4	91.6	91.8	滋賀	47.2	52.3	56.0	58.1	59.7	62.1	63.2	64.9	65.8	67.8
青森	48.0	50.2	51.4	53.6	55.1	56.5	57.6	58.2	58.1	58.5	京都	16.7	17.8	19.6	21.1	21.8	22.3	23.5	24.4	25.3	26.6
岩手	47.9	49.4	50.6	51.9	53.0	53.4	53.7	54.5	54.9	55.3	大阪	8.8	9.1	10.5	10.6	10.9	11.4	11.7	12.2	12.7	13.3
宮城	48.8	51.6	54.5	57.8	58.9	59.2	60.1	61.8	62.4	63.9	兵庫	19.5	22.0	22.4	23.1	23.4	24.0	24.5	24.8	25.9	26.6
秋田	60.6	64.6	66.2	67.8	68.7	69.3	70.0	70.6	71.3	71.2	奈良	13.0	14.0	15.5	16.2	16.6	17.5	18.5	19.5	20.4	21.4
山形	53.6	60.2	63.1	64.8	66.0	66.4	67.5	69.0	70.0	71.1	和歌山	23.6	24.3	25.1	26.2	26.7	28.1	29.0	30.2	30.7	32.1
福島	26.9	30.2	32.5	33.6	34.6	36.1	37.5	39.5	40.6	41.7	鳥取	21.8	24.5	27.1	29.3	30.4	30.9	32.0	32.4	33.4	35.3
茨城	24.5	26.6	29.3	32.8	34.2	35.4	37.1	37.8	39.9	41.3	島根	27.6	30.3	31.3	32.3	33.3	34.2	35.3	36.0	37.3	37.8
栃木	43.3	47.4	49.2	50.7	52.3	52.7	52.1	52.7	53.1	54.5	岡山	19.8	20.7	21.6	23.9	25.0	25.2	25.3	26.4	26.6	27.5
群馬	30.2	31.1	32.0	34.8	37.2	38.8	40.3	41.6	42.4	43.8	広島	19.2	20.9	22.1	23.2	23.9	24.3	25.1	25.4	26.2	27.0
埼玉	24.2	24.8	25.6	27.5	29.3	30.1	32.0	33.3	32.8	33.8	山口	24.6	26.6	27.5	28.3	28.8	30.3	31.5	32.1	33.1	33.6
千葉	19.9	20.6	21.3	23.0	23.9	25.2	26.9	28.2	29.2	30.5	徳島	22.3	22.8	24.8	25.6	26.5	25.3	27.1	27.8	28.7	29.0
東京	21.2	21.1	22.2	23.2	23.8	24.3	24.5	24.8	26.0	26.1	香川	29.1	30.5	26.5	27.8	28.5	28.1	29.3	30.8	31.9	33.1
神奈川	19.5	17.7	18.5	19.3	19.5	20.0	20.7	21.2	21.5	22.2	愛媛	25.8	27.4	28.4	29.8	30.8	31.8	33.6	34.2	35.9	37.4
山梨	17.1	19.9	21.1	22.2	23.2	24.2	26.0	28.0	28.6	28.8	高知	21.0	21.4	26.0	31.4	32.4	32.1	33.5	33.9	35.6	35.7
長野	32.0	34.0	35.6	36.5	37.3	37.6	38.9	39.5	39.7	40.7	福岡	44.6	46.7	49.7	51.7	53.4	54.2	54.6	55.2	55.9	56.7
静岡	39.4	40.3	42.3	42.9	37.4	38.9	42.2	44.8	44.6	45.4	佐賀	69.1	68.8	68.6	69.4	71.3	71.5	70.8	71.0	70.1	70.9
新潟	54.0	58.2	60.0	61.5	62.8	63.9	64.8	65.9	66.4	67.2	長崎	37.4	39.6	40.3	41.2	41.7	42.5	43.6	45.3	45.0	45.8
富山	53.5	56.0	57.6	60.0	63.3	65.0	66.5	67.8	68.8	69.1	熊本	44.5	45.2	45.2	47.0	48.2	47.6	49.8	50.7	52.0	54.3
石川	45.7	51.3	55.8	58.3	59.9	61.2	62.4	63.7	64.2	64.2	大分	33.8	36.2	38.2	40.1	41.3	42.6	43.4	43.9	45.2	45.8
福井	53.8	57.5	60.8	63.8	65.7	66.7	67.6	68.4	69.7	70.0	宮崎	45.8	45.6	46.2	47.1	48.7	50.8	53.6	55.4	57.0	57.6
岐阜	30.7	31.5	32.7	34.6	36.2	37.0	37.8	39.3	40.1	41.2	鹿児島	39.4	42.0	42.8	41.6	42.4	42.5	43.6	45.7	45.5	47.1
愛知	31.7	33.9	34.1	35.3	36.9	37.6	40.0	41.0	42.1	42.6	沖縄	30.1	29.8	34.5	20.2	19.9	21.9	24.7	25.1	25.8	26.0
三重	30.1	33.5	33.6	35.5	37.9	38.9	41.6	43.8	44.8	46.0	全国	50.3	52.3	54.0	55.2	56.2	57.1	58.0	58.9	59.5	60.4

出所：農林水産省「農地中間管理機構の実績等に関する資料（令和5年度版）」<https://www.maff.go.jp/j/press/keiei/seisaku/attach/pdf/240612-1.pdf>

注：令和5年度の石川県は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震による影響を踏まえ、令和4年度の実績を据え置き。

第七章 文献一覧

農林水産省（2024）「農地中間管理機構の実績等に関する資料（令和5年度版）」<https://www.maff.go.jp/j/press/keiei/seisaku/attach/pdf/240612-1.pdf>

農林水産省農村振興局（2024）「農業生産基盤の整備状況について（令和4年3月）」<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/totikai/attach/pdf/index-3.pdf>

Ⅷ 都市計画区域と農業振興区域

1 都市計画区域内の農用地

1-1 地域計画制度の概要

土地の利用に関する計画は、大きく都市部と農村部に分かれる。都道府県等によって、都市部には「都市計画区域」が、農村部には「農業振興地域」が設定される。

表8-1に福井県の都市計画区域指定一覧を示す。都市計画区域は中心市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域が指定されている。福井県では11の都市計画区域と1つの準都市計画区域が指定されている。県下17市町のうち14市町が都市計画区域を有していて、県全体に占める面積比率は約23%である(福井県の都市計画：p.11)。図8-1に指定区域を地図上に示したが、水田の多くが都市計画区域に指定されていることがわかる。

表8-1 福井県の都市計画区域指定状況一覧

● 都市計画区域指定状況一覧表								令和5年3月31日現在	
都市計画区域名	市町名	都市計画区域		行政区域		人口集中地区		指定年月日	
		面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	当初	最終変更
福井	福井市	17,800	237,489	53,641	256,435	4,004	184,843	S44.10.28	H8.4.30
	永平寺町	1,389	8,035	9,443	17,962	136	5,718		
	計	19,189	245,524	63,084	274,397	4,140	190,561		
嶺北北部	あわら市	10,794	26,724	11,699	26,724	192	5,121	S47.1.11	S56.7.21
	坂井市	13,735	88,826	20,988	89,103	739	27,691		
	福井市	2,560	4,935	53,641	256,435	—	—		
	永平寺町	472	2,042	9,443	17,962	—	—		
	計	27,561	122,527	95,771	390,224	931	32,812		
丹南	鯖江市	7,541	68,430	8,459	68,646	874	27,791	S48.5.1	H2.4.27
	越前市	12,218	76,800	23,070	80,337	850	27,985		
	越前町	2,171	7,433	15,296	20,229	—	—		
	計	21,930	152,663	46,825	169,212	1,724	55,776		
織田	越前町	1,033	4,941	15,296	20,229	—	—	S40.10.7	—
大野	大野市	5,251	26,825	87,230	30,767	398	12,792	S11.3.28	S60.5.1
勝山	勝山市	5,255	20,985	25,388	21,698	298	9,027	S11.3.28	S42.2.9
敦賀	敦賀市	6,499	60,699	25,139	63,068	1,320	44,610	S10.4.19	H10.4.21
小浜上中	小浜市	2,708	22,427	23,311	28,189	317	9,850	H10.4.21	—
	若狭町	1,908	6,465	17,865	13,751	—	—		
	計	4,616	28,892	41,176	41,940	317	9,850		
三方	若狭町	1,932	6,333	17,865	13,751	—	—	H10.4.21	—
美浜	美浜町	2,525	7,803	15,224	8,936	—	—	S37.4.3	H10.4.21
高浜	高浜町	1,568	6,912	7,220	9,783	—	—	S37.4.3	S60.4.2
合 計		97,359	684,104	343,973	735,628	9,128	355,428		

*人口集中地区の面積および人口は、令和2年国勢調査によるものです。

● 準都市計画区域指定状況一覧表								令和5年3月31日現在	
準都市計画区域名	市町名	準都市計画区域		行政区域		人口集中地区		指定年月日	
		面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	当初	最終変更
永平寺	永平寺町	1,682	7,885	9,443	17,962	—	—	H19.11.30	—
	計	1,682	7,885	9,443	17,962	—	—		

出所：福井県土木部都市計画課「福井県の都市計画」https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tokei/toshikeikaku-sassi/sassi-index_d/fil/fukuikennotosikeikaku.pdf



図 8 - 1 福井県の都市計画区域

出所：福井県土木部都市計画課「福井県の都市計画」https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tokei/toshikeikaku-sassi/sassi-index_d/fil/fukuikennotosikeikaku.pdf

1 - 2 都市計画区域のなかの農業地域

自治体は都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分することができる。この区域区分を行うと土地の利用が大きく制限され、特に市街化調整区域では農地から他用途への転用が原則不可能になる。福井県では福井都市計画区域のみに区域区分が設定されている。

福井市の郊外では、道一本を隔ててショッピングセンターの用地と水田地帯が接している光景を目にするが、これが市街化区域と市街化調整区域の境目である（図 8 - 2）。この境界が行政の手続きを経て変更されない限り、水田地帯の中に農業以外の用途の土地利用をすることはできない。

また非線引き都市計画区域においても用途地域（第一種住居地域、商業地域、工業地域など）の設定を行うことができる。都市計画区域のなかで用途地域を除いたものが農地として利用される土地になる（図 8 - 3）。

表 8 - 2 に都市計画区域に占める市街地面積（市街化区域または用途地域）の割合を都市計画区域ごとに示した。最も市街地の面積割合が高いのは敦賀市で25.7%、2位の福井市が25.4%で



図8-2 区域区分（線引き）のイメージ

出所：国土交通省都市局都市計画課「土地利用計画制度」https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001855754.pptx

あり、福井県では市街地の割合が高い都市計画区域であっても市街地の割合は約1/4と全国と同水準で、多くの面積を農地が占めていることがわかる。

表8-3に各都市計画区域における区域区分の有無と判断理由の一覧を示す。現在、区域区分がされているのは福井都市計画区域のみであり、令和6年の改正では他の都市計画区域で新たに区域区分を設定されることはなかった。無秩序な市街化の可能性があると考えられた嶺北北部、丹南、敦賀の各区域で区域区分が設定されない理由は、現行の用途地域において市街化調整区域に以降される地区が多く、実態に合った土地利用コントロールができないおそれがあることが挙げられている。市街化調整区域に指定されると農地の他用途転用が難しくなり、土地の価格が下がり土地所有者の利益を損なうことも配慮されたと考えられる。

図8-4に福井都市計画区域における目的別開発行為の推移を示した。市街化地域では住宅系・商業系が多く、市街化調整区域では工業系が多いという特徴がある。近年、いずれの地域でも商業系の開発は少なくなっている。

図8-5に福井都市計画区域における目的別農地転用の推移を示した。市街化区域においては農地を住宅・商業用地等の都市的利用に転換されることが推進される。一方、市街化調整区域では農地を維持することが望まれる。市街化区域においては件数、面積とも住宅用地への転用が多く、市街化調整区域では件数は住宅用地が多いが面積では商業用地や工業用地が多い。市街化調整区域での農地転用面積は、平成15年から平成28年までは年間2-4haであった。平成29年から令和元年は6-8haに増えているが、福井都市計画区域の市街化調整区域面積14,000haに比べると小さく、農地の減少が大きく進んでいる訳ではない。

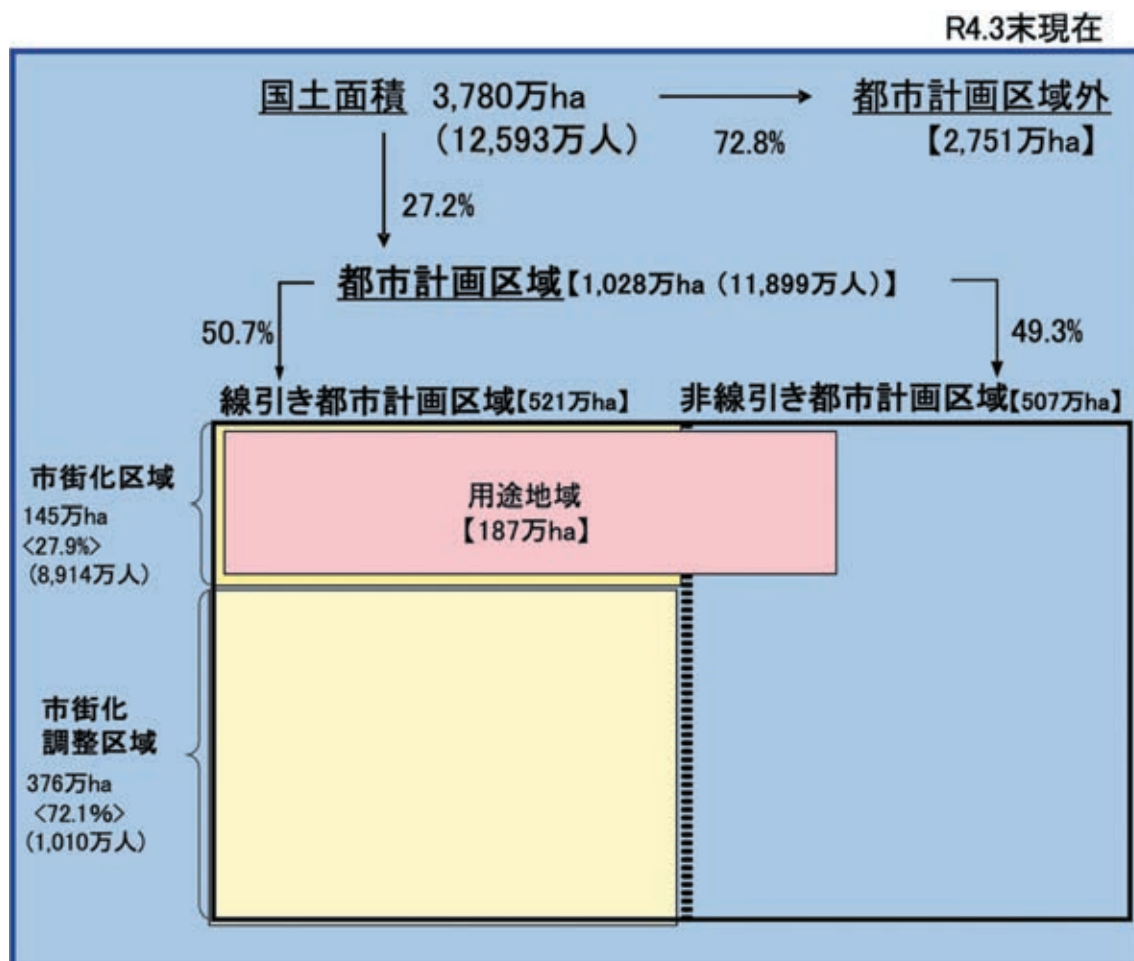


図 8-3 区域区分（線引き）の状況

註：数値は全国の数値

出所：国土交通省都市局都市計画課「土地利用計画制度」https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001855754.pptx

表 8-2 各都市計画区域の市街地面積

	都市計画区域	市街地面積		市街地以外
			割合	
福井	19,189	4,874	25.4%	14,315
嶺北北部	27,561	2,638	9.6%	24,923
丹南	21,930	3,646	16.6%	18,284
織田	1,033	234	22.7%	799
大野	5,251	642	12.2%	4,609
勝山	5,255	659	12.5%	4,596
敦賀	6,499	1,672	25.7%	4,827
小浜上中	4,616	493	10.7%	4,123
美浜	2,525	166	6.6%	2,359
高浜	1,568	241	15.4%	1,327
三方	1,932		0.0%	1,932
永平寺	1,682		0.0%	1,682
合計	99,041	15,265	15.4%	83,776

註：「市街地」は市街化区域または用途地域

出所：福井県都市計画課「都市計画区域マスタープラン」<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tokei/masterplan/masterplan-kaitei.html>

表 8-3 区域区分の有無の判断とその理由

都市計画 区域名	区域区分 の有無	判 断 理 由
福井	有	世帯分離や住宅敷地規模の拡大による住宅用地需要、製造品出荷額等の増加による工業用地需要、北陸新幹線 福井・敦賀開業や中部縦貫自動車道の県内全線開通等の大規模プロジェクトによる新たな宅地需要が発生する可能性がある。また、隣接する嶺北北部都市計画区域や丹南都市計画区域の用途地域外での開発圧力があり、福井市への通勤・通学率が高い水準を維持していることから、潜在的な福井都市計画区域への市街化の圧力が依然高いと推測できる。 区域区分を廃止すると、無秩序な市街化が進行し、「浸水や土砂災害など災害リスクの高いエリアでの開発」、「自然環境や営農環境の悪化」、「自動車交通による温室効果ガスの排出量増加」、「地域公共交通の利用者の減少」が生じるおそれがあるとともに、「市街地内の低未利用地の有効利用」、「中心市街地や地域拠点への都市機能や居住の誘導」、「計画的かつ効率的な公共投資と既存ストックの有効利用」を損なうおそれがあることから、今後も区域区分を維持する。
嶺北北部	無	世帯分離や住宅敷地規模の拡大による住宅用地需要、製造品出荷額等の増加による工業用地需要、北陸新幹線 福井・敦賀開業による新たな宅地需要が発生する可能性があるとともに、用途地域外への開発の拡散傾向が高いことから、無秩序な市街化の可能性はある。 区域区分を設定した場合、「無秩序な市街化の抑制」、「市街地内の低未利用地の有効利用」、「地域拠点への都市機能や居住の誘導」など一定の効果が見込めるものの、現行の用途地域において、市街化調整区域に移行される地区が多く、実態に合った土地利用コントロールができないおそれがあることから、区域区分の設定の適用性が高いとは言い難い。 よって、区域区分以外の方法で土地利用の規制・誘導を図っていく。
丹南	無	世帯分離や住宅敷地規模の拡大による住宅用地需要、製造品出荷額等の増加による工業用地需要、北陸新幹線 福井・敦賀開業による新たな宅地需要が発生する可能性があるとともに、用途地域外への開発の拡散傾向があることから、無秩序な市街化の可能性はある。 区域区分を設定した場合、「無秩序な市街化の抑制」、「市街地内の低未利用地の有効利用」、「中心市街地や地域拠点への都市機能や居住の誘導」など一定の効果が見込めるものの、現行の用途地域において、市街化調整区域に移行される地区が多く、実態に合った土地利用コントロールができないおそれがあることから、区域区分の設定の適用性が高いとは言い難い。 よって、区域区分以外の方法で土地利用の規制・誘導を図っていく。
敦賀	無	世帯分離や住宅敷地規模の拡大による住宅用地需要、工場敷地規模の拡大による工業用地需要、北陸新幹線 福井・敦賀開業による新たな宅地需要が発生する可能性があるとともに、用途地域外への開発の拡散傾向があることから、無秩序な市街化の可能性はある。 区域区分を設定した場合、「無秩序な市街化の抑制」、「市街地内の低未利用地の有効利用」、「中心市街地や地域拠点への都市機能や居住の誘導」など一定の効果が見込めるものの、現行の用途地域において、市街化調整区域に移行される地区が多く、実態に合った土地利用コントロールができないおそれがあることから、区域区分の設定の適用性が高いとは言い難い。 よって、区域区分以外の方法で土地利用の規制・誘導を図っていく。
小浜上中	無	小浜市は、敦賀市とともに嶺南地域の中心都市として機能しているが、若狭町を含めても人口が 10 万人以下であり、経年的に用途地域外へ人口が流出していないことから、市街地が拡大または分散する可能性が低いと推測できるため、区域区分は設定しない。
織田 大野 勝山 三方 美浜 高浜	無	人口が 10 万人以下で都市単独での自立成長性が低く、また、経年的に用途地域外へ人口が流出していない（またはごくわずかである）ことから、市街地が拡大または分散する可能性が低いと推測できるため、区域区分は設定しない。

出所：福井県都市計画課「福井県都市計画マスタープラン「県全体の基本方針」」https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tokei/masterplan/masterplan-kaitei_d/fil/kihonhoushin.pdf

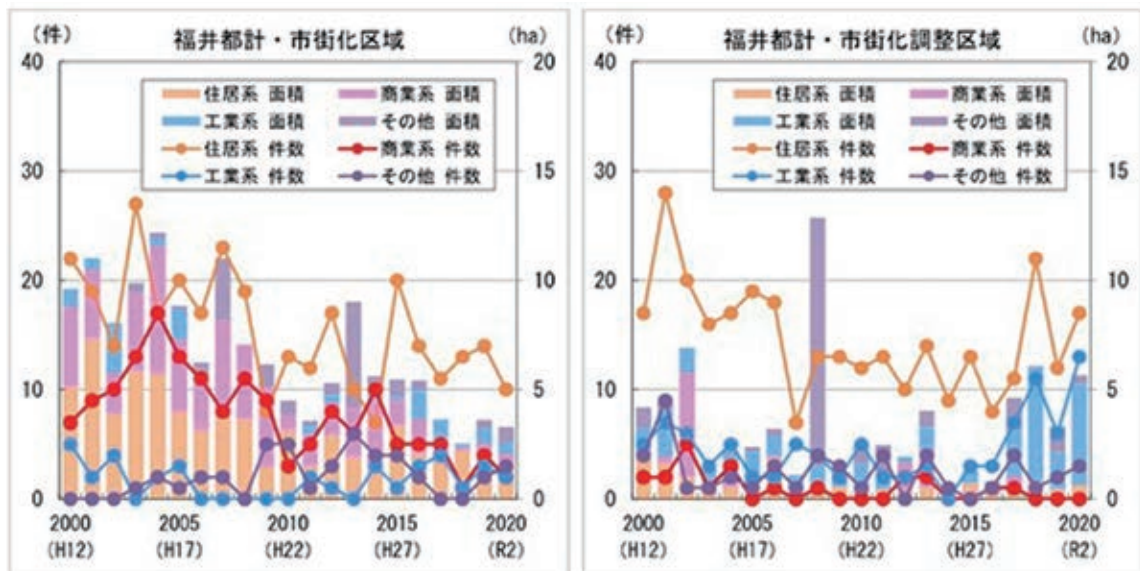


図 8-4 福井市都市計画区域の目的別開発行為の推移

出所：福井県土木部都市計画課「福井県都市計画マスタープラン「県全体の基本方針」」https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tokei/masterplan/masterplan-kaitei_d/fil/kihonhoushin.pdf

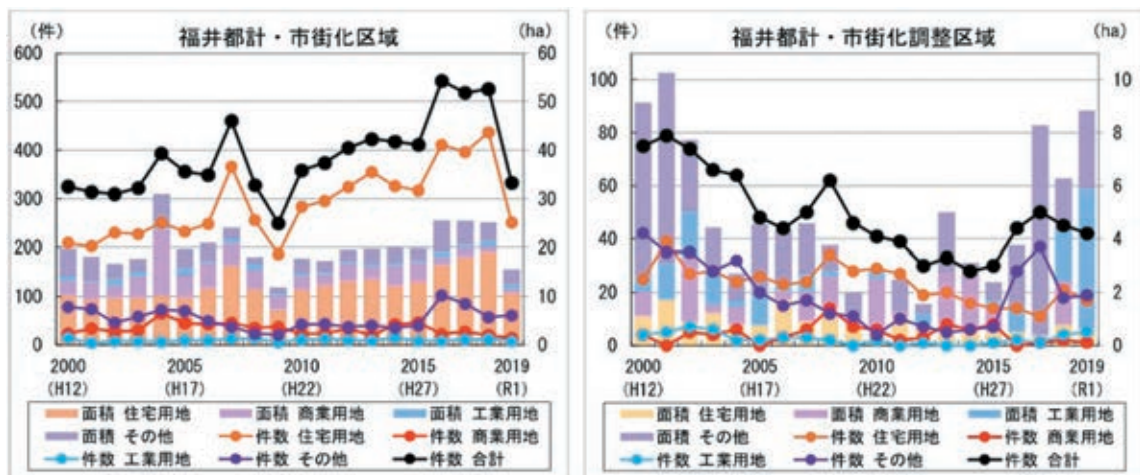


図 8-5 福井市都市計画区域の目的別農地転用の推移

出所：福井県土木部都市計画課「福井県都市計画マスタープラン「県全体の基本方針」」https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tokei/masterplan/masterplan-kaitei_d/fil/kihonhoushin.pdf

1-3 用途変更の事例

表 8-4 に福井市内における公共施行の土地区画整理事業一覧を示す。

最後に行われた「市場周辺地区」は191haで、近年の福井都市計画区域における農地転用面積と比べると遥かに大きい面積である。戦後の区画整理事業の中でも「戦災復興」に次ぐ規模で、戦後全体を通した区画整理事業の中でも特筆する大規模開発だったといえる。

図 8-6 に市場周辺地区計画の計画図を示す。この事業により福井市における商業地域の構造は大きく変わった。仮に用途変更が認められずこの地域が農地のままであれば、福井市の都市構

表 8-4 福井市内の公共施行土地区画整理事業完了地区一覧

	名称	施行者	面積 (㎡)	認可 年月日	事業費 (千円)	施行年度	減歩率 (%)
1	戦災復興	福井県知事	5,570,247	S21.9.4	710,068	S21～41	17.1
2	震災復興	森田町長	428,258	S24.9.10	20,285	S23～28	20.1
3	北部	市	1,283,712	S33.12.5	604,604	S33～44	16.5
4	南部	〃	1,140,662	S37.4.6	510,149	S37～47	22.6
5	西部	〃	1,153,815	S39.12.25	951,823	S39～50	24.2
6	東部	〃	1,401,366	S40.3.5	1,450,000	S39～50	23.7
7	南部第二	〃	449,690	S40.9.28	447,022	S39～50	25.5
8	北部第二	〃	273,997	S41.4.6	119,535	S40～45	20.6
9	西部第二	〃	922,110	S41.4.12	870,509	S40～50	25.9
10	東部第二	県	976,500	S41.8.12	765,320	S40～50	23.2
11	東部第三	市	884,161	S42.12.27	426,547	S42～48	24.8
12	北部第三	〃	806,700	S44.4.16	2,860,724	S44～59	26.2
13	東部第四	〃	244,823	S45.9.22	152,578	S44～52	25.2
14	東部第五	〃	1,037,496	S47.8.17	4,083,350	S46～62	24.2
15	北部第四	〃	234,586	S48.3.16	538,637	S47～57	21.7
16	南部第四	〃	1,258,745	S49.3.20	5,974,000	S48～H4	24.2
17	西部第三	〃	249,435	S49.9.6	787,140	S49～62	24.9
18	北部第六	〃	557,986	S50.3.29	146,000	S49～55	27.3
19	北部第五	〃	419,638	S51.2.18	1,525,000	S50～61	23
20	南部第五	〃	310,706	S52.6.25	1,313,398	S51～H3	24
21	東部第六	〃	713,010	S53.1.10	4,280,000	S52～H5	27
22	南部第六	〃	680,235	S57.5.27	4,312,000	S57～H9	24.5
23	南三社北	〃	1,196,811	S57.10.6	10,037,000	S57～H15	25.9
24	南三社南	〃	1,176,582	S57.11.19	9,265,000	S57～H13	21.9
25	東部第七	〃	799,901	S58.5.31	6,193,900	S58～H9	24.7
26	南部第七	〃	151,006	H4.9.16	2,306,000	H4～18	23.3
27	福井駅周辺	〃	165,817	H4.12.1	43,635,000	H4～30	8.99
28	北部第七	〃	746,885	H4.12.28	13,813,000	H4～25	24.1
29	市場周辺	〃	1,919,466	H8.8.29	20,245,000	H8～26	21.8

出所：福井市建設部監理課「福井市内の土地区画整理事業完了地区一覧」<https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/jutaku/kukaku/kanryochiku.html>

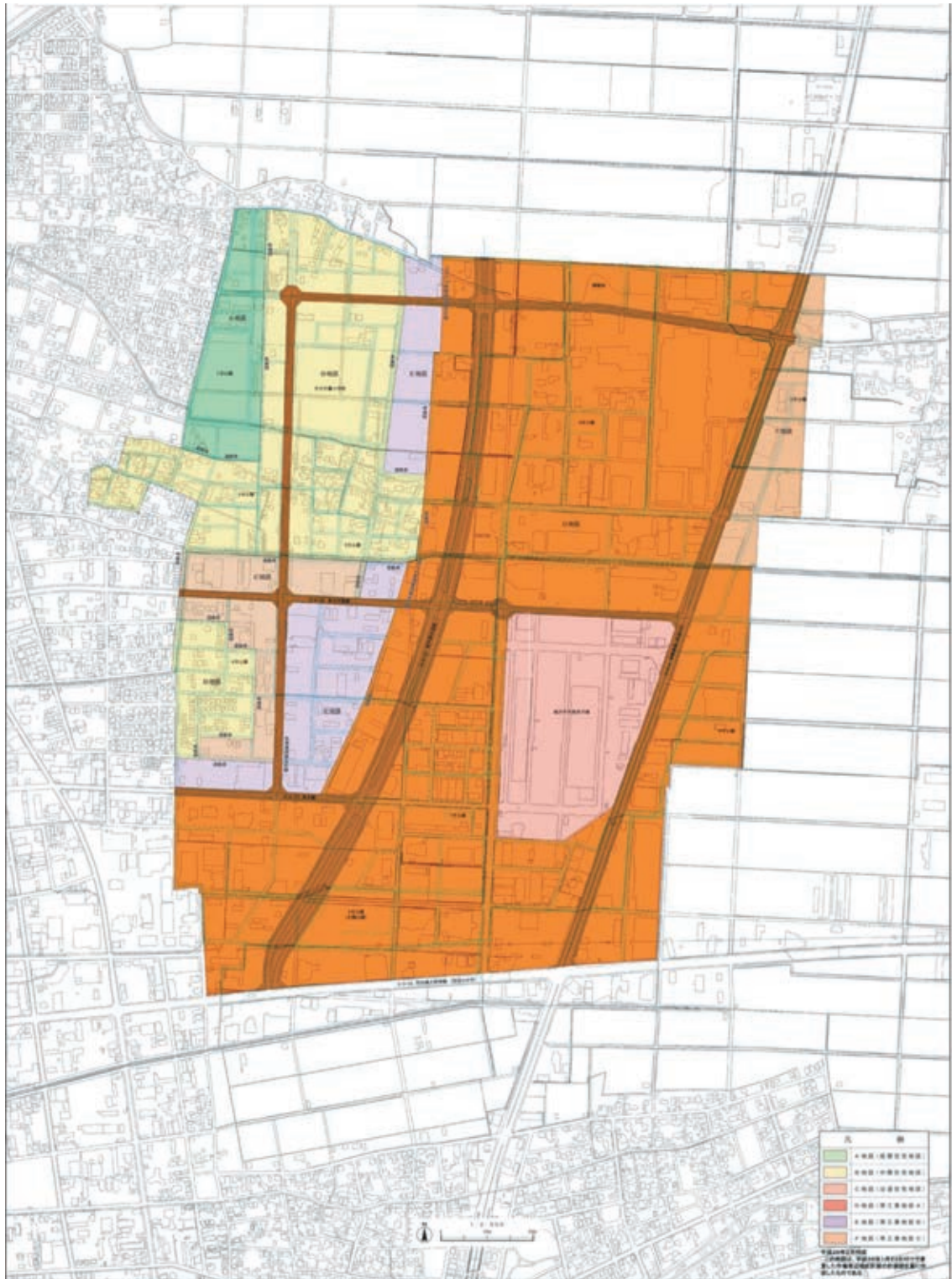


図 8-6 福井市都市計画地区計画（市場周辺地区計画）の計画図

出所：福井市都市政策部都市計画課 https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/tkeikaku/tkeikaku/p002959_d/fil/008.pdf

造は現状と全く違うものになっていた可能性もあり、用途指定の重要性を示す事例といえる。

2 農業振興地域整備計画と地域計画

2-1 福井県の農業振興地域

福井県は国の基本方針の変更を受け、「福井県農業新興地域整備基本方針」を令和3年7月に変更した。この基本方針は市町が作成する農業振興地域整備計画の指針になる。

福井県の農業振興地域は、坂井市が三国地域・丸岡地域・春江地域・坂井地域に、おおい町が名田庄地域と大飯地域に分かれる以外は、市町全体を範囲とする21の地域に分かれる。

都市計画区域内の、市街化区域および用途地域以外は農業振興地域に含まれる。農業振興地域のうち農用地面積は43,968haで、そのうち都市計画区域に含まれる面積が83,776haと、農用地の半分以上が都市計画区域内にある（表8-5）。

表8-5 福井県の農用地面積

	(ha)
都市計画区域における市街地以外の面積 (令和6年)	83,776
農業振興地域の農用地面積 (令和3年)	43,968
農用地に含まれる都市計画区域の割合	52.5%

出所：福井県土木部都市計画課「都市計画区域マスタープラン」 福井県「福井県農業振興地域整備基本方針」

2-2 「人・農地プラン」と「地域計画」

国は、これからの地域農業の将来像を明確にするため、各集落・地域ごとに農業者が話し合いをした上で今後の担い手となる経営体などを明確化した「人・農地プラン」の作成・更新を平成24年度から行ってきた。具体的な地区の区分例として、表8-6に福井市の全地区を示す。

このプランを土台にして、令和5年度から「地域計画」を作成することが法定化された（図8-7）。地域計画では、従来の「人・農地プラン」で示された「地域農業の将来の在り方」に加えて「目標地図」を作成することが求められる（図8-8）。福井県では全17市町が地域計画を作成中である（令和7年1月現在）。現在、全市町において受け手不在の地域は無い。

表 8-6 福井市の地域計画作成地域一覧

1. 北部地区 海老助、里別所/ハツ島/堀ノ宮/三郎丸/西堀/三ツ屋/地藏堂/深谷/上伏/安竹/土橋/黒丸/郡/中藤島地区（出村、前出、民近、中村、居村、高柳、新田本、中藤新保、寺前、舟橋、舟橋新、灯明寺）/中新田/二日市/山室/高屋、六日市/川合鷺塚/河合勝見/網戸瀬/中角/天池/八重巻
2. 東部地区 東藤島地区（林、藤島、泉田、中ノ郷、橋合、島橋、玄正島）/堂島/大和田/北野下/北野上/間山/重立/原目/上中、追分/新保/開発/円山東地区（南四ツ居、河増）/東今泉/北今泉/下中/印田/殿下/寮/堅達、坂下/河水/花野谷/宮地/大畑/次郎丸/岡西谷/合島/荒木別所/曾万布/和田中地区（和田中西、和田中東、和田上、神明）
3. 南部地区 樺野/稲津/荒木新保/荒木/成願寺/篠尾/高尾/前波、宿布/前波、宿布/一乗地区（浄教寺、東新、鹿俣、西新、安波賀、安波賀中島、城戸ノ内）/東郷地区（東郷二ヶ、福田、小安、上毘沙門）/南山/脇三ヶ/中毘沙門/下毘沙門/下東郷、新村/東郷中島/円成寺/上東郷/深見、桂山、谷、栃泉、赤坂/大町別所/大町/下荒井/小稲津/上六条/天王/上筋生田/下六条/下筋生田/下馬
4. 中央地区 社地区（下江守、種池、江守中）/東下野/西下野/久喜津/南南居、北南居/合谷/南江守/金屋、下市/角折/大瀬/飯塚/菅谷/西安居地区（恐神、北堀、安田、細坂、上一光、下一光、五太子）/羽坂/本堂/更毛/末/殿下地区（畠中、国山、千合、謡谷、二ツ屋、武周、鳳尾、大矢、尼ヶ谷、水谷、別畑、宿堂、西別所、白滝）
5. 西部地区 国見地区（鮎川第 1、鮎川第 2、鮎川第 3、長原、中垣内、長尾常森、白浜、大丹生北、大丹生南、小丹生）/鷹巣地区（高須、宮郷、西畑、西二ツ屋、大窪、免鳥、和布、蓑、松蔭、糸崎、北菅生）/長橋/浜住/南菅生/小幡/藁地区（為寄、石畠、田ノ頭、中山、石新保、石橋、浜別所、両橋屋、市ノ瀬、柳原）/深坂/浜島/白方/川尻/大谷/八幡/本郷地区（燈豊、中、柿谷、中河内、河内、東平、足谷、奥平、中平）/荒谷/大年/木米/一王寺/西荒井/波寄/葛蒲谷/砂子坂/水切/木下/小野/串野/佐野/上野/浄土寺/布施田/三宅/黒丸城/西中野/池尻/小尉/昭和新/砂子田/大安寺地区（南檜原、北檜原、田ノ谷、四十谷、岸水、天菅生）/宮ノ下地区（剣大谷、御所垣内、仙）/島山梨子/江上/内山梨子
6. 麻生津・文殊地区 浅水二日、浅水、真木/三十八社/下江尻、上江尻/森行/末広/主計中/三本木/徳尾/生野/角原/鉢ヶ崎/今村/今市/中荒井/引目/杉谷/安保/冬野/中野/花守/三尾野/上細江/下細江/上河北/下河北/新開/長田/二上/半田/大土呂/徳光/北山新保/北山/帆谷/大村/西袋/生部/西大味/東大味/田治島/岩倉/田中
7. 美山地区 下宇坂地区（大久保、福島、宇坂大谷、高田、宇坂別所、小和清水、瀬ヶ口）/田尻/三万谷/市波/奈良瀬/皿谷/芦見地区（所谷、西中、美山大谷、竜谷、上吉山、下吉山）/東川上/羽生地区（計石、東俣、南西俣、南宮地、縫原、仁位、間戸）/野波、追分/大宮/上薬師、下薬師/中手/神当部/上味見地区（味見河内、西市布）/南野津又/小当見/下味見地区（折立、下折立、赤谷、東河原、西河原）/横越/上宇坂地区（朝谷、蔵作、西天田、東天田、梶谷、境寺、美山、品ヶ瀬）/小宇坂/小宇坂島
8. 丹生地区 大森/山内/笹谷、野口、四ツ合/滝波/志津地区（本折、清水畑、平尾、上天下）/下天下/三留/清水杉谷/田尻栃谷/朝宮/片粕/竹生/清水/清水和田/真栗/御油/島寺/鳳巻/小羽/片山/清水山新保/清水山下/清水山上/在田/甕谷/坪谷/越廼地区（大味、茱崎、蒲生、浜北山、居倉、赤坂、ハツ俣、城有）

出所：福井市農林水産部農政企画課 <https://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/nourin/nougyou/chiikikeikaku.html>



図8-7 地域計画の策定・実行までの流れ

註：「実質化」とは区域内の過半の農地について出し手と受け手が特定化されていること

出所：農林水産省経営局経営政策課「地域計画策定マニュアル」https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/manual_ver5_1.pdf

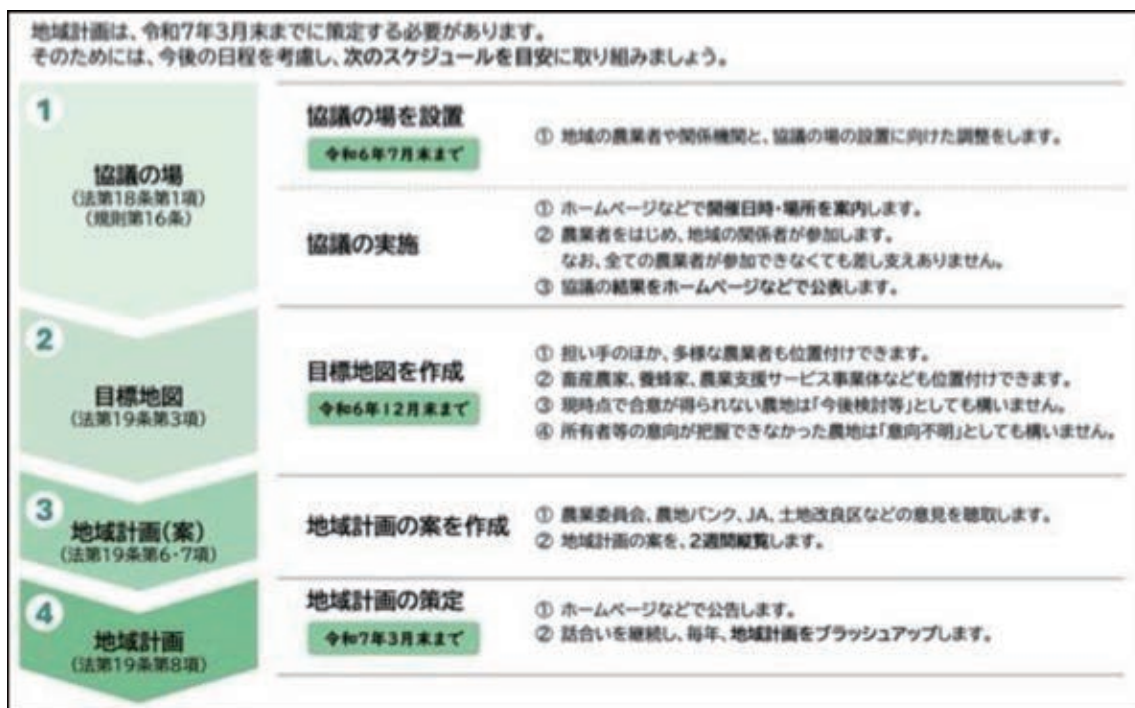


図8-8 地域計画の策定スケジュール

出所：農林水産省経営局経営政策課「地域計画策定マニュアル」https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/manual_ver5_1.pdf

目標地図の先行地域として小浜市今富地区の事例が農林水産省から紹介されている（図8-9）。地図上に営農する人を色分けし示すことで、地区全体の担い手確保状況が把握できる。各自治体は、この地図を見ながら各地区における将来の経営像を描くことが求められる。

福井県は、Ⅶ章で分析した通り全国のなかでも区画整備済みの水田率および担い手への農地集積率が高いため、他県と比べると比較的地域計画の作成も進みやすいのではないかと筆者は考える。



図8-9 目標地図の作成例

出所：農林水産省経営局経営政策課「地域計画策定マニュアル」https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/manual_ver5_1.pdf

3 おわりに

本章では、都市計画における農地の扱いと、将来の農地の担い手を明示する地域計画について分析した。

福井県のように水田地帯が広がる平地のなかに都市が発達した地域においては、農地の維持に都市計画が大きく関わっていることがわかった。都市的利用の拡大により農地が他用途に転用されるので、無秩序な都市開発と、その反対側にある優良農地の縮小を、都市計画で抑えるのが日本の法制度の枠組みになっている。

福井市では戦後の土地区画整理事業に次ぐ規模の開発が平成8年から26年にかけて市場周辺地区において行われた。この事業により福井市の商業地区は駅前が衰退し大和田地区に中心が移るという大きな変化をもたらし、行政による用途変更の影響がわかりやすい形で現れた。これは商業地の開発という側面だけでなく、優良農地の縮小という点でも意識したいと筆者は考える。

もう一点の地域計画については、令和6年12月末までに目標地図を作成、令和7年3月末までに地域計画の策定というスケジュールが農林水産省によって示されている。

今年度の調査では、この法律の枠組みの紹介しかできなかったのが、来年度は具体的に県内市町がどういう計画を立てて、農地の担い手はどう確保されているのかという事例調査を行いたい。

第Ⅷ章 文献一覧

国土交通省都市局都市計画課（2024）「土地利用計画制度」https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001855754.pptx

農林水産省経営局経営政策課（2024）「地域計画策定マニュアル」https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/manual_ver5_1.pdf

福井県（2021）「福井県農業振興地域整備基本方針」https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/021500/nousinkihonhousin-201804_d/fil/R2_kihonhoushin.pdf

福井県土木部都市計画課（2024a）「福井県の都市計画」https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tokei/toshikeikaku-sassi/sassi-index_d/fil/fukuikennotosikeikaku.pdf

福井県土木部都市計画課（2024b）「都市計画区域マスタープラン」<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tokei/masterplan/masterplan-kaitei.html>

福井県土木部都市計画課（2024c）「福井県都市計画マスタープラン「県全体の基本方針」」https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tokei/masterplan/masterplan-kaitei_d/fil/kihonhoushin.pdf

福井市建設部監理課（2015）「福井市内の土地区画整理事業完了地区一覧」<https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/jutaku/kukaku/kanryochiku.html>

福井市都市政策部都市計画課（2024）「市場周辺地区計画」https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/tkeikaku/tkeikaku/p002959_d/fil/008.pdf

Ⅸ. おわりに

本報告書では、地域計画プロジェクトの１年目として、概念整理や資料収集と対象を絞った分析を中心に行ってきた。

第Ⅱ章で、地域計画への地理空間情報の活用の展望について整理を行ったうえで、続く第Ⅲ章で福井県市町における地理空間情報の公開状況を明らかにした。その結果、福井県内の地理空間情報の公開やオープンデータ公開は未だ進んでおらず、都市計画に関連する地理空間情報はオープンデータ公開している越前市以外、利用不可能であった。そこで今年度は嶺北地域の福井市、勝山市、鯖江市、越前市の４市を対象に、独自に福井県内の市町へ都市計画にかかる地理空間情報の提供依頼を行い、その地理空間情報を入手した。そして、第Ⅳ章において地域計画への地理空間情報の活用の具体的事例として、福井県越前市の都市計画用途地域別の土地利用の分析事例を示した。今後の課題は、越前市だけでなく、嶺南地方をはじめとする市町からの地理空間情報の収集を行い、嶺北の他の市町や嶺南市町の分析を進めていく必要がある。また、単独の市町単位でなく、広域的な観点やそれぞれの関係性をGISにより明らかにしていく必要がある。

第Ⅴ章では、計画文化の観点からのデジタル・ヒューマニティーズの流れを整理することで、今後の福井県内での計画文化の考察への道を開いた。第Ⅵ章では戦後福井県内での都市・地域計画資料の予備調査を行い、資料収集とデジタル化を実践した。将来的には、日本における災害への備えとレジリエンスに関する計画文化の形成における福井の役割を明らかにすることに関心を持たれている。福井は震災後の都市計画のモデルとなった。特に関心があるのは、災害復興における福井の役割と、それが国の防災政策に与えた影響である。震災後の復興、治水、インフラ整備（原子力を含む）、人口集中の緩和などに関するトピックも含める価値がある。

第Ⅶ章では都市計画から農業計画に対象を変更し、農業産出額や農地の状況など福井県農業の概況を整理した上で、第Ⅷ章では、都市計画区域と農業振興区域、農業振興地域整備計画と地域計画について分析を行った。今後の課題は、農業の「地域計画」について、具体的な事例を調査できなかったのが、各市町がどういう計画を立てたのか、そこでの問題点は何があったのか、などについて調べる必要がある。また「地域計画」と福井県農業基本計画「次世代へつなぐ、希望あふれるふくい食・農・環境計画」の関連性についても分析が必要である。

以上、残された課題も少なくないが、それらを補いつつ、来年度は、具体的な事例調査により、福井県における地域計画の現状と課題を検討していくことにする。

2025年3月31日発行

福井県における地域計画の現状と課題
調査研究報告書（１）

編集・発行 福井県立大学地域経済研究所
〒910-1195 福井県永平寺町松岡兼定島4-1-1

印刷 株式会社エクシート
〒919-0482 福井県坂井市春江町中庄61-32